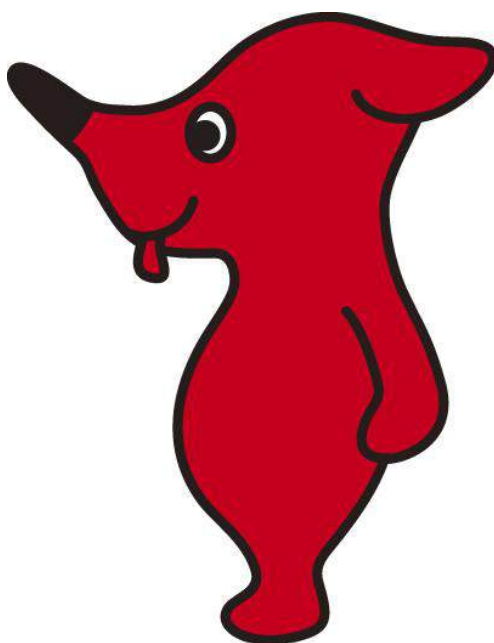


# 千葉県こども虐待対応マニュアル



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

千葉県  
令和8年3月

<b>第1章 こども虐待</b>	
1-0	本マニュアルの全体像と運用の流れ ..... 2
1-1	マニュアルの目的と適用範囲 ..... 2
1-2	こども虐待対応の基本理念・原則 ..... 3
1-3	こども虐待の基礎知識 ..... 5
1-4	こども虐待の予防とこども家庭センターの役割 ..... 13
<hr/>	
<b>第2章 こども虐待対応の全体像</b>	
2-0	【フローチャート】こども虐待対応の全業務プロセス ..... 17
2-1	業務・対応の俯瞰図とパターン別の流れ ..... 18
2-2	ケース進行管理のポイント ..... 21
2-3	要保護児童対策地域協議会 ..... 22
<hr/>	
<b>第3章 通告・相談の受理</b>	
3-0	【フローチャート】通告・相談受理から初期対応 ..... 28
3-1	通告義務 ..... 29
3-2	通告・相談の窓口と対応体制 ..... 33
3-3	通告受付の流れと通告受理票の作成 ..... 38
3-4	通告元別対応ポイント ..... 41
3-5	守秘義務・個人情報の留意事項 ..... 42
<hr/>	
<b>第4章 初期対応・安全確認・送致・援助依頼</b>	
4-0	【フローチャート】初期対応と安全確認の進め方 ..... 44
4-1	受理会議 ..... 45
4-2	48時間以内の安全確認 ..... 48
4-3	こども・保護者への初期対応ポイント ..... 49
4-4	情報収集 ..... 51
4-5	初期調査報告 ..... 52
4-6	送致・援助依頼の判断・手順 ..... 54
4-7	一時保護 ..... 57
<hr/>	
<b>第5章 アセスメントと援助方針</b>	
5-0	【フローチャート】アセスメントから援助方針決定 ..... 70
5-1	アセスメント（判定） ..... 71
5-2	支援計画の作成と合意形成 ..... 76
5-3	判定/援助方針会議・ケース検討会議 ..... 78
<hr/>	

## 第6章 具体的対応と進行管理

6-0	【フローチャート】 具体的対応・進行管理の全体像	8 2
6-1	在宅指導・支援の進め方	8 3
6-2	施設入所・里親委託の流れ	8 7
6-3	支援の進行確認と見直し	9 3

---

## 第7章 終結・アフターケア・ケース移管

7-0	【フローチャート】 終結・アフターケア・ケース移管の流れ	9 5
7-1	終結の判断と必要な手続き	9 6
7-2	転出入・ケース移管・情報連携	9 7

---

## 第8章 特殊ケースと法的対応

8-1	出頭要求、立入調査、臨検・捜索の進め方	1 0 4
8-2	親権停止・喪失等	1 1 3
8-3	刑事告発等	1 1 5
8-4	一時保護・措置に関する申立て	1 1 6
8-5	面会・通信の制限、接近禁止命令	1 2 0
8-6	被措置児童等虐待	1 2 3

---

## 第9章 関係機関との連携

9-1	連携の基本原則と重要性	1 2 5
9-2	市町村・児童相談所と関係機関の連携体制	1 2 7
9-3	連携困難時の対応と工夫	1 3 5

---

## 第10章 組織体制・記録・自己点検

10-1	庁内緊急対応チームの運営	1 3 7
10-2	記録・情報管理の基本	1 3 8
10-3	自己点検・事例検証の進め方	1 4 1

---

## 第11章 様式集・記入例・実務ツール

11-1	通告受付票・児童通告書	1 4 3
11-2	市町村の使用する様式	1 5 2
11-3	アセスメントシート	1 5 8
11-4	送致書・援助依頼書・通知書	1 7 1
11-5	要対協関係	1 8 3
11-6	ケース移管・情報提供関係	1 9 3
11-7	法的対応関係	1 9 9
11-8	ジェノグラム・エコマップの作成方法	2 1 1

---

**## 参考資料・法令抜粋**

- 関係法令（児童福祉法・児童虐待防止法等） ..... 214

- 国通知・ガイドライン一覧 ..... 228

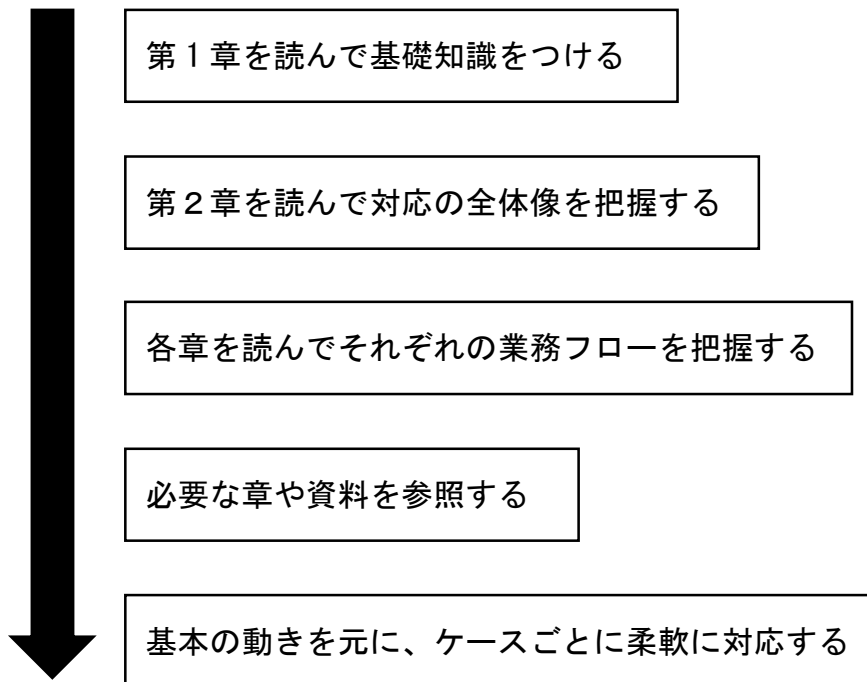
巻末 ..... 229

---

# 第1章 こども虐待

---

## 1-0 本マニュアルの全体像と運用の流れ



## 1-1 マニュアルの目的と適用範囲

このマニュアルは、児童相談所および市町村職員が、こども虐待の疑い・通告を受けてから終結までの流れを、迷わず、実践的に進められるように作成したものである。

### 【目的】

- ・ こども虐待対応の標準的な手順・判断基準を示すこと
- ・ 初心者でも、フローチャートや様式集を活用し、必要な対応ができること
- ・ 場面ごとに「誰が、何を、どのタイミングで」すべきかを明確にすること
- ・ 法的義務や人権尊重など、対応の根拠・理念を押さえること

### 【適用範囲】

- ・ 児童相談所、市町村（児童福祉主管課、母子保健主管課等）の職員
- ・ こども虐待の疑い・通告を受けた全てのケース
- ・ 関係機関との連携場面 等

## 1-2 こども虐待対応の基本理念・原則

こども虐待対応の根本にあるのは、「こどもの最善の利益」と「こどもの人権の尊重」である。

### 【基本理念】

- こどもは権利の主体であり、虐待から守られるべき存在
- こども虐待は重大な人権侵害であり、社会全体で防止し、対応することが求められている
- こどもの安全と健全な育成を最優先に考える
- 保護者の意向に左右されず、必要な時はこどもの立場で判断する

### 【基本原則】

- 迅速な対応
- 複数の職員・関係者による多面的な判断
- 家族全体の総合的なアセスメント
- 組織的な進行管理と記録
- 市町村・児童相談所・関係機関の連携
- こども・保護者への丁寧な説明と配慮

現場で迷った場合は、「こどもの最善の利益」「安全の確保」を最優先して判断する。

### こども虐待対応における家族関係支援

安全を図るためにこどもを家庭から分離することは、支援の手段であって目標ではない。

「こどもの最善の利益」を保障する観点から、こどもと家族との適切な関係構築は重要である。ただし、必ずしも家族との同居生活が望ましい形ではないこともあるため、千葉県では「家族再統合」という言葉ではなく、「家族関係支援」という言葉を使い、あらゆる形でのこどもと家族との適切な関係構築を探ることとしている。

こどもが家族や友人、その他のこどもにとって大切なものとの関係を持ちつづけていると感じ、自分が社会の一員として認められていると認識しながら成長できるよう、支援者は、保護者との協働的な関係構築に努め、関わり続けなければならない。

## 「介入」と「支援」

---

こども虐待の対応において、「介入」と「支援」という言葉が用いられる。

「介入」は一時保護などの強制的な措置のイメージが強いが、実際の意味は異なる。こども虐待の対応であっても、支援者が一方的に関わりを押し付けるのではなく、常にこどもや家族の当事者性や最善の利益を踏まえた関わりを意識する必要がある。

**介入**…当事者が積極的に支援者の関わりを求めていなくとも、問題があり法的に必要な場合に関わること。

**支援**…ニーズを満たすだけでなく、当事者として課題に向き合っていこうとすることをサポートすること。

## 「こども」の表記

---

本マニュアルでは、法律上の表記は「児童」や「子ども」と記し、18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」と記す（こども基本法第2条第1項参照）。

## 1-3 こども虐待の基礎知識

### 1 こども虐待とは

こども虐待とは、保護者等（注1）が18歳未満の児童に対して行う、こどもの心身の健全な成長を妨げる行為のことである。

虐待の背景には、家庭のストレス、社会的孤立、保護者の養育力の問題、経済困窮、DVなど様々な要因が複合している。

虐待はどの家庭でも起こり得る問題であり、発見が難しいため、早期発見と迅速な対応が重要である。

対応者は、虐待の定義・類型・背景を正しく理解し、「親の意図ではなく、こどもに有害かどうか」で判断する視点を持つことが大切である。特に、性的虐待については性的な意図の有無は関係しない。

児童虐待防止法により、以下の4つに分類されている。

**身体的虐待** 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

例)・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。

- ・首を絞める、殴る、ける、叩く、物を投げつける、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、おぼれさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、戸外に締め出す、縄などにより拘束する、鍵をかけるなどして部屋などに閉じ込めるなどの行為。
- ・意図的にこどもを病気にさせるなどの行為。

**性的虐待** 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

例)・こどもへの性交、性的行為やその教唆。

- ・こどもの性器やプライベートゾーンをこどもの監護や医療に必要な状況ではない場面で触る又はこどもに触らせるなどの性的行為やその教唆。
- ・こどもに性器や性交を見せる行為やその教唆。
- ・こどもをポルノグラフィーの被写体にする行為やその教唆。
- ・こどもに対して不適切な性的言動をする。
- ・こどもに性行為をさせることによって金品を得る行為やその教唆。

**ネグレクト（養育の怠慢・放棄）** 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

- 例)・こどもが重大な病気や怪我になっても病気に連れて行かない。
- ・乳幼児を大人のいない家に残したまま外出する。
  - ・こどもを学校やそれに代わる適切な教育機関に登校、あるいは通所させず、登校、あるいは通所を促さない。
  - ・こどもが病気や怪我などで動けない状況ではないにも関わらず、一切外出させず、外出を促さない。
  - ・適切な食事を与えず栄養不足にする。
  - ・衣類を洗濯せず不潔なままでいさせる。
  - ・こどもの住居が極端に不潔な環境になっている。
  - ・こどもの住居のガスや電気が止まっている。
  - ・車内で生活する、知人の家を渡り歩くなど特定の住居がない。
  - ・妊婦健診や出産後の健診にいかない。
  - ・こどもを遺棄する、置き去りにする。
  - ・配偶者、祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が虐待にあたる行為を行っているにも関わらず、それを把握できない、もしくは把握しながらも放置する。

**心理的虐待** 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 例)・言葉による脅迫。「●●できないと殴る」「どこかに捨てる」など。
- ・こどもが話しかけても一切無視する。こどもに一切話しかけない。必要な指示以外口をきかないことが（保護者が怒りを抑えるために一時的に行うなどの状況を超えて）続いている。
  - ・直接的な暴言など、こどもの心を傷つけることを繰り返し言う。
  - ・「お前は何もできない」など、こどもの自尊心を傷つけることを繰り返し言う。
  - ・他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする。
  - ・配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう、暴言を言うなど虐待行為をする。

### マルトリートメント

諸外国では、「マルトリートメント」（不適切な養育）という概念が一般化している。諸外国における「マルトリートメント」とは、身体的・性的・心理的虐待及びネグレクトであり、日本の児童虐待に相当する。

（こども家庭庁『こども虐待対応の手引き』より）

### (注1) 保護者とは

親権者や未成年後見人であっても、こどもの養育を他人に委ねている場合は、保護者ではない。

親権者や未成年後見人ではなくとも、例えば、こどもの母親と内縁関係にある人も、こどもを監護、保護している場合は保護者に該当する。

### 保護者以外の人物が虐待行為をしている場合

保護者によるネグレクトとして児童虐待防止法にいう児童虐待に該当し、同法に基づく通告および保護の対象になる。

### 児童虐待防止法 第2条

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### 虐待による乳幼児頭部外傷

(Abusive Head Trauma in Infants and Children=AHT)

乳幼児の身体的虐待の中でも、頭部への暴行は、直接死に至らしめたり、重大な後遺障害を引き起こしたりする可能性のある深刻な虐待である。嘔吐、意識混濁、けいれん、呼吸困難・呼吸停止などの症状を呈し、重症の場合は死に至る。重症の場合には短時間で症状が出ることが多いが、中には半日以上経過して症状が出現することもある。

従来は揺さぶられるという特定の受傷機転に限定されていたため、シェイクン・ベビー・シンドローム (Shaken Baby Syndrome=SBS) という用語が用いられていたが、激しい揺さぶりだけに限らずこどもの頭部への鈍的外力や、またはその両方が意図的に加えられたことで頭蓋骨や頭蓋内に生じる頭部損傷も含めた用語として、AHTという用語が用いられるようになった。

## 2 こども虐待の影響

こども虐待は、こどもの心身に深い影響を残し、回復に長期間の治療やケアが必要になる。

### 身体への影響

- ・体に見えるケガ（打撲、切り傷、やけどなど）ができる。
- ・体の中のケガ（骨折、耳のけが、頭の中の出血など）が起こる。
- ・栄養が足りなくなったり、体重が増えにくかったり、背が伸びにくくなることもある。
- ・愛情が足りないことで、成長がうまくできないことがある。
- ・ひどい場合は、命にかかわったり、重い障害が残ったりすることもある。

### 行動への影響

- ・落ち着いて勉強できなくなることがある。
- ・学校に行けなくなることがある。
- ・本来できるはずの知的な成長が遅れることがある。
- ・年齢に合わない難しいことをやらされることで、知的な成長が妨げられることがある。
- ・暴力で問題を解決しようとするクセがつき、攻撃的になったり、衝動的に動いたりすることがある。
- ・落ち着きがなく、じっとしていられなくなることがある（ADHD に似た症状が出ることもある）。
- ・大人の顔をうかがいながら、年齢より大人びた行動をとることがある。

### こころへの影響

- ・保護者との信頼関係が作れず、人と仲良くすることが苦手になることがある。
- ・人間関係が不安定になり、他の人との付き合い方がうまくできなくなることがある。
- ・自分はダメな人間だと思い込んだり、愛される価値がないと感じたりすることがある。
- ・心に深い傷（トラウマ）が残り、ずっと苦しみ続けることがある。
- ・強いストレスや心の傷が原因で、思春期などに心の病気（PTSD など）が出ることもある。
- ・何度も心の傷を受けることで、記憶があいまいになったり、自分が自分じゃないように感じたりすることがある（解離性障害になることもある）。



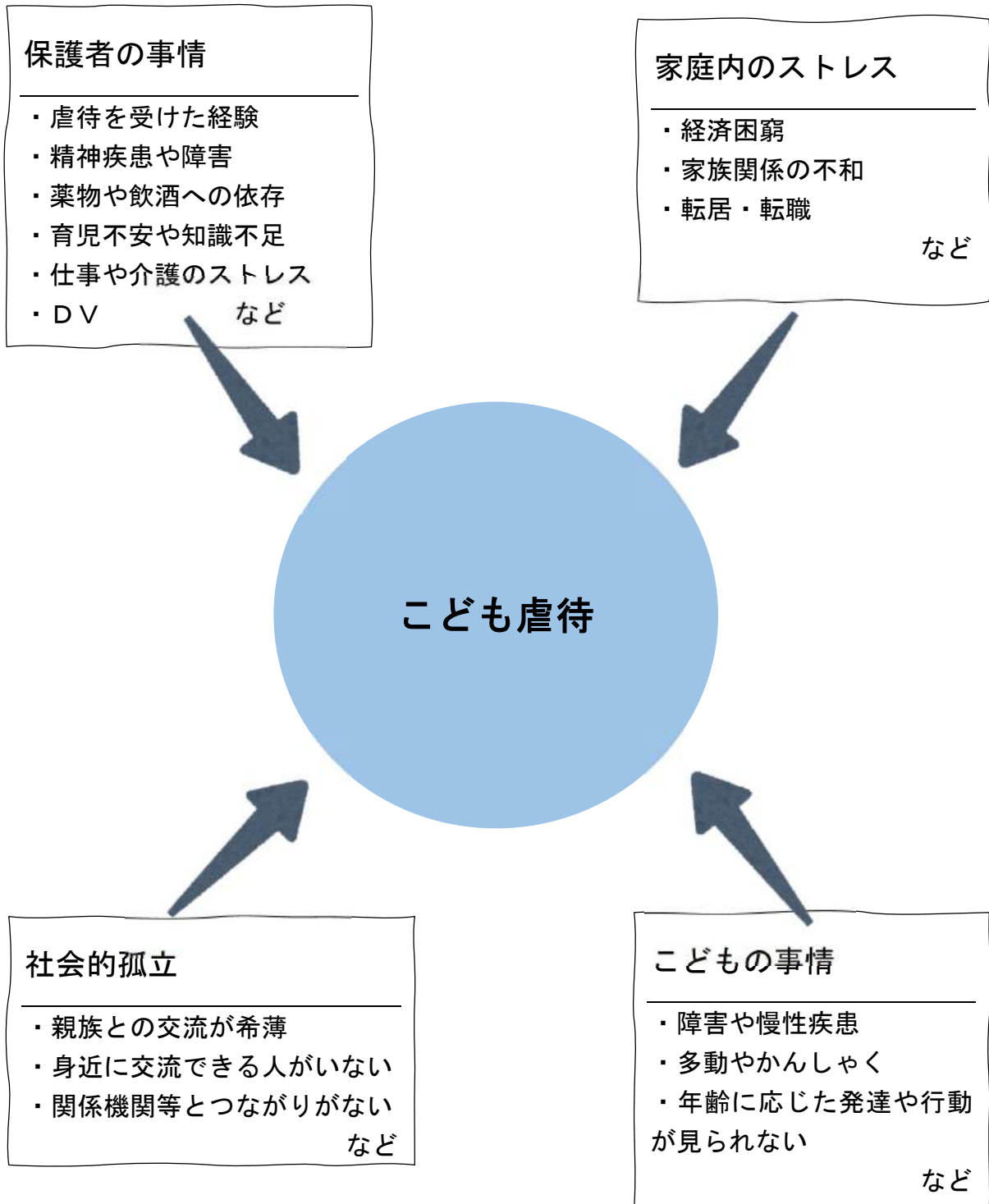
（こども家庭庁「こども虐待対応の手引き」より）

## 科学的研究

研究名	著者・年	内容
The Battered-child Syndrome 虐待児症候群	Kempe, Silverman, Steel et al (1962)	虐待の各面への影響 身体面：低身長、低体重 知的面：知的発達の遅れ 対人面：人とうまくかかわれない、対人距離の取り方がわからない
被虐待者の脳科学研究	友田明美 (2016)	虐待の脳への影響 身体的虐待：前頭前野の一部の容積が19.1%減少 ➤感情障害、素行障害 性的虐待：視覚野の容積が18%減少 ➤記憶システムの機能低下 心理的虐待：聴覚野の一部の容積が14.1%減少 ➤言葉の理解力低下、心因性難聴、うつ病、PTSD、認知機能の低下 視覚野の容積が16%減少。 ➤知能や語彙理解能力の低下
被虐待児へのトラウマケア	亀岡智美 (2016)	虐待が対人関係、学習能力、問題解決能力、感情調整や行動制御能力に影響し、こどもの心身の発達を阻害する
Intergenerational transmission of child abuse 児童虐待の世代間連鎖	Oliver, J. E. (1993)	こども時代に虐待を受けた被害者が、親になるとこどもに虐待を行う傾向がある
幼児に対する尻叩きとその後の行動問題：日本におけるプロペンシティ・スコア・マッチングによる前向き研究	藤原武男他 (2017)	体罰を受けたこどもの特徴 ・落ち着いて話を聞けない ・約束を守れない ・一つのこと集中できない ・我慢ができない ・感情をうまく表せない ・集団で行動できない
手で叩く体罰と子どもの結果：これまでの議論と新しいメタアナリシス	ガーショフ他 (2016)	虐待に至らない程度の軽い体罰であっても、深刻な身体的虐待と類似した影響(親子関係の悪化、反社会的行動、攻撃性の強さ等)が現れる

### 3 こども虐待が起きる要因

こども虐待は、様々な背景や要因が重なり合って起きる。



## 4 しつけか虐待か

### しつけと称した体罰の禁止

令和2年4月から、保護者がこどものしつけを理由に体罰をすることが法律で禁止された。また、令和2年2月に、厚生労働省が「体罰等によらない子育てのために～みんなが育児を支える社会に～」をとりまとめた。

### しつけ

こどもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、こどもをサポートして社会性を育む行為。

こどもの発達や能力に合う方法で行う。

どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える。

(例)

- ・失敗したことについて、次はどうすればいいか伝えた。
- ・駄々をこねたとき、別の遊びなど他のことに注意を促したり、場所を変えたりして、切り替えを促した。
- ・注意を聞いていない様子だったので、目を見るように促してから伝えた。

### 虐待

しつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらず行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当する。

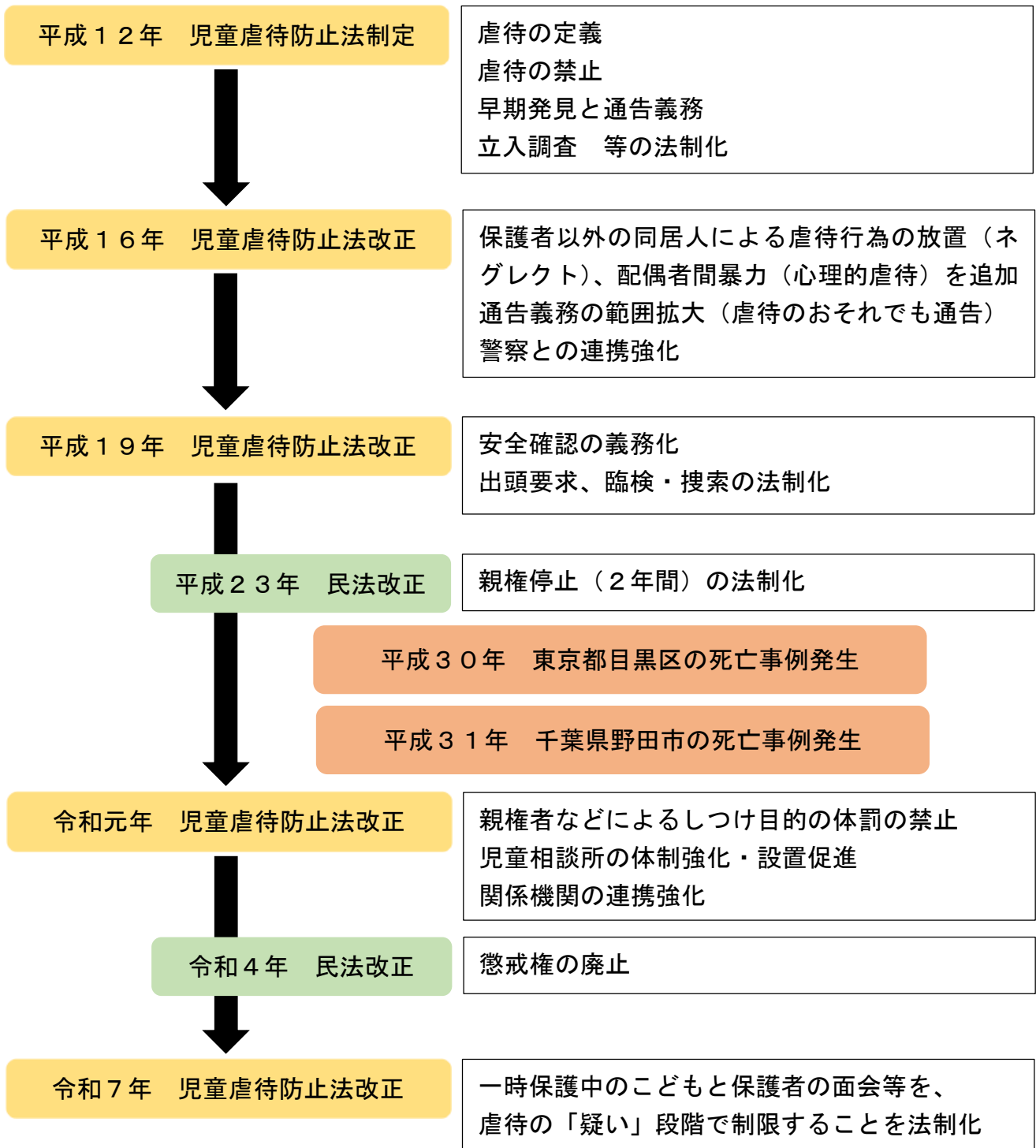
(例)

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じようにこどもを殴った。
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた。
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。

「虐待の定義はあくまでこども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うものではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、こども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、こどもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。」

(小林美智子, 1994)

## 5 児童虐待防止法等の変遷



## 1-4 こども虐待の予防とこども家庭センターの役割

### 1 こども虐待予防の原則

- ・虐待を容認しない社会づくり
- ・子育て支援の充実
- ・妊娠期からの相談体制の構築
- ・関係機関の連携

本マニュアルでは、主にこども虐待の疑いが発生した場合の対応方法について説明するが、まずは、こども虐待が発生しない環境づくりが求められる。

### 2 こども家庭センターの役割

予防の原則に基づき、その役割を主に担うのは市町村であり、そのための体制構築として、こども家庭センターの設置に努めることとされている。千葉県でも、全ての市町村で設置することを目標としている。（千葉県こどもを虐待から守る基本計画）

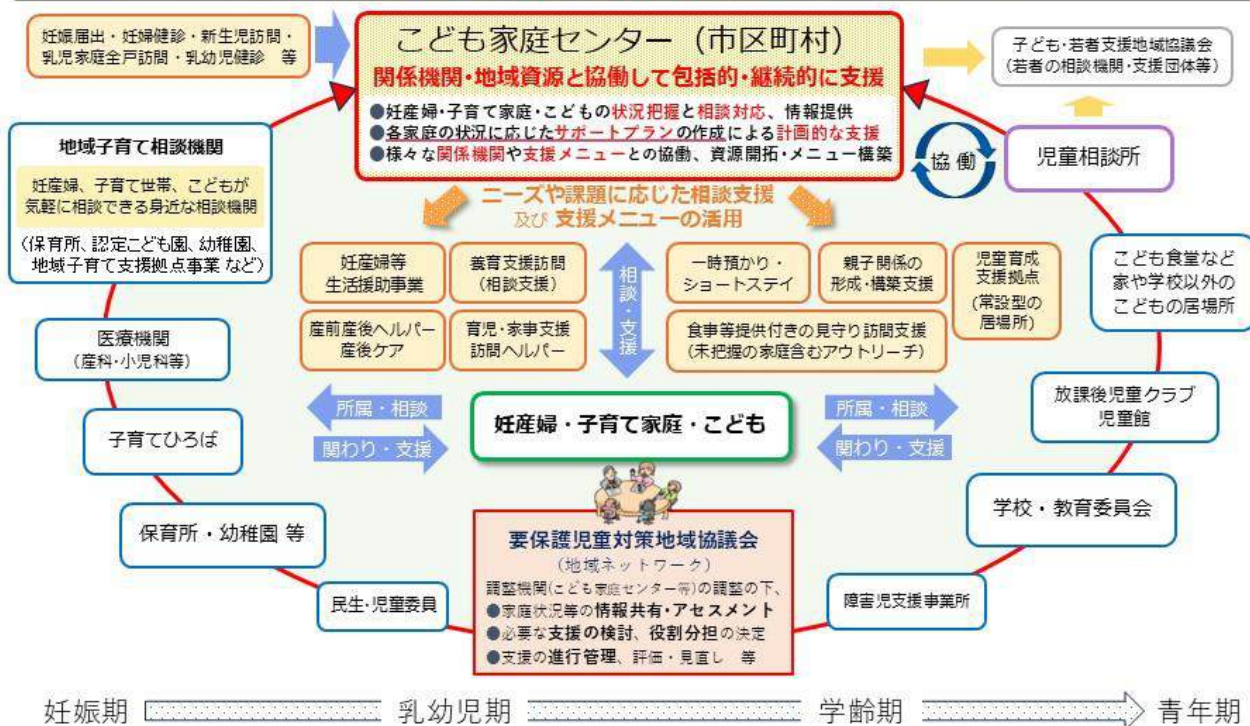
#### 児童福祉法 第10条の2

市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

- ② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
  - 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
  - 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
  - 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

こども家庭庁 **こども家庭センターを中核とした包括的・継続的支援**

令和4年改正児童福祉法により、市町村によるセンター設置が努力義務化（令和6年4月施行）  
 ○市町村において、妊産婦や子育て家庭を**早い段階から支援して子育てを支える**（身近な市町村の強み）  
 ○市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携などを通じて**早い段階で家庭の困難を把握・支援**する中核を担い、**地域全体で継続的に家庭を支える**体制を強化  
 ○設置率71.2%(R7.5.1) → **令和8年度までに全市区町村に整備**するため開設や運営の経費を補助



**【こども家庭センター（市町村）の業務内容】**

こども家庭センターの概要や業務内容については、国の「こども家庭センターガイドライン」を確認すること。基本的には、**母子保健機能と児童福祉機能**がある。

どちらも、家族や親子、こどもを中心とした支援ネットワークを構築するための情報収集や連絡調整、相談対応が主な業務となる。

《母子保健機能の主な業務》

- ①妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること
- ②妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・支援・保健指導を行うこと
- ③サポートプランを策定すること
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

《児童福祉機能の主な業務》

- ①家庭や地域の状況把握
- ②情報の提供
- ③相談等への対応
- ④総合調整
- ⑤地域資源の開拓
- ⑥要保護児童対策地域協議会の調整機関
- ⑦地域子育て相談機関の整備等
- ⑧家庭支援事業の利用勧奨・措置
- ⑨在宅指導措置の受託に係る業務

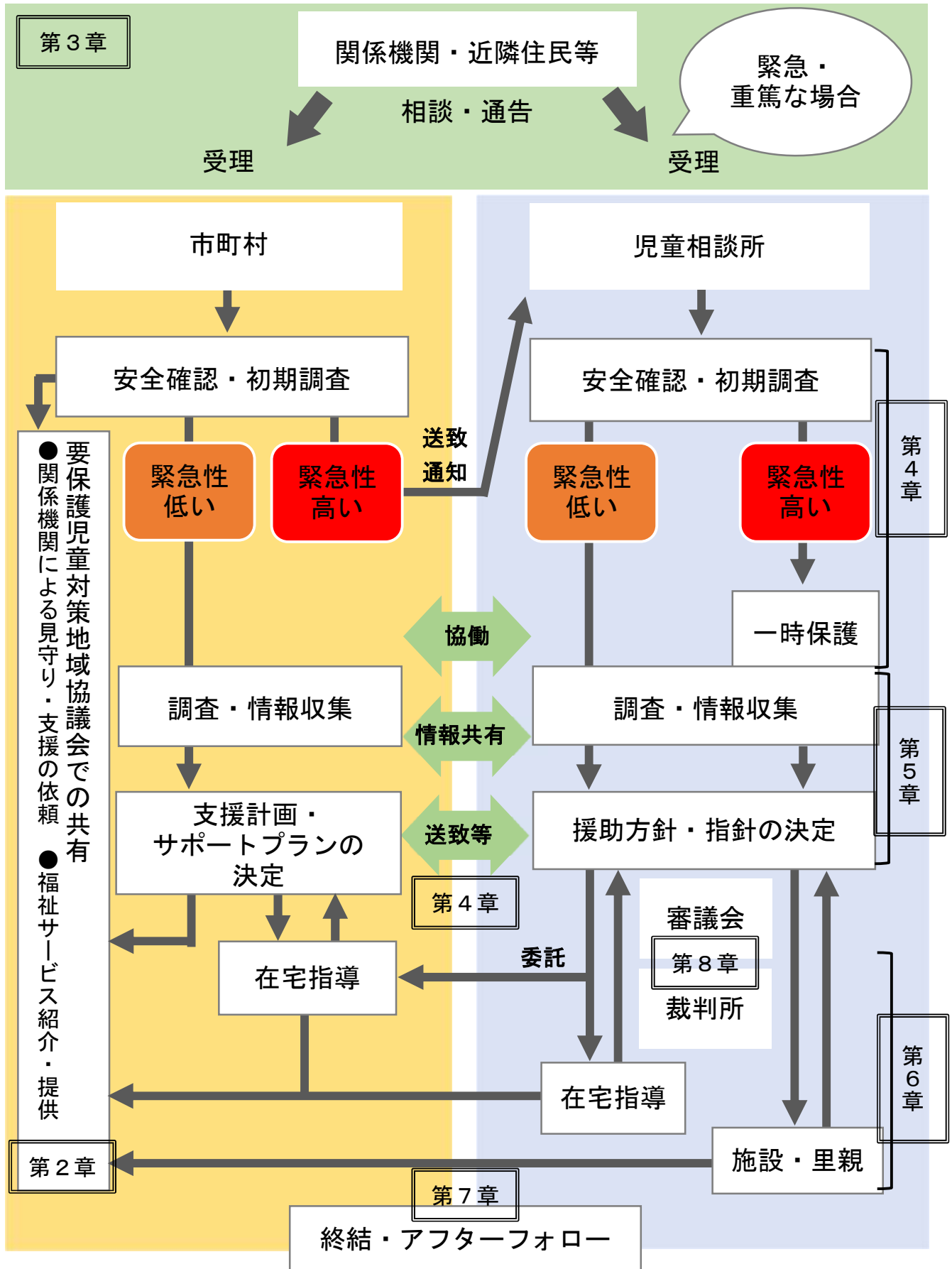
---

## 第2章

# こども虐待対応の全体像

---

## 2-0 虐待対応の全業務プロセス



## 2-1 業務・対応の俯瞰図とパターン別の流れ

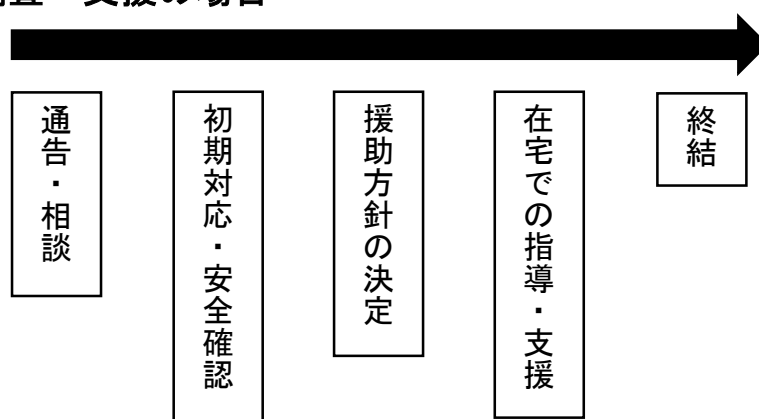
こども虐待対応は、市町村及び児童相談所が、通告を受けてから終結まで、いくつか典型的な流れ（パターン）がある。ここでは主な業務と分岐パターンを俯瞰して示す。

すべてのケースで「**通告→初期対応・安全確認→アセスメント・援助方針決定**」の流れは共通であり、指導・支援の間は定期的な安全確認・進行管理が必須となる。

こどもの安全が最優先であり、危険性が高い場合は即時一時保護や警察連携を行う。

ケース対応中に状況の変化（虐待の再発、転居、法的対応の要請等）があれば、速やかに対応を切り替える。

### 1 在宅での調査・支援の場合



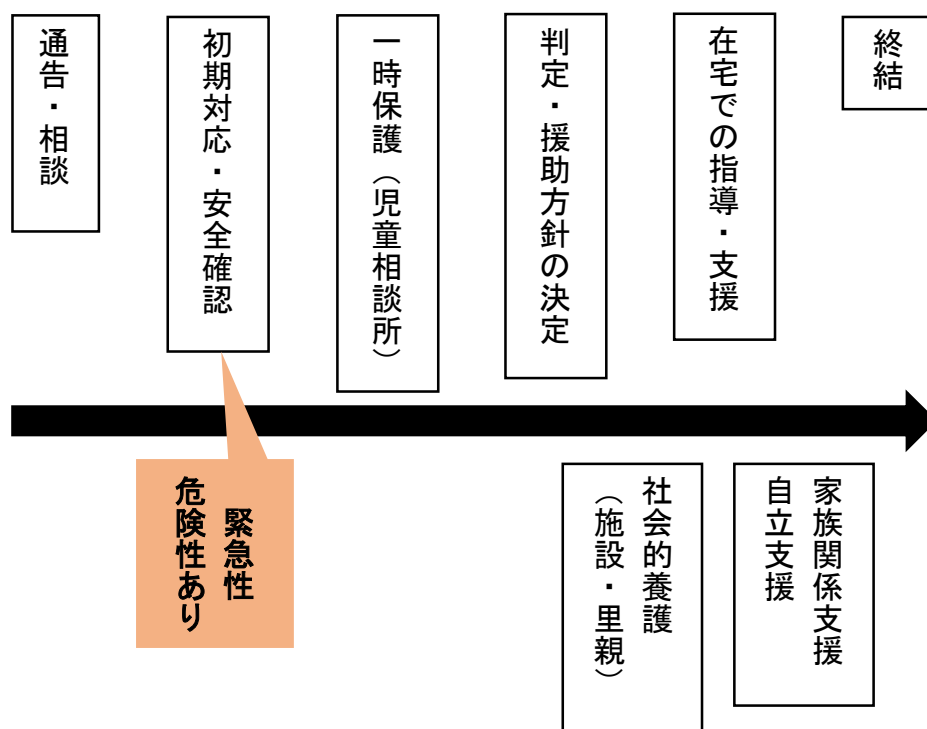
こども虐待での通告・相談のほとんどが、緊急での安全確保（一時保護）を要しない、家庭での生活が継続する中で対応するものである。

市町村・児童相談所は初期対応の過程でも支援や指導を行う。

特段の継続的な指導・支援がなくとも、初期対応の過程で状況が改善していれば、対応を終結することもある。

在宅での指導・支援の間も、進行管理を行い、緊急性・危険性が高まった場合には、「**2 一時保護を行う場合**」に対応が移行することもある。

## 2 一時保護を行う場合



児童相談所が対応する通告・相談のうちおよそ1割が、緊急性・危険性があるケースであり、この場合は一時保護を行い、こどもの安全を確保するところから対応を始める。

### 児童相談所の虐待対応件数と一時保護件数（令和6年度）

虐待対応件数：9,411件

一時保護件数：1,049件

一時保護は虐待対応の約11.1%

アセスメントの結果、在宅での指導・支援が適切であると判断できれば、一時保護を解除し、家庭に戻る。親族宅など、家族の合意を得て元々の家庭とは別の家庭での生活となる場合もある。「1 在宅での調査・支援の場合」と同様、進行管理を行い、緊急性・危険性が高まった場合には、再度一時保護を行うこともある。

アセスメントの結果、親子分離での生活が必要と判断される場合は、施設や里親などの社会的養護への措置を行う。措置を行う間も、親子それぞれに指導・支援を行い、家庭に戻る可能性を探る。

措置中の指導・支援の結果、在宅での指導・支援が適切な段階だと判断できれば、措置を解除し、家庭に戻る。その後は、上記の一時保護を解除し、在宅での指導・支援が適切と判断した場合と同様の対応を行う。

措置中に指導・支援を行っても、家庭に戻ることが子どもにとって望ましくない状況がある場合、社会的養護から自立できるよう、支援を行う。この場合も、子どもが将来家族との関係をどうしたいと考えているかを確認しながら、指導・支援は継続的に行う。

### 3 法的対応（児童相談所）

1、2のようなそれぞれの対応の流れの中で、法的対応が必要となることがある。詳細は「第8章 特殊ケースと法的対応」で説明する。

#### 【安全確認】

- ・ 出頭要求
- ・ 立入調査
- ・ 臨検・捜索

#### 【初期対応・指導】

- ・ 一時保護状の請求
- ・ 一時保護期間の延長に関する申立て
- ・ 親権停止・喪失審判の請求
- ・ 管理権喪失宣告審判の請求
- ・ 面会・通信制限
- ・ 接近禁止命令
- ・ 刑事告発

#### 【措置】

- ・ 措置についての家庭裁判所への申立て
- ・ 住民基本台帳の閲覧制限

## 2-2 ケース進行管理のポイント

こども虐待対応は、複雑になりやすく、長期間に及ぶこともあるため、適切な進行管理（ケースマネジメント）が不可欠である。

### 【進行管理のポイント】

#### 1 記録と情報共有の徹底

すべての対応・判断は記録に残し、担当者・関係機関の間でずれのないよう情報を共有する。

#### 2 定期的なケース検討会議・個別支援会議の開催

複数の職員・関係者で、進行状況や課題を確認し、支援方針を見直す。認識や情報にずれが生じている場合は、この中で調整を行う。

#### 3 進捗状況とリスクの再評価

状況が変化した場合や、進行が停滞している場合は、リスクアセスメントを再度行い、必要に応じて対応方針を変更する。

#### 4 隙間のない連携

児童相談所、市町村、関係機関との役割分担を明確にし、ケースが「たらい回し」や「放置」にならないよう進行管理責任者を定める。

#### 5 終結・移管時の注意

終結や転出入・移管の際は、十分な情報共有とアフターケアを行い、支援が途切れることを防ぐ。

困った時・迷った時は「フローチャート」「様式」などを参照し、必ず上司やチーム・関係機関と協議して進める。進行管理は「チームで支える」ことが最も重要。

## 2-3 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会（要対協）とは、虐待対応を含む要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う法定協議会であり、事務局は市町村が担う。

市町村や児童相談所が虐待ケースを受理した場合、速やかに要対協の台帳に登録し、進行管理や情報共有を円滑に進められるようにする。（[第9章](#)も参照）

### 児童福祉法 第25条の2

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十九項に規定する保護延長者を含む。次項及び第六項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

### 1 意義

- ① 要支援児童等を早期に発見することができる。
- ② 要支援児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が情報の共有を通じ、課題の共有化が図られる。
- ④ 共有された情報に基づいて、アセスメントを協働で行い、こどもと家庭の状況を多角的に捉え、支援の必要性に関する認識を共有することが出来る。
- ⑤ アセスメント結果の共有を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割や協働、支援の方向性について共通の理解を得ることができる。
- ⑥ 関係機関等が協働しつつ、それぞれの役割を果たすことを通じて、それぞれの機関が責任をもって支援を行う体制づくりができる。
- ⑦ 情報の共有を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、それぞれの役割を果たしながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援を受けやすくなる。
- ⑧ 主たる支援機関や関係機関等が行う支援について、地域協議会を通じて進行管理をすることにより、こどもと家庭の状況、状態に合わせた包括的な支援を検討し、継続的で一貫した実践ができる。
- ⑨ 関係機関等が互いの役割や限界を認識することで、相互に大変さを分かち合い足りない部分を補完し合うことができる。

## 2 対象ケース

### (1) 要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこども

- ・ 家出や死亡、離婚、入院、服役などによって保護者が不在のこども
- ・ 虐待を受けているこども
- ・ 非行や情緒障害があるこども

### (2) 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められるこども

- ・ 育児不安を抱える保護者のもとで育つこども
- ・ 養育に関する知識が不十分な保護者のもとで、不適切な養育環境におかれているこども

### (3) 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

- ・ 収入基盤が安定せず、貧困状態にある妊婦
- ・ 知的・精神的障害などで育児困難が予測される妊婦
- ・ DVや若年妊娠など、様々な複合した問題を抱えている妊婦

### 3 会議

	代表者会議	実務者会議	個別支援会議 (個別ケース検討会議)
役割	虐待に関する課題を共有し、理解を深める。実務者会議や個別ケース検討会議等の円滑な運営のための環境づくり。 こども虐待防止システムの検討	個別ケースの進行状況の把握 こども虐待防止対策の課題整理	個別ケースの支援
参加者	各機関の代表者	各機関の実務者	各機関の担当者
開催頻度	年1, 2回 緊急時	月1回 もしくは 2, 3か月に1回	必要に応じて
内容	関係機関との連携協力のための情報交換 広報、啓発 講演、研修	定期的な情報交換 ケースの進行管理 要対協の年間活動方針の策定 代表者会議への報告	支援方針の確立 支援の経過報告 評価、情報共有 再評価の検討

### 4 構成員

児童福祉法第25条の2第1項に規定されている「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」。

構成員には守秘義務が生じ、義務に反した者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。過去に構成員であった者にも義務は永久的に生じるため、名簿で管理をし、最新のものと過去のものをすべて管理しておく必要がある。

定期開催の会議の構成員以外の関係機関にも、必要に応じて要保護児童等に関する資料や情報の提供、個別支援会議への出席などを依頼することができる。

<b>福祉関係</b>	市町村の児童福祉・母子保健担当部局 児童相談所 福祉事務所（家庭児童相談室） 保育所（地域子育てセンター） 児童福祉施設（児童養護施設等） 児童家庭支援センター 里親 児童館 民生委員・児童委員協議会 主任児童委員、民生委員・児童委員 社会福祉士 社会福祉協議会 中核地域支援センター 障害児・者支援機関 （福祉事務所、発達障害者支援センター、障害児支援実施事業所等）
<b>教育関係</b>	教育委員会 幼稚園 小学校、中学校、高等学校 盲学校、聾学校 特別支援学校等
<b>DV関係</b>	配偶者暴力相談支援センター等
<b>保健医療関係</b>	市町村保健センター 健康福祉センター（保健所） 地区医師会、地区歯科医師会、地区看護協会 医療機関 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師 精神保健福祉士 カウンセラー（臨床心理士等）
<b>警察・司法関係</b>	警察 弁護士会、弁護士
<b>人権擁護関係</b>	法務局 人権擁護委員
<b>その他</b>	NPO ボランティア 民間団体（法人は団体として、法人ではない場合は個人として参加）

## 5 事務局（調整機関）

調整機関には、児童福祉司の資格を有する者またはそれに準ずる者（保健師、助産師、看護師、保育士、教員免許所有者、児童指導員）を配置することが義務付けられている。

基本的には、市町村のこども虐待対応の調整部署が事務局を担う。ただし、事務負担の分担のために複数の部署が共同して調整を行うことも考えられる。

### 【役割】

#### ①協議会の運営（開催準備、議事運営、議事録の作成、資料や記録の管理）

個別支援会議は、主担当が児童相談所であっても、市町村が一連の運営を担う。

児童相談所は、個別支援会議の運営を補助する。

#### ②進行管理（要保護児童台帳の作成、関係機関等による支援実施状況の把握）

基本的には市町村が台帳を作成し、支援の進み具合を管理する。ただし、児童相談所が主管するケースでは、児童相談所が進行管理を行い、市町村が定期的に状況を確認することもある。

#### ③連絡調整（学校及び保育所からの要保護児童等に関する定期的な情報提供の依頼・回答の管理）

※会議等に使用する様式は、第 1 1 章 - 5を参照。

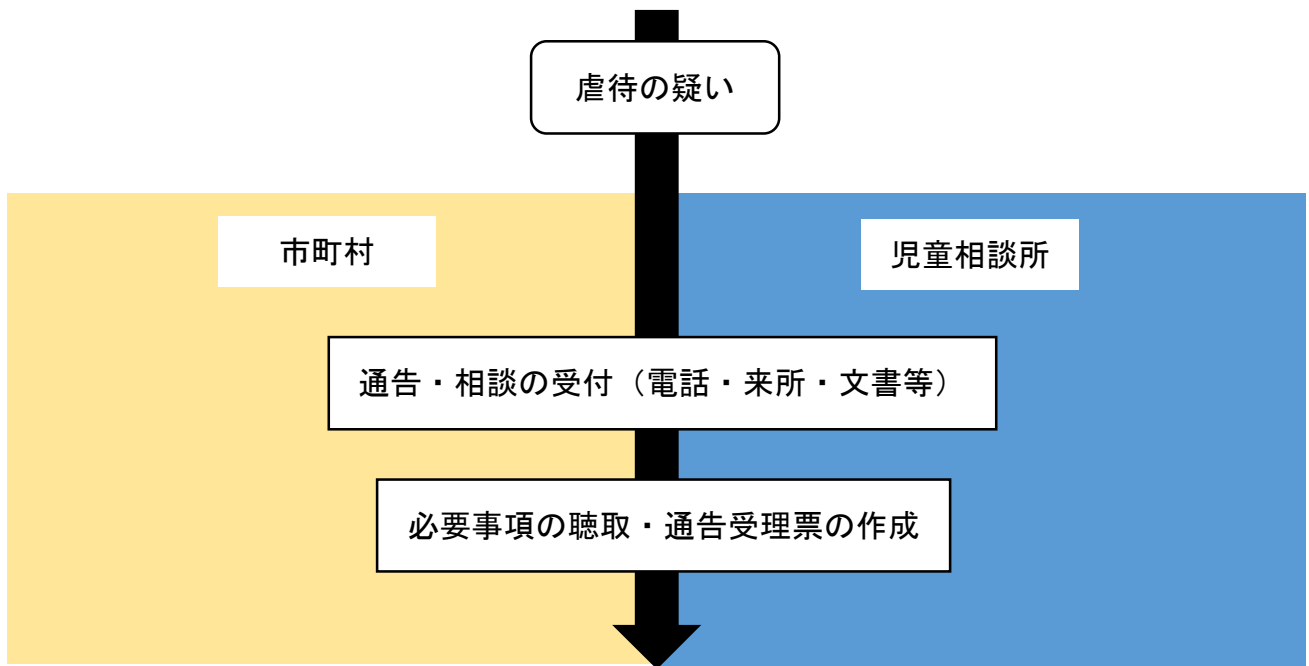
---

## 第3章

### 通告・相談の受理

---

### 3-0 通告・相談の受理



※ 万が一、通告されたこどもの居住地が管轄外だった場合は、速やかにケース移管を行う。  
詳細は「[第7章](#) 終結・アフターケア・ケース移管」にて説明する。

## 3-1 通告義務

こども虐待が疑われる場合、誰もが通告する義務がある。

平成16年の法改正により、こども虐待だと確信が持てなくても、人から聞いた話で直接見聞きしていなくても、「もしかしたら、虐待されているかもしれない」と思ったら、通告する義務が発生するようになった。実際に虐待はなかったとしても、通告した人へのペナルティはない。

通告を義務とし、通告しやすくすることで、こども虐待を発見しやすくする効果がある。

### 児童虐待防止法 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

### 通報した人が誰か相手に伝わるのでは？

児童虐待防止法第7条で、児童相談所などが通告を受けた場合、『通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない』と定めているため、秘密は守られる。

また、通告は匿名で行うことも可能。

### 児童虐待防止法 第7条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

学校や病院など、こどもに関わる関係機関も同様に通告義務があり、こども虐待防止法第5条で早期発見に努める義務が定められている。

「早期発見のためのチェックリスト」を活用し、各機関で虐待のおそれがあると判断した場合は、通告し、必要な支援につなげる。

### 児童虐待防止法 第5条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、こども虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、こども虐待の早期発見に努めなければならない。

## 早期発見のためのチェックリスト（家庭や地域において）

### （こどもの様子）

- 不自然な外傷（特に首や顔の傷や痣、火傷など）がある
- 極端にやせている等、栄養失調状態にある
- 不自然な時間に徘徊している
- 季節に合わない服装をしていたり、極端に衣類や身体が不潔である
- 常におなかをすかせていて、与えると隠すようにしてがつがつ食べる
- 学校に行く姿をあまりみかけない
- 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返している
- 保護者等がいると顔色をうかがう反面、保護者がいなくなるとまったく保護者等に関心を示さない
- 凍りついたような眼であたりをうかがったり、暗い顔をしていて周囲とうまく関われない
- 傷や家族のことについて、不自然な回答が多い
- 年齢に合わない、性的な遊びをする

### （保護者等の様子）

- こどもがけがをしたり、病気になっても医者にみせようとししない
- 小さなこどもを置いたまま頻繁に外出している
- 心身の状態が悪く（慢性疾患・精神疾患など）、子育てが負担になっている
- 地域や親族等との交流がなく孤立状態にある
- 経済的に困窮している（転職や失業を繰り返す、借金など）
- 夫婦関係が悪い
- 極端に偏った育児観や教育観を押しついたり、体罰を肯定している
- こどもの養育について拒否的であったり、食事をきちんとさせないなどこどもを放置している

※※気になることのメモ※※

## 早期発見のためのチェックリスト（乳幼児の健康診査などの場で）

### （こどもの健康状態）

- 外傷が多い（首、頭部、腹部の出血斑、たばこ・熱湯によるやけど、網膜出血、骨折、脱臼）
- 説明のつかない傷が繰り返されている
- 発達の遅れ（低体重・低身長・顔色不良など）がある
- 全身に湿疹、かぶれ（垢まみれ、おむつかぶれなど）がみられる
- 精神発達の遅れ（運動、言葉、理解、アンバランスな発達、経験不足など）がある
- 病気を治療していない

### （こどもの行動）

- 保護者等の顔をうかがったり、愛着がなく甘えない
- 言葉や行動が乱暴
- 落ち着かない
- 表情が乏しく、笑わない
- ちょっとした指示や注意で異常に硬くなってしまふ
- 衣服を脱ぐことや診察を非常に怖がる

### （保護者等の様子）

- こどもの扱いが乱暴であったり、冷たい
- こどもの発達状況を覚えていない
- こどもの状態に関して不自然な説明をする
- 母子手帳にほとんど記入がない
- 予防接種を受けさせていない
- 育児上の問題がある（検診におむつや哺乳瓶を持ってこない、月齢にあわない食事の与え方、偏った育児観、育児上の不安が極端に高いもしくは少なすぎる）
- 育児について相談する相手がなく、孤立している

＊＊気になることのメモ＊＊

## 早期発見のためのチェックリスト（医療機関において）

### （こどもの身体的所見）

#### 《全身》

- 低身長      体重増加不良      原因不明の脱水      栄養障害
- 内臓出血      繰り返す事故の既往      など

#### 《皮膚》

- 多数の打撲や傷      不自然な傷（事故では起きがたい傷や道具をつかった傷など）
- 不自然な火傷跡（煙草など）      不自然な皮下出血      不潔な皮膚や頭髪      など

#### 《骨》

- 新旧混在する多発骨折（全身骨X線撮影や顔面骨のCT所見が有効）
- 乳児の長管骨骨折      など

#### 《頭部》

- 頭蓋内出血（特に硬膜下血腫）      脳挫傷      など

#### 《眼科、耳鼻科的所見》

- 眼外傷所見（白内障・出血・網膜剥離など）
- 眼窩内側骨折      鼻骨骨折      鼓膜裂傷      など

#### 《性器》

- 性器や肛門周囲の外傷      など

#### 《精神的所見》

- 診察に対する不自然な不安や怯え      発達の遅れ（運動・精神・言語）
- 円形脱毛      チック      胃潰瘍などの心身症      自殺企図      など

### （こどもの様子）

- 身体や衣類が極端に汚れている
- 表情が乏しい
- 保護者等の顔色をうかがったり、愛着がなく、甘えようとしない

### （保護者等の様子）

- 受診させるのが遅かったり、受傷の責任を第三者のせいにするなど、あやふやでつじつまが合わない説明をする
- こどもの症状の程度、予防および治療方法などについて、関心がない
- 入院が必要でも拒否したり、入院させてもすぐ帰ってしまう
- 付き添いを拒否したり、面会は短時間で、こどもと接触しない
- 外来を中断したり、転院を繰り返す

## 3-2 通告・相談の窓口と対応体制

こども虐待通告の受付において、市町村が通常の養育相談や育児支援で対応可能な場合の相談窓口であり、緊急性が高い場合や重篤な虐待の疑いがある場合は児童相談所が窓口となるが、**通告者はどこに連絡してもよい。**

### 1 市町村（こども家庭センター）

通告や相談の際は各市町村の受付窓口に連絡する。調査や支援の中で児童相談所の専門性や一時保護などの権限行使が必要と判断したケースは、児童相談所へ送致する。

- 【役割】・ こどもや妊産婦の福祉や母子保健の相談などの受付
- ・ こども虐待通告の受付と調査、指導
  - ・ 要保護児童の把握と情報提供
  - ・ 要保護児童や妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
  - ・ 保健指導、健康診査など
  - ・ 地域資源の開拓

### 2 児童相談所

通告や相談の際は各児童相談所の電話のほか、189やこども家庭110番（043—252—1152）に連絡する手段もある。こども虐待と解釈できない児童相談やこども虐待のうち、子育て支援により対応すべきケースについては、市町村へ送致する場合もある。

- 【役割】・ 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ・ 相談対応（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえたこどもや家族に対する援助決定）
  - ・ こども虐待通告の受付と調査、指導
  - ・ 一時保護
  - ・ 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等）

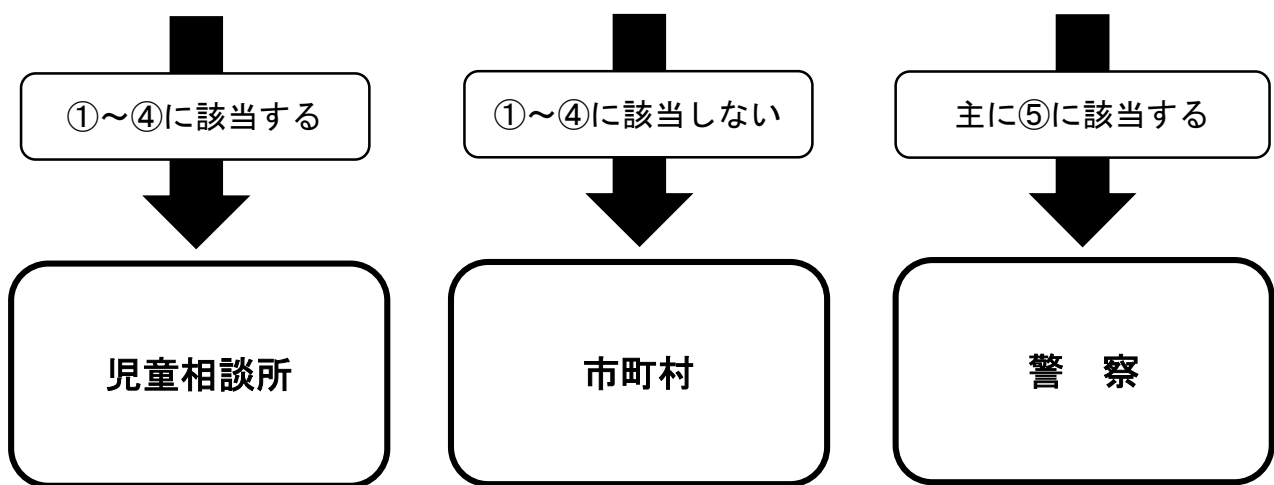
#### 市町村・児童相談所における相談種別

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待等、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のあるこどもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

通告先に悩む場合は以下の「こども関係機関による通告先の目安」  
「虐待の重症度判断の例」を確認する。

## こども関係機関による通告先の目安

- ① 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ② 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③ 性的虐待が疑われる場合
- ④ こどもが帰りたくないと言っている場合  
（こども自身が保護・救済を求めている場合）
- ⑤ この他、こどもの生命・身体に関する危険性、緊急性が高いと考えられる場合



### ポイント

- ・ こどもに重篤な被害が生じている場合は、当日の午前中など、できる限り早い時間に通告機関へ連絡する。
- ・ 傷やあざなどの写真撮影が可能な場合は、写真に残す。
- ・ 通告先の区別は、あくまで目安であるため、どこに連絡してもいい。

### 関係機関等がこどもから相談を受けた際の対応

虐待と言っても、内容には程度の差がある。しかし、こども本人は、重大な被害についてはなかなか打ち明けられない場合もある。そこで、心配するあまり、なんとかこどもから内容を聞き出そうといろいろな質問をしたくなる。

しかし、重大な内容であるほど、虐待行為を刑事事件として取り扱うことがある。その際には、こどもの負担軽減のために、「代表者聴取」による記録を裁判の主尋問に代える手続きをとることが考えられる。

この手続きをとるためには、その前の段階で、誘導教唆がなかったことを証明する必要がある。

そのため、こどもから話を聴く場合は、基本的にこどもの自発的な言葉を聴きとり、必要最低限の範囲で、「いつ、どこで、誰が、どうした」のかを、オープンクエスチョンで確認する。

## 虐待の重症度判断の例

重症度	こどもの状態	状 況
最重度	こどもの生命に危険がある  こどもが保護を求めている	身体的虐待 ・ 頭部外傷、内臓破裂、重症やけどなど ・ 乳児を投げる、踏みつける ・ 窒息させる
		ネグレクト ・ 生命にかかわる病気やケガなのに受診させない、治療を受けさせない ・ 明らかな衰弱、栄養失調、脱水症状など ・ きょうだいや保護者以外の人物による重篤な性的虐待疑い
		性的虐待 ・ 妊娠、性交渉疑い ・ 性感染症罹患 ・ ポルノの被写体になっている
		心理的虐待 ・ 自殺の強要 ・ 親子心中の企図 ・ こどもの自殺企図
		その他 ・ こどもが保護を求めている
重度	こどもに重篤な被害が生じている  こどもの生命に危険が生じるおそれがある	身体的虐待 ・ 骨折、打撲、やけど など ・ 腹を蹴る ・ 顔面のひどい外傷 ・ 被害者が乳児
		ネグレクト ・ 乳幼児の長時間、または夜間放置 ・ 長期外出禁止 ・ 主ライフライン停止 ・ 食事ができない ・ 妊婦健診未受診での出産 ・ 体重増加不良 ・ きょうだいや保護者以外の人物による性的虐待疑い
		性的虐待 ・ 性器を見せる、触る、触らせる ・ 着衣の上から体を触る ・ 性描写や性交渉を見せる

		<p>心理的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頻回な DV 目撃</li> <li>・ こどもの頻回の自傷行為</li> <li>・ 日常的に威嚇、非難、無視</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に一時保護歴、施設入所歴、きょうだいへの虐待歴がある</li> <li>・ 保護者に虐待の自覚、認識がない</li> <li>・ 保護者が精神的に不安定で判断力が低下している</li> </ul>
<p>中度</p>	<p>長期的にはこどもの心身に重大な影響が生じる危険がある</p> <p>介入がないと改善しない状況</p>	<p>身体的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半年以内に2回以上のあざや傷</li> <li>・ 新旧混在した複数のあざや傷</li> <li>・ 顔面のあざ</li> <li>・ 蹴る</li> </ul> <p>ネグレクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活環境不良で改善しない</li> <li>・ 食事に困るくらいの経済的困窮</li> <li>・ 世話をせず放置</li> <li>・ 登校禁止</li> <li>・ 家から出さない</li> </ul> <p>性的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着替えを覗く、浴室に入る</li> <li>・ こどもの不相应な性的言動</li> </ul> <p>心理的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面前 DV</li> <li>・ こどもの自傷行為</li> <li>・ 強く執拗な叱責、脅し</li> <li>・ 保護者の自傷行為</li> <li>・ 明らかなきょうだい間差別</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもに対する保護者の拒否感が強い</li> <li>・ 保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い</li> <li>・ 特定妊婦</li> <li>・ アルコール、薬物依存</li> <li>・ 行政機関のかかわりに拒否的</li> <li>・ こどもを世話する人がいない</li> </ul>
<p>軽度</p>	<p>虐待があるものの、一時的なものと考えられる</p>	<p>身体的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷が残らない程度の暴力</li> <li>・ 単発の小さくわずかな怪我</li> </ul> <p>ネグレクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康問題は起きていないが、養育を放棄しているときがある</li> </ul>

		<p>性的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもに卑猥な言葉を言う</li> <li>・ 性的描写の鑑賞物をこどもの目の届くところに放置している</li> </ul>
		<p>心理的虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時的にこどもへの威嚇、非難、無視</li> <li>・ 一時的なきょうだい間差別</li> </ul>

## 3-3 通告受付の流れと通告受理票の作成

### 1 通告受付

通告・相談を受けたら、まず落ち着いて感謝の意を示し、必要事項を正確に聴き取る。

#### 【基本の流れ】

- ① 通告・相談者が通告・相談したいと考えた意図を確認しながら、まずは通告・相談者の話す流れで大まかな内容を把握する。
- ② 通告・相談者に対し、連絡について感謝の意を伝え、しかるべく調査を行うと説明する。
- ③ 「通告受付票（様式1 第11章-1）」の項目などを確認し、まだわかっていない情報があれば、通告・相談者に対し、知っている・答えられる範囲で教えてほしいと伝え、確認をする。
- ④ 通告・相談者が不安に思っていることがないか確認する。
- ⑤ 今後、もし必要になったときに、追加の調査に協力していただけるか確認する。
- ⑥ 「通告受付票（様式1 第11章-1）」に聴き取れた内容を記載する。
- ⑦ 受理会議のために必要な情報（係属歴・住基情報など）を確認する。
- ⑧ 受理会議を行う。

### 2 受付時の対応ポイント

#### （1）傾聴の姿勢

虐待対応を行う機関で働く専門職は、傾聴について理解し、常にその姿勢を意識することが必要である。それは、通告を受け付ける際も同様である。

虐待対応においては、傾聴と制度等の説明の場면을それぞれ対応することになるため、場面に応じた適切な態度や知識を身に付けておく必要がある。

通告・相談を受け付ける場面では、通告・相談者ができるだけ多く話ができるよう、途中で口をさしはさまないなどの配慮を行い、通告・相談者の言葉に共感しながら耳を傾け、「この人には何でも安心して話ができる」「問題解決に向けて真摯に考えてくれる」という通告・相談者からの信頼感を得ることが重要である。

聴き取るべき項目はあるが、事情聴取的な対応はせず、通告・相談者の自然な話の流れの中から必要な情報を把握する。その際、推察で判断せず、できるだけ具体的な事実を聞くよう心がける。

## (2) 通告で聴きとるべき情報

共通：○虐待の具体的内容と事実経過

(いつ頃から、どこで、誰が、どんなふうに、どのくらいの頻度で)

○こどもを特定できる情報(氏名、住所などわかる範囲で)

○虐待を受けているこどもの具体的な言動

○虐待をしている保護者等の具体的な言動

○虐待と考えた事実関係をどのように把握したか(目撃、伝聞、推測)。

○保護者、きょうだい、親族、縁故者の情報

(父母間の関係については、DV対応も念頭に入れて聞き取る。)

○所属集団など関係機関の情報

○きょうだいへの虐待の有無

関係機関：○福祉制度の利用状況

○所属集団でのこどもの様子

○こどもの予定

(一時保護が必要な場合、当日中の対応となるため、こどもがこの後どう行動する予定であるか確認しておく必要がある。)

こども本人：○協力してくれる人

○今後の連絡方法

通告・相談者に聴取する際は、知っている情報・話せる範囲のことだけを聞き取る。  
通告は義務であるが、どの程度の情報を提供するかは通告・相談者の権利である。

## (3) 通告で確認、説明すべき内容

○今後の調査等の協力が可能かどうか。

○調査結果や対応方針については(こども本人など特定の相手を除いて)、通告者に伝えられないこと。

○通告者について秘密を守ること。

(虐待について知りえる対象者が通告者しかない場合や、通告者自身が今後の関わりのためにあえて通告者であることを明かす考えがある場合は、通告者に関する情報をどのように説明するか打ち合わせる必要がある。)

### 虐待行為を行っている、もしくは行いそうであるという保護者からの連絡

保護者自身が通告窓口へ連絡することは、それ自体が非常に勇気を必要とする、切迫したSOSである。そのため、保護者が自身を追い詰めないように、細心の注意と配慮をもって接する必要がある。

連絡をしようと考えた経緯や今の状況について、丁寧に聞き取り、可能な限り個人を特定できる情報を収集する。

今まさに困って連絡したと理解をしていることを説明し、できるだけ早急に事態を解決できるよう、サポートしたいことを説明し、内容によってはインテークとして速やかな来所を促す等、できるだけ早く直接会う機会を作る努力をすること。

### 通告者から通告後の対応について情報を求められたとき

通告者は、こどもの様子が心配だと感じて通告することもあるが、何がしかの解決（例えば、こどもが一時保護されるなど）を求めて通告することもある。この場合、通告時や通告後に、通告窓口のその後の対応について問い合わせが入ることがある。

このため、通告を受けた時点で、「受け付けた機関で調査を行い、その後の対応を決める」こと、「調査結果やその後の対応は、対象家庭の個人情報にあたるため情報提供はできない」ことを説明し、理解を求める。

ただし、通告者が要保護児童対策地域協議会において情報連携が可能な機関である場合には、必要な情報の共有に努めること。

### 通告ではなくあくまで情報提供であるといわれた場合

個人が特定できる場合は、通告として受付する。

個人が特定できない場合も、再度の通告・相談がある可能性を踏まえて、検索しやすいよう記録内容を分類し、通し番号を付けるなどして整理しておく。

## 3 通告受付票の作成

受理会議において、通告内容を速やかに確認できるよう、所定の様式「通告受付票（様式1 第11章-1）」に情報を記入する。

時間があって、可能であれば、受理会議において安全確認の方法を検討するため、係属歴・住基情報のほかに、こどもの関わりのある機関や所属から情報を得ておく。

## 3-4 通告元別対応ポイント

通告者の属性によって、対応時の配慮が異なる。

### 1 近隣住民・一般相談者

感謝を伝え、通告元の秘匿を約束する。

中傷やトラブルの可能性もあるため、通告のきっかけ・動機も確認する。

### 2 家族・親族

通告自体を秘密にしたい希望が多い。協力を依頼しつつ、プライバシー保護に配慮する。

### 3 保護者本人（虐待加害者）

訴えは否定せず、傾聴・共感する。責めたり批判したりせず、面談の機会を作る。

### 4 こども本人（被虐待児）

勇気をねぎらい、具体的な安全確保策や今後の流れを伝える。

緊急時の相談窓口やSOSの方法を教える。

### 5 関係機関（学校・保育所・医療機関等）

通告元の秘匿を徹底する。

ただし、可能な場合は、通告元からこどもや保護者に通告したことを説明し、何が心配なのかということや、こどもと家庭を支えていく方針を説明することもある。

保護者への対応方針は事前に協議し、今後の連携を要請する。

必要に応じて、「児童通告書（様式2 第11章-1）」を事後に送付してもらう。

### 6 警察

緊急・重篤ケースは即時連携する。警察の対応や情報提供にも可能な範囲で協力する。

警察からは、緊急度等に応じて、以下のパターンに分けて通告がある。

また、警察からの通告は、児童相談所のみで受け付ける。

・ **書面通告**：緊急度にかかわらず、最終的には書面によって通告される。

書面のみで通告される場合は、多くがDV目撃等による心理的虐待である。

・ **口頭通告（身柄付き児童通告）**：緊急での対応を要する場合は、まず口頭で通告をする。

警察が対応している中で、こどもが家庭に帰ることが不相当と判断した場合は、警察がこどもの身柄を児童相談所に引き渡す対応をする。一時保護とするかどうかは、通告を受理した時に児童相談所が判断する。

## 3-5 守秘義務・個人情報の留意事項

虐待通告は守秘義務違反にはならない。

通告者の情報は、保護者や関係者に絶対に漏らしてはいけない。

通告受付や調査時も、個人情報の取り扱い・記録・保存は厳重に管理する。

関係機関への情報共有も、法令・条例による例外規定を説明し、必要最小限で行う。

### 児童虐待防止法 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

### 児童虐待防止法 第7条

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

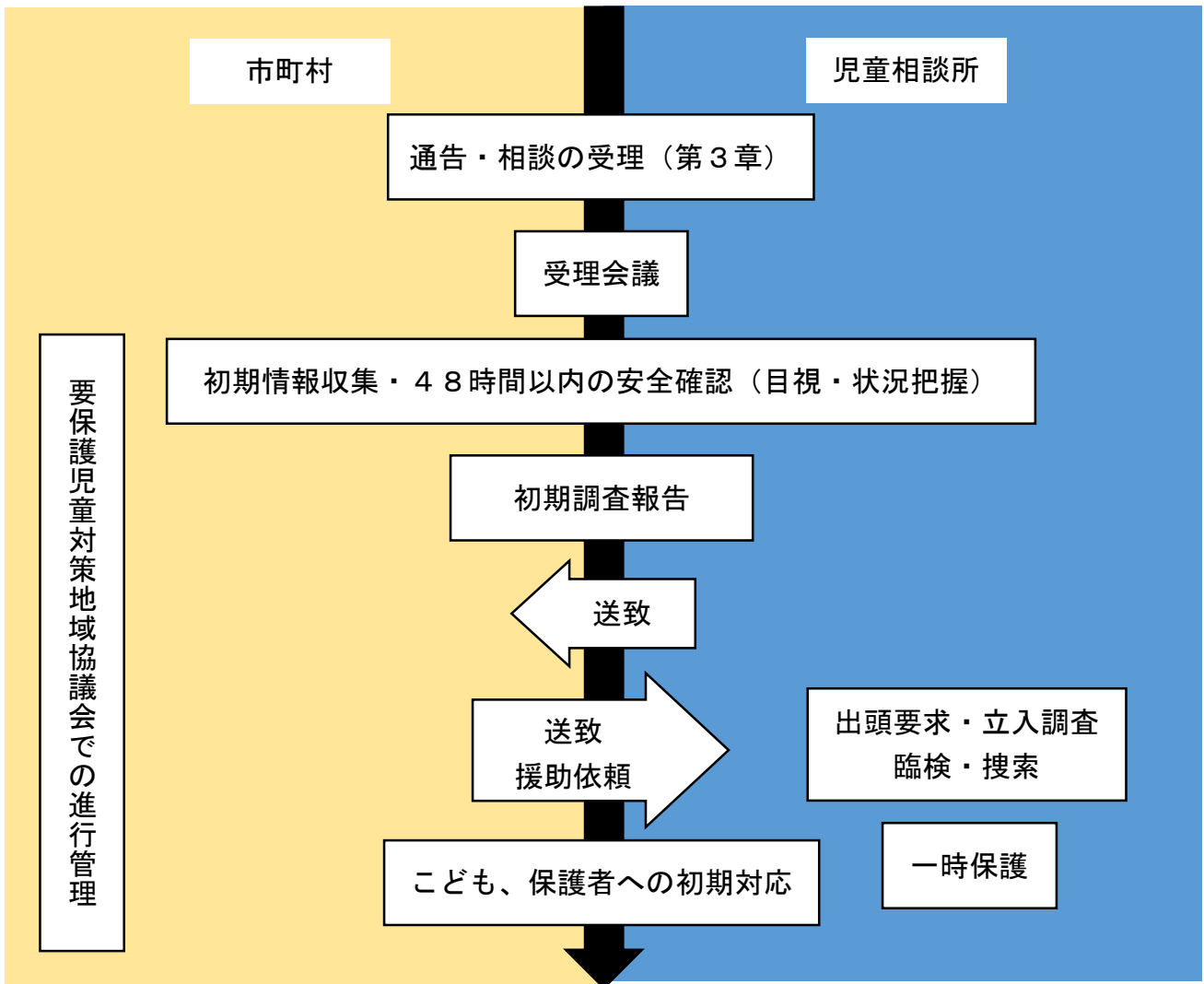
---

## 第4章

### 初期対応・安全確認・ 送致・援助依頼

---

## 4-0 初期対応と安全確認の進め方



※夜間・休日・緊急時は、状況に即した対応フローを別に用意しておく。

## 4-1 受理会議

通告・相談を受理したら、できる限りその日のうちに受理会議を開催する。

### 1 事前準備

- ・ とも虐待相談・通告受付票（様式1 第11章-1）
- ・ 緊急度アセスメントシート（様式8 第11章-3）
- ・ 取扱い歴の確認
- ・ 住基情報の確認 など

### 2 開催手順

#### 【市町村】

- （1）関係部署（児童福祉主管課、母子保健主管課、教育委員会など）を緊急招集
- （2）通告内容・受付票・初期情報を確認
- （3）緊急性・安全確認の方法（誰が・どこで・いつまでに）を決定
- （4）担当者・進行管理責任者を明確化
- （5）会議録の作成
- （6）相談・通告受付台帳（様式6 第11章-2）等に記録

#### 【児童相談所】

- （1）関係者（所長、主席、児童福祉課、児童心理課、一時保護課など）を緊急招集
- （2）通告内容・受付票・初期情報を確認
- （3）緊急性・安全確認の方法（誰が・どこで・いつまでに）を決定
- （4）担当者・進行管理責任者を明確化
- （5）会議録の作成
- （6）進行管理台帳等に記録

### 3 検討内容

#### ・ 緊急性の判断

緊急度に応じて、送致や一時保護などの検討が必要となるため、まずは現在の情報における緊急度を検討する。また、この検討の過程で不明点が多い場合には、これを調査項目とし、調査の方法を検討する際に反映する。

#### ・ こどもの安全確認、確保の方法

通告を受けてから原則48時間以内に目視によるこどもの確認を行う。通告窓口が行う以外にも、近隣住民や関係機関、こどもの所属機関の協力を得る形でこどもの状況を確認する方法をとる場合もある。緊急度によっては、こどもの安全確保のために、緊急一時保護（送致）をすることも検討する。

## ・調査項目と調査の方法

こどもの状態や家庭の状況を把握するために、特に必要な調査項目とその調査方法を検討する。特に、緊急度の判断に必要な情報は優先的に調査する必要がある。

調査については、受理した機関の職員が直接行う以外にも、すでに家庭と関わりのある機関に協力を得る方法もある。

受理会議の時点では、通告内容以外の情報がない場合も多い。ここでは短期間の情報収集の方法を検討するにとどめ、その結果を報告する場面（初期調査報告）で、援助方針の検討に向けた調査について検討する。

## ・報告期限

受理会議で検討した調査の結果を報告する期限を設定する。特に緊急度が高い場合には、報告の期限が当日中になる場合も想定される。また、初期調査報告は緊急度の精査を行う場面であるため、受理会議から1か月以内に行う。

## ・担当者

当該案件をメインで対応する担当者を決める。ただし、一時保護等の介入の場面と支援の場面は担当者を分けることが推奨されているため、必要があれば場面ごとに担当者を設定する。

基本的にはこども、保護者、関係機関等とのやりとりは担当者が担うが、緊急度が高く、報告期限が短い案件などは、複数で役割分担して対応する。

## 主訴の判別

○きょうだいがいる家庭で虐待の疑いがある場合、直接虐待を受けていないとしても、他のきょうだいも安全確認を行う。

**通告対象児童、きょうだい共に虐待が確認されない。**

通告対象児童>助言指導終了（主訴変更）

きょうだい>家族状況欄にきょうだいの記録をする

**通告対象児童に虐待あり、きょうだいは同じ内容の虐待が確認されない。**

通告対象児童>調査継続

きょうだい>心理的虐待として受理し、調査継続

**通告対象児童、きょうだいともに虐待あり。**

通告対象児童>調査継続

きょうだい>該当する種別で受理し、調査継続

○きょうだい間での性的加害被害の通告があった場合、状況によって主訴が異なる。

**加害側が明らかな場合**

加害側>性格行動相談として受理

被害側>ネグレクトとして受理

**加害、被害関係が明らかでない場合**

双方ネグレクトとして受理

○保護者以外からの虐待行為である場合、ネグレクトとして受理する。

### 調査の方法及び担当者の決め方（児童相談所）

---

**社会診断**：児童福祉司がアセスメント及び指導・支援を行う。

**心理診断**：児童心理司がアセスメント及び指導・支援を行う。

**一時保護**：児童を一時保護し、児童指導員もしくは保育士が児童の行動観察を行う。

## 4-2 48時間以内の安全確認

こども虐待対応では、受理後48時間以内の安全確認（目視・状況把握）が原則である。

### 1 安全確認の方法

#### (1) こども本人に直接会う（家庭訪問、学校・保育所での面談など）

可能であれば、家庭訪問で会う方法が望ましい。家庭でのこどもの様子、保護者への態度は、親子関係などの情報を非言語の情報で確認できる機会である。ただし、聞き取りを行う場合は、こどもとだけ話をできるように依頼するなど、可能な範囲で保護者の影響のない場を確保する。

家庭訪問が困難な場合やこどもからの通告である場合等では、学校等のこどもの所属機関の協力を得て、こどもと面談をする。面談の後、保護者と連絡を取る可能性についてこどもにも説明し、保護者への説明事項などについても事前に伝え、こどもの不安をできるだけ取り除けるように配慮すること。

#### (2) 関係機関（学校、保育所、医療機関など）に状況確認を依頼

登校、登園しているかどうか、最近変わった様子はなかったかなど、こどもの様子だけではなく、保護者やきょうだいの様子も確認する。

#### (3) 保護者が拒否する場合は、立入調査や警察同行を検討

詳細は「[第8章](#) 特殊ケースと法的対応」にて説明する。

### 児童安全確認民間協力員事業

通告のうち、泣き声が聞こえるなどのリスクが比較的軽微と思われるケースに限り、県が委託している事業者が家庭訪問による安全確認を依頼している。

県が発行した身分証を携帯し、児童相談所からの依頼で対応を行っている。

### 2 安全確認のポイント

- ・ こどもが話しやすい環境・相手（性別など）・場面を選ぶ。
- ・ 直接通告内容が身体的虐待やネグレクトではなかったとしても、発言だけではなく、傷ややせ、怯え、表情の不自然さなども観察し、通告内容以外の虐待の影響がないかも確認する。
- ・ 保護者が同席している場合は、無理に通告内容の状況を聞き出さない。
- ・ 安全確認の結果は、児童記録票、初期調査報告票などに状況・日時・方法などを記録しておく。

### 安全確認ができない場合

48時間以内に安全確認ができない場合、必ず緊急会議を開き、初期調査報告として状況を報告し、立入調査等の要否についても含め、対応を検討する。

居所不明や緊急性は低いが慎重な対応を要する場合など、必ず即時立入調査を要する事例だけではない。

## 4-3 こども・保護者への初期対応ポイント

### 1 こどもへの対応

こどもは自分が通告した場合を除き、なぜ市町村や児童相談所が様子を確認しにきたのかを理解していないことがほとんどである。もっと言えば、虐待を受けているとしても、それを虐待であると認識すらしていないことも多い。

また、虐待やその対応を行う機関について知る機会も少ないため、見知らぬ人が来たという感覚を持つことが通常であろう。

そのため、以下の点に留意して対応する必要がある。

- ・安心感を与え、「あなたの安全を守るために話を聞いています」と目的を説明する。
- ・無理に話を聞き出さず、こどものペースを尊重する。
- ・面談はこどもが安心できる場所・相手を検討して行う。  
(特に、虐待をしている疑いのある保護者が同席している場面では無理に聞き取りをしないほうがよい。)
- ・学校等のこどもの所属で面談をした場合、こどもに保護者への口止めをしないこと。  
こどもが保護者に対して秘密を抱えるような状況にしない。

### 2 保護者への対応

保護者が自身で相談した場合であっても、虐待に起因する対応は警戒心を抱くものである。実際の虐待の有無にかかわらず、通告元や対応の根拠法を知りたいと要望したり、調査を拒否したり、攻撃的な態度をとったりする保護者は少なくない。

しかし、こどもと常に生活を共にし、こどもを一番理解しているのは保護者である。虐待対応機関は場合によっては通告内容以外のことを何も知らない状況であるため、調査や指導・支援において、こどもや家庭を理解するためには、保護者とのかかわりは重要である。

保護者を罰したり、否定する目的ではなく、こどものことを一番に理解している保護者からの、こどもの安全のために必要な情報を確認するという調査の一つであることを説明しつつ、以下の点に留意して対応する。

- ・通告元は絶対に明かさない。
- ・否認や拒否・攻撃的態度にも冷静に対応する。  
事実関係について確認している中で、保護者が「そんなことはあり得ない」と否認する場合があるが、これについて「事実とは異なる」と軽率に判断し、保護者を責めないこと。特に、こどもと保護者の言い分が異なる場合には、慎重に対応する必要がある。
- ・保護者の困りごと・不安に共感する姿勢で接する。  
まずはこどもの安全や育ちについてどのような考えを持っているかを確認し、その中での困りごとや不安があれば、そこには可能な限り寄り添い、問題解決について相談できることを説明する。  
すでに改善に向けて対応している内容があれば、それも丁寧に聞き取る。
- ・DV被害が疑われる場合は個別面談やDV相談先の案内も検討する。  
(詳細は「[第9章](#) 関係機関との連携」を参照)

DV 関係は、こどもの父が DV 加害者となる場合も、母が DV 加害者となる場合もある。児童虐待対応の部署はあくまでこどもの保護者として関わり、こどもへの影響について保護者と話し合う。そのため、DV 関係についての専門的な支援は DV 相談先と連携する必要がある。

また、秘匿避難等をしている場合や DV 加害者が明らかにこどもへの虐待を行っていることが明らかな場合等で、関わることでこどもの不利益となる場合を除いて、DV 被害者側のみを調査し、対応することは十分な調査とは言えず、避けるべきである。

### 3 その他の留意事項

- ・面談・訪問は複数職員で行う。

面談や訪問時に緊急を要する事態になることも想定されるため、一人で対応することはしない。不測の事態が起きた場合に組織対応ができるよう、面談や訪問の予定は組織で共有しておく。

- ・プライバシーを守り、第三者のいる場では話さない。

家庭訪問では、玄関先で話をすると近隣から話を聴かれている可能性もある。保護者にはその可能性を説明し、できるだけ玄関内に入って話を確認するなど、プライバシーに配慮して対応する。

## 4-4 情報収集

初期対応では多方面からの情報収集が重要である。

### 1 主な情報源とその内容

情報源	内容
学校・保育所・幼稚園	出欠や登校、登園状況 こどもの普段の様子（対人関係、発達、学力、行動特徴など） 傷あざの有無 集団健診等の結果 保護者の様子（対人関係、経済状況、育児不安など） など
医療機関	受診歴、診断、通院治療の状況 健診結果 栄養状況 など
民生委員・児童委員	家庭の評判 生活パターン 相談歴 など
福祉事務所	生活保護や手当の受給状況 相談歴 など
警察	通告や家族トラブルの対応履歴 など
家族・親族	生活状況 家族の関係性（夫婦関係、親族関係） 子育ての様子 これまでの生活の経過 等

### 2 収集の際の留意点

・「何を知りたいか」事前に明確化して依頼する。

電話や直接訪問で聴きとる方法もあるが、医療機関や公的機関には、依頼書等を送付する形で調査する場合もある。いずれにせよ、調査項目を明確にしてから依頼する。

・子どもを守る責任を説明し、協力を要請する。

調査への協力は任意であるが、まずは、子どもを守るために必要な調査であるという目的を丁寧に説明し、理解を得る。

・個人情報・守秘義務の徹底。

調査を依頼する相手には、例えば保護者や子どもに事前に許可を得られない場合、保護者や子どもに情報が開示されることはないように配慮されなければならない。

また、調査依頼の際に相手が知りえない情報を開示することがないように配慮しなければならない。

## 4-5 初期調査報告

安全確認と初期対応の結果は、受理会議で定められた期限までに**初期調査報告**として会議にて共有し、その後の対応を協議する。

### 1 事前準備

- ・ 初期調査報告票
- ・ 緊急度アセスメントシート（受理会議からの変化がわかるもの）（様式8 **第11章-3**）
- ・ リスクアセスメントシート（様式9 **第11章-3**）
- ・ ジェノグラムやこどもの成長曲線などの補足資料 など

### 2 検討内容

#### ・ 緊急性の判断

初期調査の結果を踏まえ、再度緊急度を検討する。受理会議時点から補完された情報、状況の変化等による緊急度の変化はわかるように記録し報告する。

この時点でも緊急度が高く、かつ安全確保に支障をきたしている場合には、一時保護（送致）を検討する。

#### ・ こどもの安全確認、確保の結果

安全確認や確保をいつ、だれが、どのように行い、結果としてどのような状況であったかを報告する。

#### ・ リスクアセスメントと調査方法

「リスクアセスメントシート（様式9 **第11章-3**）」を使用し、報告時点で調査できている範囲を確認する。この時点で虐待ではなかったことが明らかな場合や、シートの項目が概ね網羅され、調査の過程で問題が明らかになり、適切な援助につながるなどして状況が改善している場合には、この時点で関わりを終了する判断になる（助言指導）。

ただし、リスクアセスメントをするには情報が不足している場合や、状況の改善が初期調査の中で見られない場合には、援助方針を決めるために調査を継続する。

#### ・ 報告期限

初期調査報告で検討した継続調査の結果を報告し、援助方針を決定する期限を設定する。特に緊急度が高い場合には、報告の期限が当日中になる場合も想定される。

家庭の状況が流動的に変化することも踏まえ、緊急度が高ければ1か月以内、低い場合は3か月以内など、報告期限の目安を定めておく。どのケースも3か月に1回は状況確認ができる仕組みとなっていることが望ましい。

### 3 リスクアセスメントの目的

虐待に至るおそれのある要因（**リスク要因**）を確認しておくことは、家庭においてどのような問題解決の道筋があるかを検討する材料になる。それと同時に、家庭がこれまで対応できてきたリスク要因を把握することで、家庭の持つ健康度や解決力を知ることにもできる。

リスク要因を知ることが直接援助方針の策定に結びつくわけではないが、援助方針の評価のためには必要なアセスメントの視点である。

リスクアセスメントシート（様式9 第11章-3）は、状況の共有のために該当項目を計上する形になっているが、形式的なチェックリストとして活用するのではなく、上記の目的に合わせて使用し、問題解決が進んでいるかどうかの確認のためにチェックすることが望ましい。

## 4-6 送致・援助依頼の判断・手順

虐待通告を受け付けた機関が、そのケース進行の中心となる機関を移す必要があると判断したときに、**送致**を行う。また、進行の中心を移す必要はないが、児童相談所の専門性が必要だと判断したときに、**援助依頼**を行う。

### 1 市町村から児童相談所への送致

#### (1) 送致の基準

- ・ 緊急性・重篤性が高い（生命・身体の危険がある、一時保護が必要）
- ・ 市町村のみでは対応困難（専門的判定、行政措置等が必要）
- ・ 48時間以内に安全確認できない（保護者が拒否）

#### (2) 送致の手順

※ 送致の必要性を検討する前の段階で、児童相談所に一報を入れても差し支えない。

① 会議で送致の必要性を協議・決定する。

② 「送致書（様式 1 1 **第 1 1 章 - 4**）」と調査記録・初期調査報告を児童相談所へ通知する。

※ 緊急性が高い場合が多いため、送致書（様式 1 1 **第 1 1 章 - 4**）の作成が間に合わなくとも、あるだけの資料を児童相談所に直接持ち込むなど、可能な限り状況を正確かつ迅速に伝える工夫をする。緊急性が高い場合には、早急に、口頭（電話や来所）により送致することとし、後日「送致書」を送付する。（送致日は電話や来所をした日にちである。）この場合にも、できるだけ市町村と児童相談所が十分に協議を行うため、対面による送致に努める。

③ 送致後も市町村は情報共有・協力体制を維持する。

④ 児童相談所は、送致を受けた後、受理会議をし、受理後速やかに「送致受理書（様式 1 2 **第 1 1 章 - 4**）」の通知を市町村に送付する。

送致書（様式 1 1 **第 1 1 章 - 4**）には、送致理由を明記し、情報の漏れ・行き違いがないようにする。

## 2 市町村から児童相談所への援助依頼

### (1) 援助依頼の基準

- ・児童相談所に専門的な助言を求めたい場合
- ・児童相談所に同行調査、訪問、会議出席を依頼したい場合 など

### (2) 援助依頼の手順

※ 援助依頼の必要性を検討する前の段階で、児童相談所に一報を入れても差し支えない。

① 会議で援助依頼の必要性を協議・決定する。

② 「要保護児童等の援助について（依頼）（様式 1 3 第 1 1 条 - 4）」と調査記録・初期調査報告等を児童相談所へ通知する。

※ 電話で相談し、助言を求めた場合も、必要に応じて、事後に上記依頼文を児童相談所に送付し、口頭でやり取りした内容を、改めて児童相談所が文書で回答するということもありうる。

③ 児童相談所は、依頼を受けた対応を行った後、所内の会議で報告し、対応結果の記録などを「要保護児童等の援助について（回答）（様式 1 4 第 1 1 章 - 4）」の通知文に添付して市町村に提供する。

## 3 児童相談所から市町村への送致

### (1) 送致の基準

- ・緊急性・重篤性が低い（初めての通告で、内容が養育不安や支援の不足によるものなど）
- ・市町村のみで対応できるもの（支援メニューや定期的な訪問による養育不安の解消など、支援ニーズがあるもの。）
- ・48 時間以内の安全確認ができているもの。

### (2) 送致の手順

※ 送致の必要性を検討する前の段階で、市町村と協議しておく。

① 会議で送致の必要性を協議・決定する。

② 「送致書（様式 1 1 第 1 1 章 - 4）」と調査記録・初期調査報告を市町村へ通知する。

※ 必要に応じて、児童相談所と市町村で同行訪問を行い、スムーズに支援へ移行できるようにする。

③ 市町村は、送致を受けた後、受理会議をし、受理後速やかに「送致受理書（様式 1 2 第 1 1 章 - 4）」の通知文を児童相談所に送付する。

送致書には、送致理由を明記し、情報の漏れ・行き違いがないようにする。  
送致の具体例としては、警察からの書面通告（DV目撃等）などが考えられる。

## 4 市町村から児童相談所への通知

### (1) 通知の基準

すでに児童相談所が対応中のケースで、新たな通告を市町村で受け付けた等の事情により、調査を行った結果、立入調査や一時保護等が必要と判断される場合。

### (2) 通知の手順

※ 通知の必要性を検討する前の段階で、児童相談所に一報を入れる。

① 会議で通知の必要性を協議・決定する。

② 「児童相談所の対応について（通知）（様式 15 第 1 1 章 - 4）」を児童相談所へ通知する。

※ 緊急性が高い場合が多いため、通知の送付は事後に行っても差し支えない。

### 児童虐待防止法 第 8 条

市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

一時保護とは、こどもの安全を確保する等のために、児童相談所長の判断のもと、こどもを一時的に家庭から分離し、保護する措置（行政処分）である。

国の「一時保護ガイドライン」などを参考に、対応にあたる。

## 1 一時保護の目的

- ① こどもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため。
- ② こどもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため。

## 2 一時保護の判断基準

一時保護は、こどもの行動等を制限するものであるため、他に手段がない場合に行われるべきものではあるが、その検討に不必要に時間をかけ、判断に迷って躊躇することは、こどもの生命や権利に重大な影響を与える可能性があることを踏まえ、迅速に検討し、判断される必要がある。このとき、情報がすべて集まっていないという理由で介入を遅らせるべきではない。

そのため、常に以下の基準を念頭に置き、情報を整理し、会議にて判断する。

- ① こどもの生命に危険が予想されるほどの虐待を受けているおそれがある。
- ② 乳幼児で虐待を受けているおそれがある。
- ③ 性的虐待を受けているおそれがある。
- ④ 保護者が同意せず必要な医療行為ができないため、生命・身体の危険がある。
- ⑤ 在宅援助を行っているが、長期に渡って虐待の改善が見られないか、状況が悪化している。
- ⑥ 周囲の援助を拒否してこどもの安全が図れない。

### 3 一時保護の流れ

#### (1) 会議にて一時保護の必要性を協議・決定する。

上記の基準に関する情報のほか、緊急度アセスメントシートやリスクアセスメントシートなども確認し、総合的に判断する。

#### (2) 親権者等に一時保護の理由・目的を説明する。(同意書記入の依頼)

事前に親権者等に同意を得ることが望ましいが、虐待対応においては、親権者等が協力的ではなかったり、関わることに拒否的である場合がしばしばあることから、同意を得ることが難しいばかりか、一時保護を阻止しようとする場合もある。

一時保護は、親権者等や子ども本人の同意がなくとも、その必要があると裁判所にて認められ、一時保護状が発行されれば、実施できる。

その後の手続きのために、原則同意書への意向の記載を依頼する。同意の有無だけでなく、意見書として作成し、それを裁判所への請求資料に添付することができる。

ただし、例え事前同意のない一時保護であったとしても、一時保護当日に親権者等と接し、以下の説明事項についてわかりやすく伝え、一時保護への同意は得られなかったとしても、この後、児童相談所と関わっていくことの理解は得られるようにする。

#### 【説明事項】

- ・一時保護の理由及び目的
- ・一時保護中の生活
- ・一時保護が行政処分であり、審査請求の対象であること及びその手続き方法
- ・今後の調査などの流れや大まかな期間の目安、児童相談所の決定プロセスなど  
(ただし、保護者を安心させるために決定していない事項を既定路線のように伝えてはならない。)
- ・(不同意の場合) 一時保護の司法審査プロセス (意見書を裁判所に提出できること等)

#### (3) 一時保護決定通知書の交付

事前に同意を得るなどしている場合には、事前に一時保護決定通知書を親権者等に交付する。

緊急で一時保護を行った場合などは、一時保護を実施した後、速やかに交付し、親権者等に交付する。

#### (4) 一時保護の実施

一時保護は、児童相談所の一時保護所で行うか、都道府県知事の登録を受けた者（登録一時保護委託者）もしくは児童養護施設や里親等への委託により行う。

ただし、上記のいずれでも一時保護できない場合で、直ちに一時保護が必要なときは、2週間以内であれば、上記以外の者に一時保護委託を行うことができる。

一時保護の場所は、原則親権者等に通知することとなっているが、通知することでこどもの保護に支障が出る場合は、秘匿すること。

こどもには理由と必要性を説明し、意向を必ず確認（意見聴取等措置）するが、同意を得られなくとも一時保護を行うことを伝える。

一時保護は児童福祉法にて2か月の期限が定められているが、その性質上、期限より短くなることも、長くなることも想定されるため、その旨をこどもにも説明しておく。

また、一時保護を実施する場所での過ごし方なども説明し、こどもが可能な限り見知らぬ場所への不安を抱えないように配慮する。

#### (5) アセスメント（判定）を行い、援助方針を検討する。

具体的なアセスメントの方法は、「第5章 アセスメントと援助方針」にて説明する。

援助方針には、家庭に戻って生活する中で援助を行うか、社会的養護（里親・施設など）で生活する中で援助を行うかという選択が必要となる。

いずれにせよ、一時保護期間ができるだけ長期間に及ばないように、早急に調査し、アセスメントを行う必要がある。

また、援助方針の検討のために、個別支援会議を開催するなどして、市町村や関係機関の理解と協力を得る。

#### (6) 一時保護の解除

援助方針が決まれば、一時保護を解除し、適切な生活環境の中で援助を行う。

### 【一時保護（社会的養護の措置）から家庭に戻る場合の基準】

- ・家庭に戻った場合に、再度一時保護に至るような状況が発生しない見込みがあること。

安全かどうかは重要な視点であり、それと同時に、こどもの居所が安定することも育ちの中で重要である。したがって、再度一時保護の可能性があるのであれば、その可能性が低くなるまで、一時保護（措置）を継続し、環境調整を行うべきである。

- ・虐待の再発防止に向けた、具体的な変化や支援計画があること。

保護者の意識変容は重要な視点である。その上で具体的な行動や支援計画を立て、再度困難に陥った時の虐待の再発を防ぐことが大切である。具体的な変化や支援計画を、こども、保護者、児童相談所、市町村、関係機関などで共有し、今後の在宅支援や経過観察につなげる。

- ・こどもが家庭で安心して過ごせるという意向を持っていること。

家庭の変化や支援計画は、かならずこどもにも意向を確認し、それを反映するか、合意を得られるように努力する必要がある。こどもが安全な生活をイメージし、それがうまくいかない場合に、再度支援計画の見直しができるよう、どのようにサインを出すかも話し合っておく必要がある。生活の変化等についてイメージができていない場合、家庭復帰時やその後の環境の変化に対して強い不安を抱くことになり、行動の問題として現れることもある。

## 4 一時保護状の請求

一時保護状は、一時保護を行う必要のあるこどもの親権者等が、一時保護に対して同意をしない場合に、裁判所に対して児童相談所が請求する。

具体的な請求の方法等は、国の「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」を参照すること。

一時保護状は、事前請求と事後請求のどちらも可能である。

事後請求の場合、一時保護を開始した日を含めて7日間以内に請求する必要がある。

一時保護状が発布された場合、これは児童相談所が保管し、親権者等に対して交付されることはない。もし、こどもや親権者等が希望すれば、一時保護状の閲覧や複写の提供を行う。

しかし、請求を行った際の資料に関しては、通告元の情報が記載されているものであるため、正式な開示請求の手続きを依頼し、その手続きの中で、不開示情報の確認を行う。



## 5 一時保護中の生活援助

### (1) 基本的な留意事項

一時保護中の大原則は、生活を通してこどもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うことである。

しかしながら、こどもにとっては急に生活場所や関係する人が変わり、混乱を生じる。過酷な環境の中にいたこどもほど、安全な環境の中においても安心感が持てなくなっていることもある。

基本的な配慮として、以下のような対応をとる。

- ・ こどもが安心できる距離で関わる。(パーソナルスペース)
- ・ こどもがいつでも大人を頼れるように、目の届く範囲にいる。  
自分から話しかけにくいことを想定して、定期的に声をかける。
- ・ 誠実に、わからないことなどはわからないと伝え、説明ができることにはわかるように答える。
- ・ こどもの大人に対する怒りを受け止める。
- ・ こどものペースを最大限尊重し、すぐに環境に適応することを求めない。
- ・ 一時保護されている場所では、暴言や暴力は一切禁止されていることを説明する。

### パーソナルスペース

他人に近づかれると不快に感じる空間のことであり、その範囲の広さは個人の価値観や相手との関係などによって異なる。他人が無断でこの範囲に侵入すると、不安や緊張が高まり、ストレスを感じる。

一般的には、腕一本分以上の距離を置くことで、相手を侵害しないで過ごすことができる。

## (2) 一時保護開始時のこどもへの対応

一時保護されたこどもは、まずは環境の変化に動揺し、喪失感を抱いていることが多い。そのため、まずはその動揺や喪失感などについて共感し、一時保護によって当然引き起こされる感情や反応であることを伝える。そのうえで、以下の説明を行う。

### ・一時保護の理由や目的

一時保護の理由や目的は、こどもの安全を図ることであり、児童相談所が決定をしたことを説明する。

こどもが自分自身の責任で起きたことだと感じたり、保護者に捨てられたと感じたりすることのないよう、伝え方を十分配慮する。

### ・今後の流れ

1日の生活の流れや生活する場所の説明に加え、法律に基づき、基本的には1カ月程度で今後の方針が固まり、家庭に戻るか、そうでない場合には長期的な生活ができる場所での生活を準備し、2か月以内に解除する考えであるが、この期間は早まることや長くなることもあることを説明する。ただし、こどもの状況によって対応方針が異なるため、すべてのこどもにこの説明をするわけではないことに留意する。

また、方針を決めるために、こども自身の話を聴いたり、心理検査を行ったり、身体に関する検査や治療などを行うなど、そのこどもが体験する対応の内容について、こどもが理解できるように説明をする。

これらは、一時保護開始時のみならず、その後も定期的に伝えることが望ましい。

こどもへの説明を行った際は、必ずこどもの意向を確認する。こどもの安全のために、意向をかなえることができない場合には、その理由をこどもが理解できるように説明する。

### (3) 一時保護開始時に必要な情報

#### ・外傷、栄養状態等の身体状況

衣服で隠れた部分の確認も要するため、こどもに理由を説明し、服の下に傷などがいないか見せてもらうよう依頼する。必ず、こどもと同性の職員が対応し、他の職員やこどもが通じかからない、プライバシーが守られた状況で確認する。

傷等があった場合には、記録として写真を撮る。

傷等がある場合や発熱等の症状がある場合などは、応急処置をし、病院を受診できるように手配する。

また、一時保護開始から速やかに、健診を受けられるようにする。

#### ・アレルギーや服薬、通院等の状況

特に食物アレルギーについては、早期に確認し、食事内容には注意する。服薬や通院がある場合には、児童相談所が保護者の代わりに通院を行うか、服薬している薬を用意してもらう必要がある。

これらは、一時保護する場所に看護師がいる場合には、必ず情報を共有し、適切に管理する。

保護者やこどもから確認できない場合、こどもの所属があれば、情報提供を依頼する。健康診断や歯科検診の結果も確認することが望ましい。

### 一時保護中の病院受診

一時保護中の病院受診の費用は、公費によって負担する。

児童相談所が発行する「受診券」が必要になるため、一時保護を開始する際には速やかに手配する。

#### ・学力や学習進度

一時保護中は、安全確保のために外出が制限され、結果として学校に普段通り通学できないこともある。学力や学習進度は、アセスメントのためにも必要な情報だが、一時保護の場での学習支援にも必要な情報である。

#### ・習慣や趣味など

一時保護という特殊な状況に置かれている中で、できるだけ普段の生活で親しんでいる習慣や趣味を維持できるように確認する。一時保護施設では、集団生活の場合が多いため、すべてができるわけではないが、可能な範囲で実現できるよう、話し合うことが重要である。

#### (4) 一時保護中

一時保護中には、以下の対応が保障されなければならない。

##### ・医療受診

一時保護中の受診は児童相談所長の権限で行うものである。虐待による怪我以外にも、生活の中での突発的な発症に対応する。

##### 受診の結果

治療の必要があれば、親権者等の同意がなくとも、児童相談所長の権限で治療を行う。ただし、家庭復帰に向けて調整することが原則であることから、親権者等に受診の結果や治療の必要性、方法について説明をし、理解を求める。

必要に応じて、傷等の診断書や意見書を医療機関から発行してもらう。また、状況によっては、親権者等に病院に同行してもらい、医師の説明を受けられるようにする。

##### ・学習支援

通学が可能な子どもについては、一時保護施設等からの通学ができるように調整する。特に、入学式・卒業式・修学旅行など、子どもにとって重要な行事には、安全が確保できる範囲で出席を調整する。

##### 一時保護中の学習支援

安全面や距離の問題から、通学ができない子どももいるため、千葉県では、民間事業者に学習支援を委託し、子どもに適した教材を使って支援を行えるようにしている。

また、学習に関しては、子どもの所属している学校と常に連携をとり、定期テストの実施も行う。

##### ・個別ケア

特に、一時保護施設は集団生活になるが、集団生活のルールを一律に押し付けることは権利侵害に当たると考えるべきである。これまでの生活習慣から、適応が難しい状況があれば、徐々に参画してもらえらるよう調整する。

ルールについては、その目的を子どもに説明して理解を得るようにし、もし目的の説明ができないルールがあれば、そのルールの取扱いについて再度職員間で協議すべきである。

衣服については、特に下着類は、他の子どもと共有するものであってはならない。

また、子どもの所持物については、合理的な理由なく持ち込みを禁止してはならない。

## （５）特別な状況へのケア

一時保護されるこどもの背景は多様であり、さらに環境の変化や不安感などによって、様々な行動が現れることがある。

事前にどのような行動が現れるかを知識として把握し、実際に行動が起きたときに冷静かつ適切なケアを行えるように準備しておく。

### 【一時保護中に起きる行動の例】

- ・ 他害
- ・ 性的問題
- ・ 自傷
- ・ 無断外出 など

### 性的虐待の疑いがあるこども

まずは、被害確認面接（もしくは司法と合同で行う代表者聴取）を行い、被害の状況を確認する。そのうえで、身体状況を確認するために、婦人科（もしくは小児科）を受診する。

面接では語らなかった被害が、受診によって判明することもあるため、原則受診することが望ましい。

また、被害にあったこどもは、自分の体がどの程度傷ついているのかわからず、強い不安を抱いている。受診することで、「問題がない」ということを医師から伝えられることは、こどもの安心につながる。

## （６）一時保護解除時

一時保護解除の際も、一時保護中に築いた人間関係を失ったり、環境の変化を感じたりするため、不安や怒り、悲しみが現れることがある。できる限りこどもが見通しを持って過ごせるよう、解除について伝える時期についても配慮が必要である。

家庭復帰であっても、社会的養護への措置であっても、今後も児童相談所職員が継続的に支援を行うこと、その具体的な内容や頻度なども共有し、**必ず意向を確認する。**

社会的養護への措置の場合は、措置先の職員や里親等との交流や、施設などに見学に行くなどの機会を作り、こどもの不安を緩和することに努める。

## 6 親権者等とこどもの面会・通信

児童相談所においては、こどもと保護者間のコミュニケーションをサポートすることが重要な業務の一つである。このため、一時保護中であっても、親権者等とこどもの面会・通信は対応が可能な範囲で行うことが原則である。合理的な理由がない限り制限してはならない。

しかし、以下のような場合には、面会・通信の制限について慎重に判断する必要がある。

- ・ こどもと親権者等の発言内容が食い違っており、面会・通信を通じて、親権者等がこどもの人格等を否定するような言動を行う可能性がある。
- ・ こどもが親権者等の話題をすることに強く動揺しており、面会・通信によって悪影響が出る可能性がある。
- ・ 親権者等の精神状態が不安定であり、こどもに対しても攻撃的な言動をとる可能性がある。
- ・ 親権者等が一時保護に同意しておらず、児童相談所に不当に居座ったり、侵入を試みたりするなど、こどもを連れ去るおそれがある。
- ・ 親権者等がこどもに「早く家庭に戻るために、余計なことを言わないように」などと口止めをしたり、脅したりする可能性がある。
- ・ こどもに重大な虐待（犯罪行為）が行われた可能性があり、利害関係者の影響がない状況での調査が必要である。 など

面会・通信の制限は、任意の協力を得て行うもの（行政指導）と強制力をもって行うもの（行政処分）があるが、いずれにせよ、その理由についてこどもや親権者等に説明し、意向を確認する。また、制限の判断は会議に諮り、必要がなくなれば速やかに解除する。

親権者等が明確かつ真摯に面会・通信の制限に協力できない意向を示した場合には、行政処分による制限を行う。詳細は「[第8章](#) 特殊ケースと法的対応」にて説明する。

## 7 成人年齢到達時の対応

児童相談所の対応は、原則18歳未満の児童に限るが、一時保護中に、成人年齢（18歳）に達する場合がある。

成人年齢を迎えるまでに、その後の対応（生活場所が決まるまで一時保護施設で過ごすこと、一時保護施設での行動制限など）をこどもと職員で話し合っておく。

成人年齢になると、本人の希望がない場合は一時保護を継続することはしない。本人が希望した場合には、改めて本人宛に一時保護決定通知を交付する。

## 8 審査請求

一時保護は行政処分であるため、行政不服審査法にのっとり、親権者等には審査請求の手続きを行う権利がある。一時保護決定通知の際には、この権利について適切に説明し、窓口について案内する。

ただし、本審査手続きを開始しても、その時点で一時保護が中断されたり解除されたりすることはなく、処分の決定手続きが適切に行われたかを審査するものであるという、手続きの趣旨も説明しておく必要がある。

### 【審査請求の窓口】

千葉県総務部審査情報課

## 9 期間延長の申立て

一時保護は児童福祉法において、その期間が2か月を超えてはならないと規定されているが、やむをえない状況がある場合には、期間を延長することができる。

ただし、これには親権者等の同意が必要であり、同意が得られない場合には、児童相談所から家庭裁判所に延長に関する申立てを行う必要がある。

この申立ては、一時保護を開始した日から2か月以内に審判結果が出る必要があるため、概ね一時保護開始から40日を経過する時点で、期間延長の見込みがある場合には、その理由とおおよその期間をこどもと親権者等に説明し、意向を確認する必要がある。

したがって、一時保護中のアセスメントと方針決定はおおよそ1か月程度で行われなければならない。

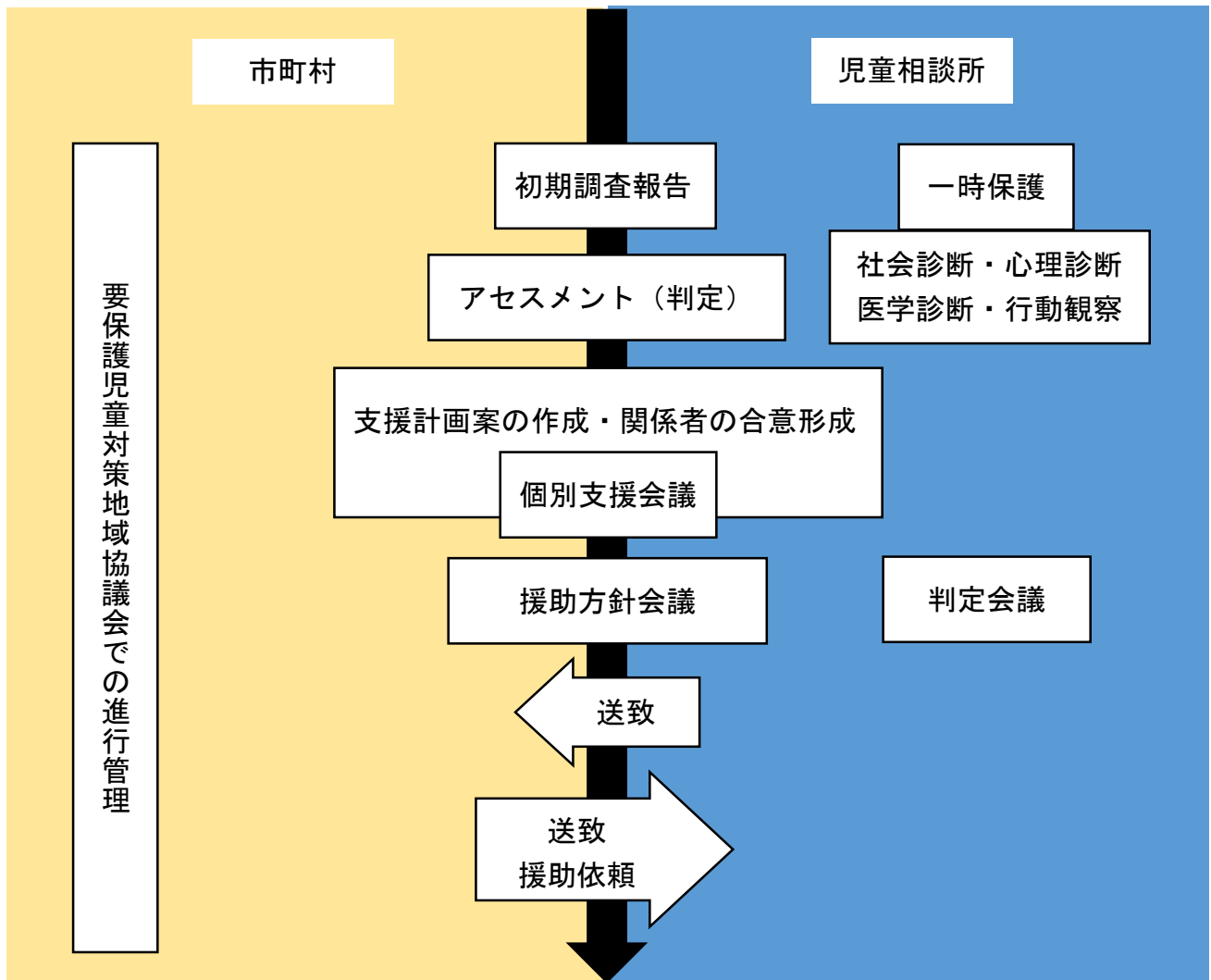
---

## 第5章

# アセスメントと援助方針

---

## 5-0 アセスメントから援助方針決定



## 5-1 アセスメント（判定）

初期調査報告での検討も踏まえ、さらに調査を行い、子どもと家庭への援助方針を決定する。一方的に指導する形ではなく、調査の過程で子どもや家族と対話を重ね、子どもや家族が必要だと感じて主体的に目標を設定し、行動できるように働きかける。

そのためには、まず、虐待行為に至る構造や家庭内外の関係性などを正確にアセスメントする専門性が必要である。

虐待が生じる家庭は、様々な問題が重複し、複雑に絡んでいることが多い。また、適切な援助方針を立てるためには、虐待の状況やリスクについて、一方的かつ場当たりの対応にならないよう、家族全体の関係性やプラス要因も含めた判定が必要である。

子どもの問題について話をするのに、関係のなさそうな家庭の状況や保護者の成育歴などを確認することについて、保護者が拒否的な反応をすることがあるかもしれない。しかし、保護者の考え方やそれを構築してきたこれまでの生活を知らないままに適切な助言はできず、保護者や子どもとの信頼関係の構築もできない。

子どもの安全について明確な責任を示しつつも、子どもや家庭について最も把握しているのは保護者や家庭にかかわってきた関係者であることを念頭に置き、保護者と協働して必要な援助方針を立てる姿勢が望ましい。

児童相談所におけるアセスメント（判定）は、社会診断、心理診断、行動診断、医学診断により行い、これを基に援助方針を検討する。市町村においても可能な範囲の調査を実施し、援助方針を検討する。

## 1 アセスメントの考え方

こども中心で考えながら、**家族全体の構造を「システム」として捉えること**（社会診断）が有用である。そのシステムの中における**児童個人の特徴・問題があるならば、それが何であるかを心理診断していきながら、ケースワークの一助としていく。**

家族の問題は、**家族が相互に影響しあい生じている。**その中で、**問題が悪循環に陥っていることもあるので、多視点で家族を見ていくことが必要である。**

しかし、問題を注視することは、**家族やこどもにとって強いプレッシャーを抱かせるきっかけになり、建設的な話に至らず、問題解決そのものに拒否的になってしまうこともある。**このため、**拒否的な感情を緩和しながら、どうすれば解決できるのか（援助方針）を考えられるように促すアプローチも必要となってきた。**

具体的なアプローチ方法は様々あるが、**なぜ変化したのか、変化しないのか等の課題について正確に分析し、それをこどもや家族と共有し、よりよい形の変化を促していくことが、アセスメントと支援の基本である。**

担当者が主体的に家族の課題を見立て、それを会議で確認し、ケースワークを進めていく。組織内の決定についても、**一方的なものではなく、十分な協議の中で、担当者がより解像度の高い、こどもや家族にとって効果的なアセスメントを行えるような体制づくりが望ましい。**

担当者としても、**専門職としてのアセスメントに責任感を持ち、方針をこどもや保護者に説明できるように意識することが必要である。**

## 2 児童相談所におけるアセスメント

児童相談所は、強制的な措置の権限を持っており、その実施に関しては、慎重な判断が求められる。そのため、より専門性が高く、多方面からのアセスメントが求められる。

### (1) 社会診断

こどもに起きている問題の性質、こどもやその保護者等の置かれている環境および問題と環境の関連を、社会学、社会福祉学的等の専門的知見に基づき把握、分析することにより、最善の援助の在り方について判断する。

#### 【内容】

- ・ 具体的な主訴（通告内容）
- ・ 主訴の背後にある本質的問題
- ・ 虐待の内容、頻度、危険度
- ・ こどもの生育歴（学校の健診）
- ・ 家族歴や家族の現状
- ・ 他の家族からみた虐待状況及び保護者に対する認識、感情、態度
- ・ 家庭内外におけるキーパーソンの有無
- ・ 社会資源の活用の可能性
- ・ 援助に対するこども、保護者の意向            など

### (2) 心理診断

心理学的見地から、児童の発達状況、育った家庭環境からどのような影響を受けているのか等の状況を診断し、支援方法を検討する。児童との面接のみならず、その保護者と面接することも子どもを見立てる上で重要であり、家族面接をすることで家族の力動を把握した上で、児童の心理診断をすることは極めて有用である。

#### 【内容】

- ・ 知的発達段階の評価と知的構造の把握
- ・ 情緒、行動面の特徴の把握
- ・ 心的外傷体験の程度の評価                    など

### （３）行動診断

一時保護所や委託先では、こどもの生活態度や行動、対人関係などの状況を、24 時間体制で、日々の生活や関わりの中できめ細やかかつ客観的に観察し、援助の在り方を検討することができる。多くの場合、これらの場は集団生活であり、一定のルールや日課が設けられているが、こども本来の姿を把握するためには、危険な行動や他のこどもたちに極度の迷惑や不快を与える場合を除き、過度な禁止や制約をせず、柔軟で受容的な対応を心がけることが望まれる。

また、こどもの特徴的な行動や状況については、児童福祉司、児童心理司、医師、児童精神科医など多職種で共有することで、観察の視点や役割分担について助言を得るとともに、診断や支援方針の精度向上につなげることができる。

特に支援方針が決まった児童については、施設入所までに時間を要する場合も多いため、一時保護中の生活の中で方針に基づいた支援を実践し、その効果を検討・修正しながら、より適切な支援につなげていくことが重要である。

### （４）医学診断

こどもの精神や身体の状態を医学的知見から捉えることで、虐待の状況や程度、その影響について検討し、必要に応じて治療につなげる。

児童相談所に配置されている嘱託医師に依頼するほか、高度の技術や検査が必要な場合には、外部の専門性の高い医療機関と連携し、診察を依頼する。

## 3 市町村によるアセスメント

市町村においても、児童相談所における社会診断と同様のアセスメントを行う。

強制的な措置の権限を実行する判断を行う児童相談所とは異なり、在宅支援の計画やサポートプランを策定するために行うものであるが、家庭がニーズを持っていない、問題意識がない場合には、どのようになれば家庭が主体的に問題に向き合い、問題解決に向けて動けるかということを常に意識して働きかける必要がある。

## 4 アセスメントの方法

- ・ 面接（家庭訪問や所属への訪問、市役所や児童相談所への来庁等）  
児童や保護者のみならず、必要に応じて、親族等の家庭にかかわる人物とも行う。
- ・ 関係機関からの聴取
- ・ 母子健康手帳の確認
- ・ 知能検査や発達検査、心理検査等の実施
- ・ 一時保護中の行動観察            など

## 非親権者との関わり

---

家庭のインフォーマルな支援者として、親族などの非親権者が考えられる。

こども虐待対応においては、こどもの福祉を守ることが最優先であるため、必要な範囲で、親権者の同意がなくとも、市町村や児童相談所が、非親権者と情報交換や面接を行うことは可能である。

しかし、こどもに関する重要な決定（一時保護や入所措置など）をする際や、こどもと非親権者の面会を行う際、非親権者の元にこどもを一時保護解除する際などは、親権者の同意を得る必要がある。

## 5-2 支援計画の作成と合意形成

アセスメントに基づき、具体的にどのような環境の変化や支援計画が必要となるか、実際の支援の実行のために、こどもや保護者、関係機関等と合意形成を行う必要がある。

市町村では、従来の支援計画に加えて、サポートプランの作成が求められる。サポートプランはこどもや保護者などの当事者と協働で作成するものであり、当事者のニーズに応じた支援が確実に利用されるよう、作成の趣旨や目的を当事者に丁寧に説明する必要がある。また、サポートプランは当事者と共有する。

また、サポートプランの作成や支援の実施が困難な場合にも、支援計画の作成は必要である。

支援計画やサポートプランは定期的な見直しを行い、環境や関係性の変化に応じて適切に修正されていくことが望ましい。

### 1 支援計画/援助指針

#### (1) 作成のタイミング

随時。

#### (2) 内容

リスクアセスメントや家庭全体の総合的な状況を基に、家庭で問題となっている状況を改善させる方針やその方法、頻度、見直しの時期などを計画する。

### 2 サポートプラン（市町村）

#### (1) 作成のタイミング

こどもや保護者の合意が得られた段階

#### (2) 内容

保護者やこどもとともに、問題解決に必要な家庭への支援メニューと評価の時期を検討する。検討結果を市町村と当事者が共有することで、見直しのための評価を共有しやすくなり、家庭の変化を確認しやすくなる。

#### 支援メニューの例

妊産婦等生活援助

養育支援訪問（相談支援）

児童育成支援拠点

産前産後ヘルパー/産後ケア

親子関係形成・構築支援

一時預かり  
子育て短期支援

子育て世帯訪問支援

食事等提供付の見守り訪問支援

### 3 合意形成

サポートプランや支援計画は、具体的かつ明確である必要がある。

また、支援メニューの提供など、多機関が役割を持つ形になるため、要対協における個別支援会議などを開催し、情報共有と役割分担を行う。

可能であれば、こどもや家族が参加する形での協議を行うことで、当事者が方針決定に参画しているという意識を持ち、主体性が生まれる。(応援ミーティング)

当事者や関係機関だけではなく、所内の進行管理を適切に行い、組織の方針と進め方が異なっていないか、常に確認しておく。

## 5-3 判定/援助方針会議・ケース検討会議

援助方針等は、ある程度、支援計画等が固まった時点で援助方針会議（児童相談所）・ケース検討会議（市町村）にて協議し、決定する。また、一度決定した方針については、定期的に見直しの時期を設定する。設定した見直し時期の前であっても、家庭状況の変化等により、援助方針の変更が必要となった場合には、その時点で方針を再度協議する必要がある。

また、児童相談所において、一時保護を解除するとき、何らかの措置をとろうとするとき等は、判定会議を開催し、措置をとることの妥当性を精査する。判定会議にて措置をとることの決定をした後、援助方針会議で援助指針を検討する。

それぞれの会議の具体的な運営手順は、基本的に同じである。

### 1 事前準備

- ・ 通告内容と調査結果をまとめた報告書
- ・ 緊急度アセスメントシート（様式8 [第11章-3](#)）  
（受理会議、初期調査報告からの変化がわかるもの）
- ・ リスクアセスメントシート（様式9 [第11章-3](#)）  
（初期調査報告からの変化がわかるもの）
- ・ ジェノグラムやこどもの成長曲線などの補足資料 など

### 2 検討内容

#### ・ 緊急性の判断

調査の結果を踏まえ、再度緊急度を検討する。情報が補完された部分や状況の変化などによる変化はわかるように記録し、報告する。

この時点でも緊急度が高く、かつ安全確保に支障をきたしている場合には、一時保護（送致）を検討する。

#### ・ リスクアセスメントと調査結果

「リスクアセスメントシート（様式9 [第11章-3](#)）」を使用し、報告時点で調査できている範囲を確認する。シートの項目が概ね網羅され、調査の過程で問題が明らかになり、適切な援助につながるなどして状況が改善している場合には、この時点で関わりを終了する判断になる（助言指導）。

完全ではなくともリスクアセスメント項目が確認できている状態を目指して調査する。報告内容は、リスクアセスメント及びその他の調査結果に基づいたものになるようにし、援助方針案を検討した経過やこども及び家庭の意向がわかるようにする。

ただし、この時点でもリスクアセスメントをするには情報が不足している場合には、それも踏まえて援助方針等を決め、調査を継続しながらできる範囲の支援を行う。

・ 援助方針/援助指針（児童相談所）、支援計画/サポートプラン（市町村）

上記の調査結果を踏まえ、方針案を報告する。

出席者は、それぞれの専門性を踏まえて、支援計画等が具体的かつ効果的であるか検討する。

※家庭復帰か社会的養護への措置かといった方針の是非に関しては、会議までの進行管理の中で検討されるようにし、合意形成を図っておくことが望ましい。

**援助方針**：児童相談所における援助の大枠。

一時保護解除、継続指導開始、施設入所等、その都度の大枠の決定を指す。

**援助指針**：児童相談所における具体的な援助の内容。

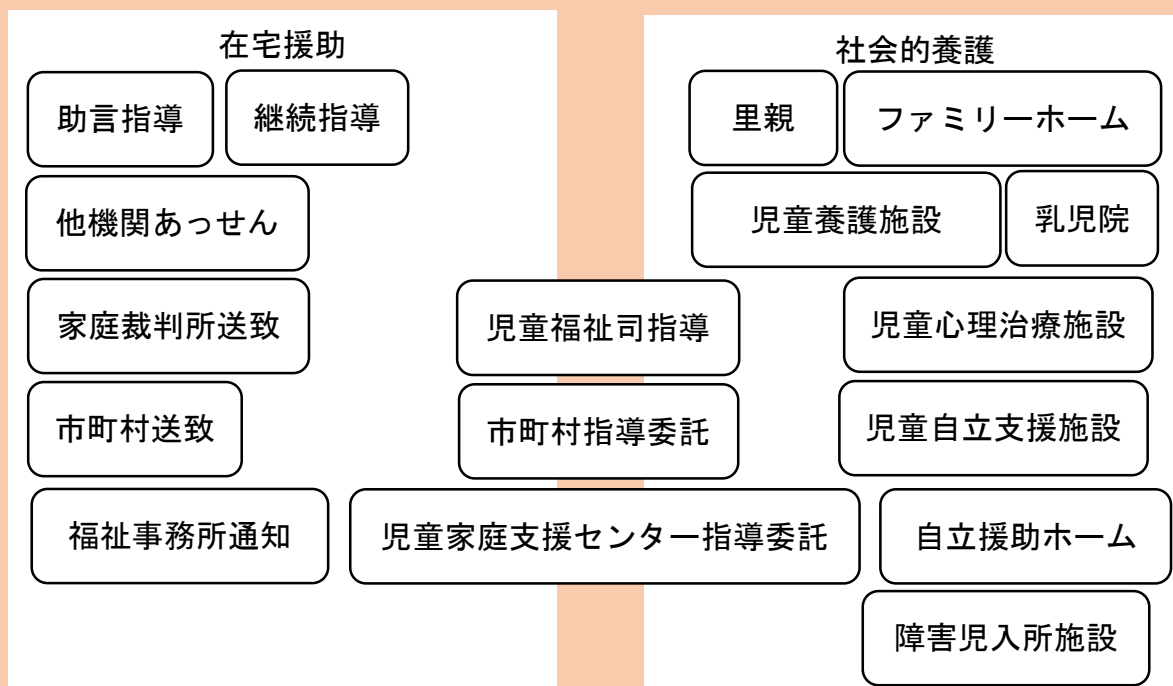
長期目標、短期目標から成り、児童相談所と家庭に加え、関係機関の支援についても含めて計画する。

**支援計画**：市町村における支援の計画。

こどもや保護者の合意がなくとも作成する。

**サポートプラン**：作成が必要と判断されたケースにおいて、こどもと保護者の合意を得て作成する。

児童相談所が行う援助方針の例



## ・ 検証の方法

援助方針が効果的に影響し、状況が改善しているか確認するための方法を検討する。

これは、「通所を月1回行う」といったことではなく、「いつまでにどのような状況になっているか」といった基準を設け、その確認はどのような形でできるか、達成されていた場合にはその後どうするのかも含めて検討できることが望ましい。

また、反対にどのようなリスクサインがあれば緊急対応を視野に入れるかも検討する。

## ・ 報告期限

援助方針や検証の方法を踏まえ、状況を報告する時期を設定する。

どのケースも3か月に1回は状況確認ができる仕組みとなっていることが望ましい。

## 判定会議を行う必要があるもの

児童相談所運営指針においては、下記のように定めてある。

- ① 里親等、指定発達支援医療機関への委託措置及び児童福祉施設への措置を要する事例
- ② 措置による指導及び継続指導を必要とする事例
- ③ 現に①又は②の援助を行っている事例の援助指針（援助方針）を再検討する場合
- ④ その他必要と認められる事例

千葉県においては、死亡事例検証における第5次答申を受け、

- ・ 一時保護を解除するとき

にも、判定会議を行うこととしている。

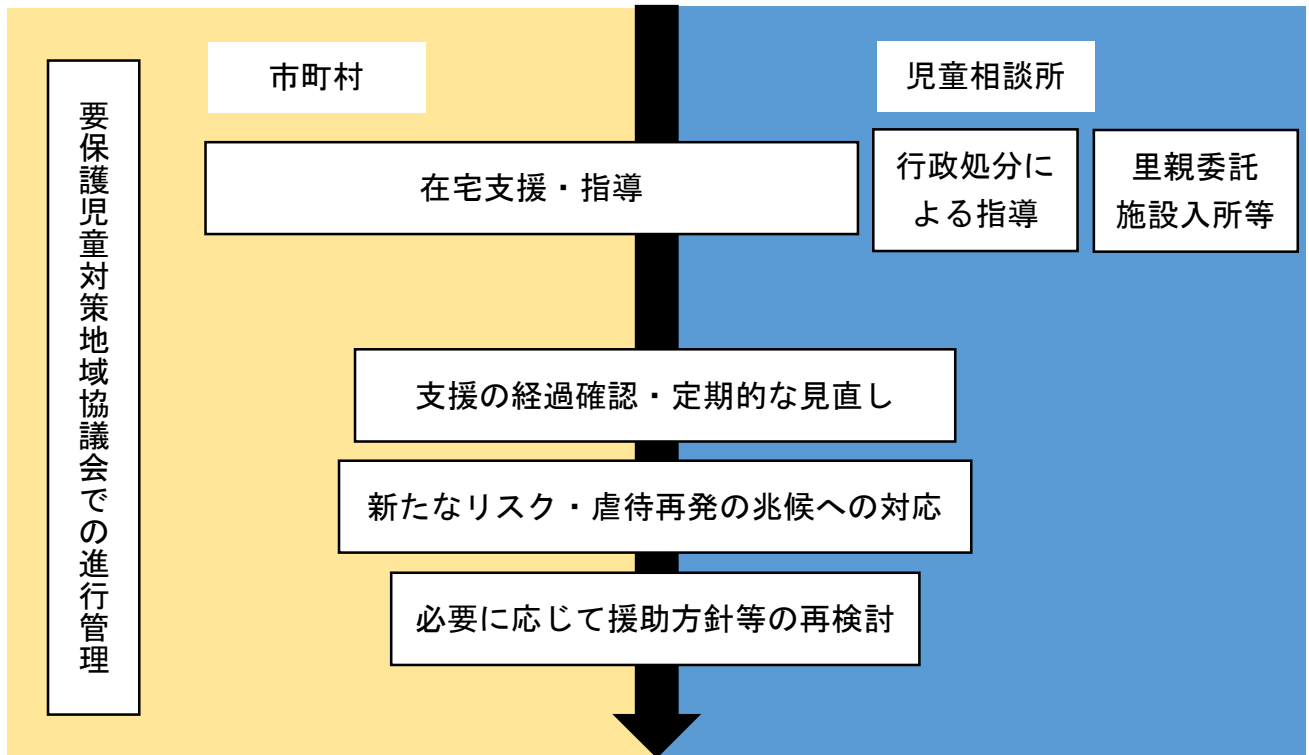
---

## 第6章

### 具体的対応と進行管理

---

## 6-0 具体的対応・進行管理の全体像



## 6-1 在宅指導・支援の進め方

### 1 在宅指導・支援の内容

アセスメントに基づき、虐待の再発防止や環境改善を図ることが目的である。

具体的には、市町村や児童相談所による定期的な面接や家庭訪問のほか、他の機関と連携して実施されることもある。支援プログラムを作成するなどし、見通しを持って指導・支援を行うことが望ましい。

また、在宅指導には「行政指導」によるものと、法的枠組みを示す「行政処分」によるものがある。在宅指導における児童福祉司指導措置等の行政処分は、一時保護等と異なり、この措置によって行う指導内容自体には強制力がなく、指導の対象者の任意の協力をもって成立することを理解しておく必要がある。

#### 行政手続法 第2条

処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

#### 保護者への支援

- ・ 保護者の育児の工夫を促す支援
- ・ 子育て負担や不安への支援
- ・ 保護者の精神疾患や依存症に関する支援
- ・ DV被害者支援

#### こどもへの支援

- ・ こどものケア
- ・ こどもの障害に関する支援
- ・ こどもの精神疾患や依存症に関する支援
- ・ 安全確認

#### 家庭への支援

- ・ 生活、経済面の安定への支援

## 2 在宅支援の留意点

在宅指導中に、こどもに新たな外傷が発見されたり、保護者がこどもを関係機関に全く会わせなかったりと、こどもの安全が再度脅かされる、もしくはその兆候を感じることもある。対応が後手に回るなどして、こどもに重大な被害が起きる前に介入が必要である。

- ・ こどもや保護者の状況については常に最新の情報が要対協の調整機関に集まっているようにする。
- ・ 保護者とのこどもの安全に関する約束や条件があり、それが守られない場合の対応について、関係機関との合意を図っておく。
- ・ 特に保護者がこどもと会わせないなどして、関係機関がこどもの状態を直接確認できない状況が続く場合は、強制的な介入を検討しなければならない。強制的な介入を検討すべき期間は、こどもの置かれている状況や年齢、発達に拠る。

## 3 助言指導・継続指導

市町村及び児童相談所が、直接面接や家庭訪問による指導や支援を行う。助言指導は、初期対応で状況が改善した場合を指す。

市町村及び児童相談所の職員は、常に福祉や心理の専門職として、こどもの養育の際の適切な対応方法や、母子保健に関する知識、地域資源、カウンセリングの技法などに精通し、こどもや保護者の状況を確認しながら、情報提供やカウンセリングを行う。

ここでいう指導とは、保護者の子育て観を把握することである。そのためには、保護者がどのような経緯や背景からそのような子育て観を持つに至ったのかを明らかにし、保護者自身の生育歴等について語ってもらう等して、それを整理し直すことが求められる。

## 4 児童福祉司指導（児童相談所）

児童相談所が行政処分として指導を行うことが適当であるとした場合に行うもの。「司（つかさ）指導」「2号指導（児童福祉法第27条第1項第2号の規定によるため）」と呼ばれることもある。

### 【想定される事例】

- ・ 保護者の改善に向けた姿勢があいまい。
- ・ 法的枠組みを示すことが効果的。
- ・ こどもの社会的養護の措置に保護者が同意していない。 など

### 【流れ】

- ① 児童相談所が援助方針を検討。
- ② こどもや保護者等に児童福祉司指導について説明し、意向を確認する。  
市町村指導・児童家庭支援センター指導とは異なり、児童相談所が直接行う指導であるため、同意は不要である。  
しかし、こどもが同意していない場合や保護者が明確に抵抗している場合には、強制力のある行政処分（一時保護）の検討も含めて、審議会の意見聴取を行う。
- ③ 児童福祉司指導を決定し、指導を担当する児童福祉司の氏名を付して保護者等に通知する。  
この際、指導の内容についても通知する。指導の内容は定期的に見直しの時期を設けておく。
- ④ 見直し時期に指導の効果を評価し、内容を見直し、変更の必要があれば指導の内容を変更したり、指導を解除したりする。  
場合によっては、市町村指導や児童家庭支援センター指導に変更する。  
指導を拒否している場合は、都道府県知事による勧告を行うことができる。  
指導によって改善がみられない、もしくは指導を拒否する、指導に従わないなどして、こどもの安全が図れない場合には、一時保護や社会的養護への措置を検討する。

## 5 市町村指導・児童家庭支援センター指導（児童相談所）

児童相談所が市町村、児童家庭支援センターによる指導を「行政処分」として行うもの。

### （1）市町村指導

支援対象家庭に対するサポートプランを作成し、同プランに基づく家庭支援事業等の支援を日常的に行うことにより、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例に対して行う。

### 【想定される事例】

- ・保護者が必要な支援を拒否している。
- ・市町村における支援が継続に行われてきており、市町村の担当者とこどもや保護者等との間に信頼関係が構築できているなど、児童相談所による指導よりも、市町村による指導のほうが効果的である。
- ・児童相談所の指導により、状況に改善があり、市町村主体の支援への移行を検討している。
- ・社会的養護への措置の解除後に、市町村による定期的なこどもの安全確認と継続的な支援が実施されることが効果的である。

### 【流れ】

- ① 児童相談所が市町村と協議の上で援助方針を検討する。
- ② こどもや保護者等及び市町村に対し、市町村指導とする旨を説明し、同意を得る。
- ③ 市町村指導を決定する。保護者等及び市町村に通知し、援助方針を共有する。
- ④ 市町村は家庭への支援・指導を行い、その経過報告を児童相談所に行う。  
もし、市町村が指導の解除、変更が適当と認めた場合には、速やかに児童相談所に意見を述べる。
- ⑤ 支援・指導の効果が認められた場合は、児童相談所が指導を解除し、必要に応じて市町村が支援の継続や状況の確認を行う。  
市町村から指導の解除、変更が適当との意見が述べられた場合、児童相談所は、指導の行政処分に関して見直しを行う。

## (2) 児童家庭支援センター指導

過去の相談経緯や地理的要件などの理由で、児童家庭支援センター（第9章-2参照）による指導・支援が適当と考えられる場合に行う。

場合によっては、児童福祉司指導を併せて行う。

### 【流れ】

- ① 児童相談所が援助方針を検討する。
- ② こどもや保護者等及び児童家庭支援センターに対し、児童家庭支援センター指導とする旨を説明し、同意を得る。
- ③ 児童家庭支援センター指導を決定する。保護者等及び児童家庭支援センターに通知し、援助方針を共有する。
- ④ 児童家庭支援センターは家庭への支援・指導を行い、その経過報告を児童相談所に行う。  
もし、児童家庭支援センターが指導の解除、変更が適当と認めた場合には、速やかに児童相談所に意見を述べる。
- ⑤ 支援・指導の効果が認められた場合は、児童相談所が指導を解除する。  
児童家庭支援センターから指導の解除、変更が適当との意見が述べられた場合、児童相談所は、指導の行政処分に関して見直しを行う。

## 6 児童相談所から市町村への通知

保育所の入園や、家庭支援事業の実施が必要と考えられる場合には、児童相談所はその旨を「保育所、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の利用通知書（様式16第11章-4）」によって市町村に通知する。

市町村は、本通知を受けた場合、保育園の入園や各事業の提供、措置等について、本通知を元に行うことができる。

## 6-2 施設入所・里親委託の流れ

児童相談所は、家庭での養育が困難、あるいは危険と判断した場合には、社会的養護による措置（施設入所・里親委託等）を行う。

親権者等の同意が得られない場合には、裁判所への申立て、承認を経て、この措置を行うことができる。詳細は「第8章 特殊ケースと法的対応」にて説明する。

社会的養護における措置先は、その特徴や目的によって分かれていることから、こどもの意向、成長、発達、治療等の要素を踏まえて、適切な措置先を選択する必要がある。

### 1 委託及び入所から措置解除までの流れ

#### (1) 入所決定まで

- ・児童相談所が、こどもの安全や家庭環境などを総合的にアセスメントし、家庭での養育が困難・不相当と判断した場合、社会的養護（里親委託または施設入所）を決定する。
- ・こども及び親権者等に措置の理由や今後の支援方針の説明と意向確認を行う。同意が得られない場合は家庭裁判所への承認申立を行う。
- ・受け入れ先（里親家庭または施設）との調整・準備（必要に応じて、住民票の異動や転校などの手続き）を行う。

#### (2) 入所・措置開始

- ・児童相談所がこどもを里親家庭や児童養護施設等へ移送する。  
（里親家庭や児童養護施設等がこどもを児童相談所に迎えに行く場合もある。）
- ・入所時には、こどもの健康・心理・生活状況を踏まえた、必要なケアや支援計画を作成し、里親や施設職員へ、こどもの背景、注意事項、今後の支援方針などを説明する。
- ・親権者等には、措置決定通知を交付する。

#### (3) 生活支援・ケア・成長の支援

- ・こどもは新しい環境（家庭的環境、集団生活）で生活する。
- ・里親や施設職員は、日常生活の支援、心理的ケア、学習・進学支援、社会性の育成などを行う。
- ・児童相談所、市町村、関係機関が定期的に訪問・面談し、こどもの成長・心理状態・生活状況を経過観察する。
- ・状況に応じて、保護者・親族との面会や交流、家族関係支援プログラムを実施する。

#### (4) 自立支援・家庭復帰の準備

- ・「家族関係のためのアセスメントシート（様式10第11章-3）」を活用し、こどもの年齢や成長、家庭状況の変化に応じて、家庭復帰や自立（進学、就労等）の可能性を検討する。
- ・家庭復帰の場合は、保護者への支援・指導を行い、家庭環境の改善や安全確保が確認できたら、段階的に交流・面会を増やす。
- ・自立へ向けては、学習支援、職業体験、社会参加などを通じて、生活力や社会性が育つよう支援する。

## (5) 退所・措置解除

- ・家庭復帰・自立（進学、就労等）が可能と判断した場合、事前に施設長に意見照会をし、会議で退所方針を決定する。
- ・退所前に、必要な手続き（記録整理、関係機関への情報共有、アフターケアの準備）を行う。
- ・退所後も、児童相談所、市町村、関係機関が一定期間見守りや相談支援（アフターケア）を継続する。

## (6) 記録・情報管理

- ・入所から退所までの全ての対応・支援内容は、記録・台帳に残し、関係者間で情報共有を徹底する。
- ・退所後も、必要に応じて追加支援や経過観察を行う。
- ・記録については、こどもが必要とした場合に、自己情報開示によって情報が得られることをこどもに説明し、「児童相談所運営指針」に沿って保管する。

## 2 支援における留意事項

### ・入所理由を定期的に確認する。

こどもや保護者、支援者も含め、入所理由を定期的に確認しなければ、支援の目的が曖昧になることがある。そのため、当初の課題について定期的に評価を行い、こどもの安全で安定した生活に必要な環境が家庭でどの程度構築できたか、今後の見通しもあわせて確認することが重要である。

### ・様々な可能性を模索する。

措置をすると、家庭に戻るか戻らないかの2択を検討してしまいがちだが、こどものパーマネンシー保障（大切な相手やものとのつながりを維持すること）を念頭に、親族や大切な人との関係についても確認し、様々な選択肢を模索する。

・親権者等の同意のない施設入所である場合や、保護者による強引な通信・面会・引き取り要求がある場合には、慎重かつ適切に対応し、こどもの安全を守る。

すべてのケースで、親子の交流が安全に行えるわけではない。親権者等の同意のない施設入所の場合、こどもの居所を親権者等が知ることで、こどもの生活が脅かされることがないように、情報の取扱いについては、里親や施設にも注意喚起を行う。

また、保護者が児童相談所の指導の範囲を超え、強引な要求をしてきた場合にも、里親や施設の行うこどもの監護について、保護者は不当に妨げてはならないという児童福祉法第33条の2の規定を周知し、その対応について協議しておく。

### ・措置後も要保護児童対策地域協議会での管理を行う。

措置開始後も、家庭復帰を見据えて、保護者やきょうだいについて要保護児童対策地域協議会で管理し、情報共有を行う。家庭への外泊交流が始まるタイミングで、個別支援会議を行うことが望ましい。

### 3 里親委託

里親は、家庭での養育が困難な子どもや、虐待などで家庭から分離する必要がある子どもを、家庭的な環境で養育する保護者（養育者）である。

子どもが安心して成長できるよう、児童相談所が適切な里親家庭を選定する。家族の一員として温かい家庭で育つことを目的とした社会的養護の一形態である。

#### (1) 体制

- ・ 里親になるには、児童相談所の研修・審査を受け、登録・認定される必要がある。
- ・ 児童相談所・市町村・児童家庭支援センターなどが定期的に訪問し、里親家庭を支援・相談に応じる。
- ・ こどもの養育に必要な費用は公費で一部支給される（養育費・医療費など）。
- ・ 里親向けの研修や、悩み・困りごとへの相談体制が整備されている。

#### 【里親等の種類】

- ・ **養育里親**  
養子縁組を前提とせず、保護者の居ない子ども、または保護者に養育させることが適当ではない子どもを一定期間養育する。
- ・ **養子縁組里親**  
（特別）養子縁組を前提として子どもを養育する。
- ・ **親族里親**  
保護者が養育できなくなった場合に、扶養義務者やその配偶者などの親族が子どもを養育する。
- ・ **専門里親**  
虐待など心身に影響を受け、行動に問題を生じている子どもや、障害のある子どもを2年以内の期間で養育する。
- ・ **小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）**  
5～6人の子どもを、養育里親の経験など一定の要件を満たす養育者3名以上で養育する。  
法律上の規定では里親には該当しないが、同様に家庭的養育の場である。

#### (2) 特徴

- ・ 少人数で家族の一員として育てられるため、同じ大人からの個別的な愛情・配慮が受けられる。
- ・ 安定した関係・信頼を築きやすく、心理的なケアやトラウマ回復にも効果がある。
- ・ 施設養護だけでなく、家庭養護の選択肢を広げる役割がある。
- ・ 状況に応じて、実親との面会や家庭復帰へ配慮した支援も行う。
- ・ 研修・交流・相談・レスパイト（一時預かり）など、里親の負担や悩みにも対応する体制がある。

## 4 児童養護施設

児童養護施設は、主に保護者のいないこどもや保護者による虐待・養育困難等で家庭での養育が適当でないこどもを、**集団生活の中で養育・保護し、心身の健やかな成長を支援するための施設**である。

以前は一つの施設に大人数と一緒に生活している環境が多かったが、近年、家庭的養育を目指し、小規模化が進んでいる。

また、市町村が行う子育て短期支援事業の実施場所でもある。

### (1) 体制

職員は、児童指導員・保育士・心理士・栄養士など  
24時間交代制で勤務しており、養育支援を行う。

### (2) 特徴

- ・多くの職員・専門家によるチームで、こどもの養育・ケアができる。
- ・集団生活の中で、社会性や協調性が育まれる。
- ・トラウマケアや自立支援などの専門的支援も受けられる。
- ・ただし、家庭的な個別対応には限界がある。

## 5 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、主に**家庭環境や人間関係などのさまざまな理由で、著しい心理的問題や情緒・行動面に困難を抱えるこどもが、専門的な治療・ケアを受けながら生活する施設**である。

### (1) 体制

児童養護施設と同様の職員体制に加え、心理士や医師がいる。  
クリニック等が併設されている場合もある。

### (2) 特徴

- ・心理的な問題に特化した治療・ケアを中心に据えている。
- ・こどもの心の回復と自立促進を最重要視している。
- ・少人数のグループ生活で、安心感・個別性の高い支援が可能である。
- ・保護者や家族・地域との連携も重視している。

## 6 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、主に非行や問題行動などの理由で家庭や学校での生活が困難になったこどもが入所し、生活指導や学習、職業訓練などを通じて、社会的自立を目指すための施設である。

### (1) 体制

児童指導員、児童自立支援専門員、心理士、教員、生活支援員、看護師、栄養士、医師など専門職が複数配置され、24時間体制でこどもを支援する。

こどもは施設内で集団生活を送り、規則正しい生活習慣を身につけながら、個々の自立支援計画に沿って生活する。

生活指導、学習支援、個別面談・カウンセリング、職業体験、余暇活動、社会参加活動など多面的なプログラムを実施する。

### (2) 特徴

- ・単に生活を保障するだけでなく、社会的自立・再適応を目指した専門的な支援を提供する。
- ・規則正しい集団生活の中で、行動観察や面接を通じて、問題行動の背景や原因を整理し、生活指導や心理的ケアを行う。
- ・一人ひとりの状況や課題に応じた個別の支援計画を作成し、学習・職業訓練・社会活動などを通じて自信や社会性を育てる。
- ・専門の心理士や指導員によるカウンセリングやグループワークで、自己理解や心のケア、自己肯定感の回復を図る。
- ・退所後の家庭復帰や地域生活にスムーズに移行できるよう、家族との調整や就労・進学支援を行う。
- ・退所後も児童相談所や市町村、学校などと連携し、アフターケアや見守りを続ける。

## 7 自立援助ホーム

自立援助ホームは、主に家庭での養育が困難な15歳から20歳未満の青少年及びやむを得ない理由のある20歳以上の者を対象に、家庭的な雰囲気の小規模ホームで生活を支えながら、社会的自立を促進することを目的とした施設である。

### (1) 体制

- ・おおむね5～6人程度の少人数制（施設の規模によって異なる）。
- ・家庭的な雰囲気の住居で、共同生活を送りながら自立に必要な生活習慣を身につける。
- ・ホーム長、生活支援員、相談支援員などが配置され、入居者の生活支援・相談・就労支援などを行う。

### (2) 特徴

- ・生活習慣の定着、社会ルール理解、就労・進学・家計管理など、社会で自立して生活できる力を養うことが中心であり、入所中はこども自身が毎月の生活費を定額支払うことになる（免除規定あり）。
- ・外出・アルバイト・進学・就職活動など、本人の意思とペースを尊重しながら支援する。

## 8 障害児入所施設等

障害児入所施設は、主に身体・知的・発達などの障害があるこどもが、家庭での養育が困難な場合に入所し、日常生活の支援・療育・リハビリ・自立支援などを受けながら、心身の発達や社会的自立を目指す施設である。

### (1) 体制

- ・福祉型障害児入所施設（知的障害児施設・肢体不自由児施設）、医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関等がある。
- ・児童指導員、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、心理士、医師、栄養士など、障害児支援に必要な多職種がチームで配置されている。
- ・寮・グループ単位などで集団生活を送りながら、個々の障害特性や発達段階に合わせた支援を受ける。

### (2) 特徴

- ・身体・知的・発達など様々な障害の児童が対象で、医療・療育・教育・生活支援が総合的に受けられる。
- ・入所児童一人ひとりの障害や発達段階・家庭状況に応じて、個別の支援計画を立て、目標を設定して支援する。
- ・医療的ケアが必要な場合も、看護師や医師が常駐し、安心して生活できる体制がある。
- ・保護者の相談・家庭との連携、家庭復帰や地域での自立生活への準備、進学・就労・成人施設への移行支援や見守りも行う。

## 6-3 支援の進行確認と見直し

虐待の再発防止は、具体的対応の最重要課題であり、具体的対応が始まった後も、定期的な進行確認と支援内容の見直しが不可欠である。

- ・ 定期的な家庭訪問・面接・施設訪問を通じて、こども・保護者・家庭の状況を把握。「リスクアセスメントシート（様式9第11章-3）」を定期的に確認する。
- ・ 支援計画の進捗・効果・課題をケース会議等で確認。
- ・ 支援記録を必ず残し、情報共有する。
- ・ 状況変化（家庭環境の悪化、保護者の態度変化、顔・頭部・身体に新たな傷や、こどもの情緒・行動の急変等）があれば、すぐに対応方針を再検討する。
- ・ 学校・保育所・医療機関・地域支援者等と密に連携し、リスクサインを早期発見できるように備える。
- ・ 支援の隙間やケース進行管理の停滞がないよう、進行管理責任者を必ず決める。
- ・ 再発のリスクが高まった場合は、即座に支援方針を見直し、必要な法的対応・行政措置も辞さない。

### 記録の重要性

すべての対応、決定については、必ず記録に残す。

担当者の引継ぎ、法的対応、こどもの生活の振り返りなど、様々な場面で必要となる。また、支援が適切に行われたかの検証においても重要である。

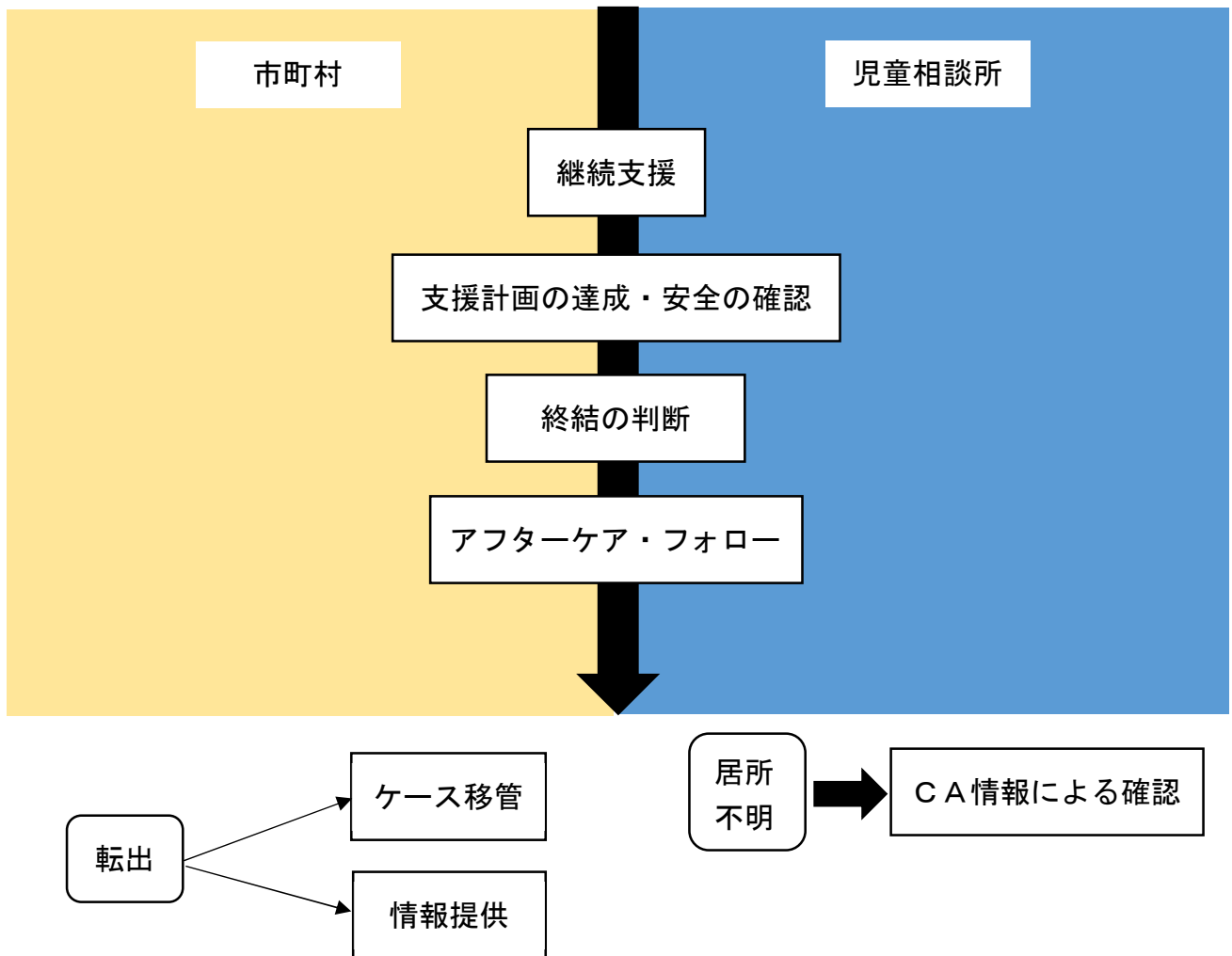
---

## 第7章

### 終結・アフターケア・ケース移管

---

## 7-0 終結・アフターケア・ケース移管の流れ



## 7-1 終結の判断と必要な手続き

支援の終結は、原則、こどもの安全と成長が安定し、虐待やリスクが十分に低減した場合に判断する。

### 【終結判断の主な基準】

- ① 虐待の疑いで、こどもの権利の観点から十分な調査をした結果、支援の必要がないと判断したとき。
- ② 支援により状況が改善し、継続した支援の必要がないと判断したとき（解決の他、軽減、緩和も含む）。  
※ 「とても安定している、情報の変化はほとんどない」状態が6か月以上続いた時点で情報収集し、変化がなければ終結とする。  
ただし、虐待の緊急度が最重度・重度ケースは継続管理、特定妊婦及び乳児のケースは最低でも3歳まで継続管理を行うとともに、こどもが所属する地域の各支援機関、並びに保育所、幼稚園、認定こども園、学校等こどもが家庭外で生活する場がある場合は、これらの関係機関に対し、こどもや家庭に気になる事象が発生した場合は、遅滞なく要対協に相談・通告を行うよう依頼する。
- ③ 心配要素はあるが、多機関での支援とケース管理ができ、引継ぎ終えたとき。  
※ 支援・管理を依頼した関係機関には、状況が変化したときには、再受理・対応ができる旨を伝える。
- ④ 管轄外への転居（情報提供を行い、当該の市町村等へ移管する）。
- ⑤ こどもが満18歳に達した場合で、必要に応じた適切な支援機関に引継ぎを終えたとき。
- ⑥ 養子縁組等により親子分離され、家庭復帰の可能性がない場合で、保護者支援が不要と判断されたとき。
- ⑦ こどもが死亡したとき。
- ⑧ その他（相談種別の変更など）。

## 7-2 転出入・ケース移管・情報連携

子どもや家庭が他市町村や他都道府県に転出・転入する場合には、必要に応じて、ケース移管・情報提供を行う。

### 1 家庭の転出入によるリスク

家庭の転出入は、虐待リスクが急激に高まるタイミングである。死亡事例検証では、情報の途切れや支援の中断が悲劇につながった事例が複数確認されている。

現場では「転居＝要注意」と捉え、情報の引継ぎ・連携・見守りを徹底し、子どもの安全確保に最大限の注意を払うことが重要である。

#### 【転居により高まるリスク】

##### ① 継続的な支援の中断・途切れ

転出により、これまで支援していた市町村や児童相談所との関係が切れ、新しい自治体では事情や経過が十分に引き継がれず、支援が途絶える可能性がある。

##### ② 情報の不十分な引継ぎ・認識のズレ

移管時に記録やアセスメント、支援方針が十分に説明・共有されないと、新しい担当者がリスクを正しく把握できず、虐待の兆候を見逃す危険性がある。

##### ③ 家庭や保護者の孤立・地域とのつながりの希薄化

新しい土地で親族・知人・地域支援者との関係が薄く、子育てへのサポートが減ることで、保護者のストレスや孤立感が増し、虐待リスクが高まる。

##### ④ 家庭環境の急変による子どもの不安定化

転居に伴う生活環境の変化は、子どもにとって大きなストレスとなり、情緒・行動面で不安定になりやすい。

#### 情報連絡システム（CA情報）

転出先が不明だが、転居し、支援が途切れたケースについては、児童相談所が情報連絡システムを活用し、CA情報連絡票により該当ケースの情報を他自治体の児童相談所に共有できるように整備されている。

情報に該当するケースがあった場合には、転出元の児童相談所に連絡し、速やかに情報を確認する。

## 2 死亡事例検証からの教訓

千葉県を含む複数の死亡事例検証では、家庭の転出入が重なることで虐待リスクが増大し、重大な事態が見逃されたケースが報告されている。

- ・転居直後、新しい自治体が家庭の事情や過去の支援状況を十分に把握していなかったため、再発した虐待を早期発見できなかった。
- ・前の自治体からの情報提供が遅れ、十分な記録が引き継がれていなかったことで、関係機関間の連携が不十分となり、こどもの安全確認ができなかった。
- ・転入先での支援体制が整う前に家庭が孤立し、保護者のストレスが増大、虐待の深刻化につながった。
- ・転居によって学校や保育所、地域支援者との接点が途切れ、こどものSOSが外部に届かなくなった。
- ・転居後に「誰もこどもの姿を見ていない期間」が長くなり、ネグレクトや身体的虐待が進行していた。

### こども虐待死亡事例検証報告書（第5次答申）

平成31年1月に県内で発生したこども虐待による死亡事例について、第三者委員会（千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会こども虐待死亡事例検証委員会）による検証を受け、さまざまな指摘がなされた。

提言の一つとして、以下の内容がある。

転居事案の場合は、令和元年改正法により、前居住地の児相から情報を提供された転入先の児相は、要対協と速やかに情報交換できる措置を講じることとされていることを踏まえ、前住所地に対しても遅滞なく情報を収集し、児相及び要対協において情報共有を行うこと。

また、市町村で支援していた事例が転居した場合も、継続指導依頼等によって速やかな情報交換、情報共有を行い、転居による環境変化などもふまえて改めてアセスメントし、支援の継続を図ること。

### 3 リスク低減のための対応ポイント

#### (1) ケース移管時の情報共有・引継ぎ徹底

- ・転出前の自治体は、転出先の担当者に記録・アセスメント・リスク認識・支援方針などを必ず引き継ぐ。
- ・単なる書類送付だけでなく、引継ぎ会議や共同訪問など、現場で危機感を直接伝える工夫が必要。

#### (2) 転入時の早期アセスメント・支援開始

- ・転入先では、早期に家庭訪問や関係機関への情報照会を行い、こども・家庭の現状を正確に把握する。

#### (3) 地域支援者との連携強化

- ・民生委員・主任児童委員・保健師・学校等、地域の見守り体制を、転入直後から意図的に構築する。

#### (4) 転居事実を関係機関全体で共有

- ・要保護児童対策地域協議会などを活用し、転居の情報を関係者間で速やかに共有する仕組みを作る。

#### (5) 転居後の一定期間の重点的な見守り

- ・支援終結や解除を急がず、転居後しばらくは重点的な見守り・家庭訪問・相談窓口の明示を行う。

### 4 市町村・児童相談所の管轄の決定基準

原則、こどもの保護者の居住地（居住地主義）の市町村・児童相談所が対応する。

※居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所のことであり、住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。

・保護者の居住地が不明な棄児、迷子等…こどもの現在地

・警察からの通告・送致等…こどもの現在地

※受付後、こどもの状況や家庭環境等について調査を行い、関係市町村等への移管の適否や移管の方法等について決定する。

・こどもと保護者の居住地が異なる場合…こどもの福祉及び児童家庭相談窓口の利用の利便等の事情を考慮し、関係市町村等と協議の上、ケースを管轄する市町村等を決定する。

・電話による相談…当該相談を受け付けた市町村等

※必要に応じ管轄市町村等を紹介する。

## 5 児童相談所間の引継ぎ

児童相談所間のケース移管や情報提供は、「被虐待児童の転居及び一時帰宅に伴うケース移管及び情報提供等に関する申し合わせ」（19全児相第7号平成19年7月12日）により行うことが基本とされている。

### （1）ケース移管

#### 【ケース移管が必要な場合】

- ・こどもや家庭が他の児童相談所の管轄区域に転居し、引き続き支援・指導・措置が必要な場合
- ・現在、児童相談所で継続指導（継続調査）や児童福祉司指導、施設入所等の措置を行っているケース
- ・転居先でも援助や指導が必要と判断される場合（例えば、支援計画が未達成、リスクあり等）

※住民票の異動は必須ではなく、係属中の児童相談所の調査（あるいは転出先を管轄する児童相談所への調査依頼）により、転出先での居住実態が確認された場合は、ケース移管の対象となる。

#### 【手順】

- ① 転居を確認したら、速やかに転居先児童相談所へ電話等で事前連絡を行う。  
（事前協議の開始）  
※ 移管先の児童相談所は、この時点で通告ととらえ、安全確認を行う。  
ただし、まだこどもの身柄が移管元の施設にある等、移管元が確認したほうがよい場合はこの限りではない。
- ② 必要な記録・資料（児童記録票、指導経過記録、アセスメントシート、支援計画等）を転居先児童相談所に送付する。
- ③ 引継ぎのための会議等で、ケースの経過・現状・リスク・支援方針を口頭でも説明する。  
※ 引継ぎのための会議は、児童相談所間のみで行うこともあるが、個別支援会議などの形で、市町村や関係機関も含めて行うこともある。
- ④ 転居後も支援が途切れないよう、移管先が担当として継続支援開始。  
※ 基本的に、移管されてから1か月程度は、移管元の援助指針に基づいた支援を行う。
- ⑤ 移管元は、完全に移管したら終結処理を行う。

**必ず「危機感」「リスク認識」を直接伝達する**（電話や引継会議・共同訪問など）  
児童福祉法第25条の通告手順に準じて、正式な記録・台帳処理を行う  
転居を確認してから遅くとも1か月以内にはケース移管を完了させる。

## (2) 情報提供

### 【情報提供が必要な場合】

- ・ 子どもや家庭が転居するが、支援・指導・措置がすでに終結している、または一時的な滞在（里帰り出産など）で長期支援の必要がない場合で、
- ・ 例えば、過去に虐待歴がある等、今後再発リスクや見守りが必要だと判断される場合。

### 【手順】

- ① 転居を確認したら、転居先児童相談所に電話等で事前連絡し、情報提供の意図を説明する。
- ② 児童記録票、ケース経過、支援方針・アセスメント結果など、必要最小限の資料を送付する。
- ③ 転居先児童相談所は、転居先で新たな問題が起きた場合は、速やかに正式なケース登録・支援開始ができるように体制を整えておく。

個人情報・守秘義務に十分留意し、必要な情報のみを提供する。

## (3) 一時帰宅と一時滞在

**一時帰宅**：施設入所中等のケースが、管轄区域外へ転居した保護者宅へ一時的な外泊をする場合

一時帰宅先への家庭復帰を検討している場合は、必要に応じて該当地区を管轄する児童相談所へ調査依頼を行う。

**一時滞在**：里帰り出産や帰省などにより、児童相談所の管轄区域外の親戚・知人宅等に一定期間滞在する場合

もし滞在先でのリスクがある場合には情報提供をする。

## 6 市町村間での引継ぎ・情報提供

### (1) 引継ぎ

#### 【引継ぎの対象】

各市町村の要保護児童対策地域協議会で把握している児童及び特定妊婦

#### 【手順】

- ① (原則として転居前に行う) 転出元市町村から転出先市町村へ電話での事前連絡を行う。  
転出先市町村では、連絡を受けた時点でケースファイルを起こす。  
※ もし、引継ぎがないまま、支援が必要と思われる家庭が転入してきた事実を把握した場合は、できるだけ速やかに転出元市町村と連絡をとり、必要に応じ引継ぎを受ける。
- ② 転出元市町村から転出先市町村へ「要保護児童等のケース移管について(通知)(様式22第11章-6)」 「情報提供書(様式23第11章-6)」と経過のわかる資料を送付する。  
転出元市町村は、文書を送付し転居を確認したらケースを終了する。
- ③ 転出先市町村は必要に応じ、転居前後の関係者による引継ぎのための会議や職員の派遣による情報提供・収集、転居前後の関係機関と保護者を交えての支援体制の確認等の対応を、転出元市町村に依頼する。  
※ 危機意識の共有が重要なケースの場合には、必要に応じて児童相談所も同席の上で対面による引継ぎを行うなどの工夫をする。  
また、転出元市町村で進行管理があった場合には、移管先市町村で少なくとも1か月程度は同じ取扱をし、支援の継続性を持たせる。

※児童相談所と連携して支援しているケースでは、児童相談所間・市町村間双方で情報提供(引継ぎ)をすることを原則とする。

### (2) 情報提供

市町村間においても、支援等がすでに終結している、または一時的な滞在(里帰り出産など)で長期支援の必要がない場合等には、児童相談所間と同様に情報提供を行うこともある。

#### 【上記の手順により難しい場合】

- ・母子保健部門のみで関わっている等、要保護児童対策地域協議会の進行管理外のケース
  - ・すでに終結済みだが、転居に伴い虐待のおそれが生じる可能性のあるケース
  - ・各市町村の個人情報保護条例に照らして情報提供が難しい場合
- 等において、転出先市町村への情報提供が必要な場合は、次の手順で情報提供を行う。

- ① 転出元市町村から転出先市町村に、虐待の危惧があるケースが転出した旨を伝える。
- ② 転出先市町村は組織として判断した上で、転出元市町村に当該児童等の氏名、生年月日等を確認し、「要保護児童等の転居に伴う情報提供について(依頼)(様式24第11章-6)」を送付する。

---

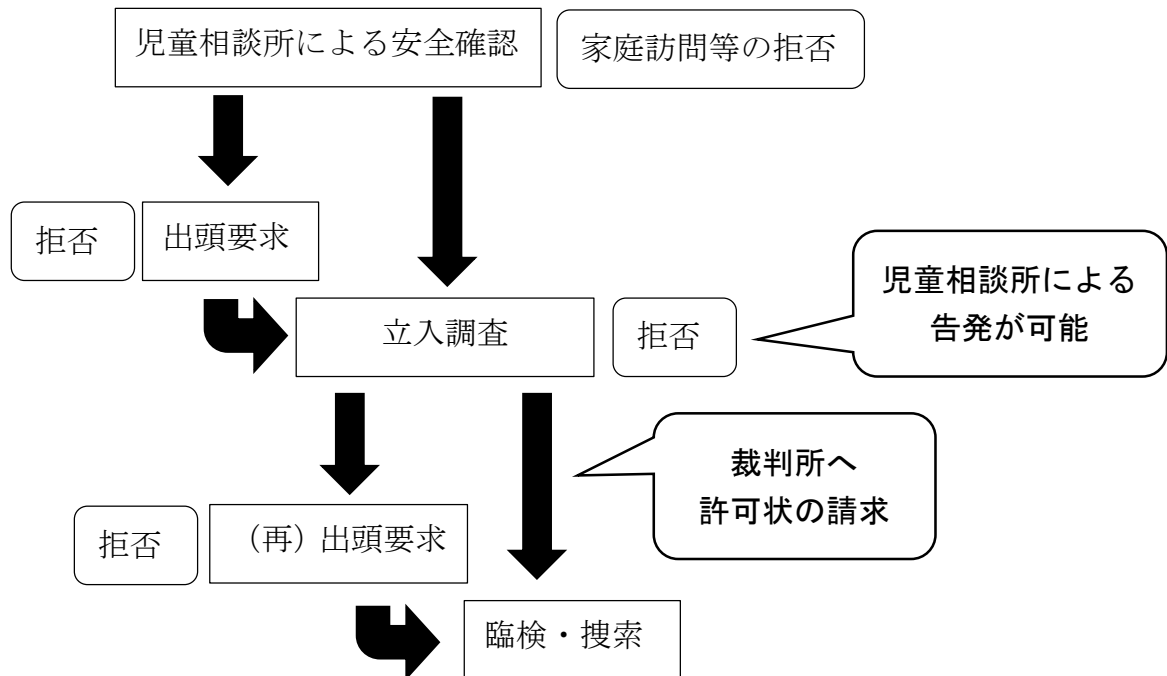
## 第 8 章

### 特殊ケースと法的対応

---

## 8-1 出頭要求、立入調査、臨検・搜索の進め方

### 1 出頭要求から臨検・搜索までのフロー



## 2 出頭要求、立入調査、臨検・捜索が必要と判断される場合

- ① 通告に基づくこどもの安全確認のために家庭訪問し、保護者にこどもの目視現認の必要性を告知し、協力を求めたにもかかわらず、在宅するこどもの調査を保護者が拒んだ場合。
- ② 学校に行かせないなど、こどもの姿が長期にわたって確認できず、また保護者が関係機関の呼び出しや訪問にも応じないため、接近の手がかりを得ることが困難であるとき。
- ③ こどもが室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ④ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、こどもの福祉に反するような状況下でこどもを生活させたり、働かせたり、管理していると判断されるとき。
- ⑤ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、保護者が訪問者にこどもを会わせないなどの非協力的な態度に終始しているとき。
- ⑥ こどもの不自然な姿、けが、栄養不良、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、保護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。
- ⑦ 入院や治療が必要なこどもを保護者が無理に連れ帰り、屋内に引きこもってしまっているようなとき。
- ⑧ 施設や里親、あるいはしかるべき監護者等からこどもが強引に引き取られ、保護者による加害やこどもの安全が懸念されるようなとき。
- ⑨ 保護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいるこどもの安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ⑩ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、こどもの生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ⑪ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、こどもの権利や、福祉、発達上問題があると推定されるにもかかわらず、保護者が拒否的で実態の把握やこどもの保護が困難であるとき。

### 3 出頭要求の手順

こども虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対しこどもを同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等が必要な調査、質問をすることができる。

- ① 出頭要求の決定。「出頭要求告知書（様式 25 第 1 1 章 - 7）」の発行。
- ② 原則として直接職員が保護者に手渡し、受領書を徴する。
- ③ 保護者が受領を拒否した場合には、出頭要求に応じないものとして扱う。

まったく呼びかけに応じない場合で、保護者が長期間不在であることが明確な場合以外には、「出頭要求告知書（様式 25 第 1 1 章 - 7）」を封筒に入れて、郵便箱等の適切な箇所に差し入れる。この時「告知書を郵便箱等に差し入れる」旨、玄関先で呼びかけを行い、差し入れる状況を写真等で確実に記録する。

- ・ 出頭を求める日時は、原則として告知日の翌日以降を指定する。
- ・ 出頭を求める場所は、原則として児童相談所が望ましいが、実情に応じ市町村の会議室等を利用することも差し支えない。
- ・ 告知書には、必要に応じてふりがなをふり、外国人の場合には、当該外国語への翻訳文を添付することが望ましい。
- ・ 出頭要求等の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、調査を尽くした結果どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求等の実施が不可能とはならない。その場合には、例えば「〇〇号室にお住まいの方」という形での実施が考えられる。
- ・ 出頭要求の拒否は、立入調査等の措置の理由となり、その後の立入調査拒否罪の告発や、臨検・捜索許可状請求の際に経過を示す必要があることから、告知の方法や要求内容が妥当であったこと、保護者が出頭要求に応じなかったことなど、その状況を明確に記録し「出頭要求報告書」を作成する。

## 4 立入調査の手順

保護者が出頭要求に応じない場合は、立入調査を行う。ただし、立入調査は、出頭要求を経ることなく実施することも可能である。

### ① 立入調査の決定

### ② 関係機関への援助依頼

管轄警察署 生活安全課	保護者の抵抗、暴力等が予想される場合は、同行を依頼する。
市町村・健康福祉センター（保健所）・ 精神保健担当課	保護者の精神疾患や心理状態の混乱が疑われ、精神保健対応の必要性が考えられる場合には、同行等の援助を依頼する。
市町村虐待 担当部署	情報を共有し、その後の支援の共通認識を持つために、同行を依頼する。
保育所等 学校	こどもに与える影響を考え、こどもが信頼している教職員や保育士の同行を検討する。
その他	解錠などについて親族や管理人の協力を得る。こどもの健康状態が危惧される場合は保健師や嘱託医の同行を検討する。

### ③ 役割分担等を確認

家屋内の見取図、人員配置図、役割分担、注意事項等を文書にして関係職員に周知する。現場での指揮命令を司る現場責任者（リーダー）を明確にし、関係職員で立入調査時のシミュレーションをして、役割等を徹底する。

#### 【確認事項】

- ・ 集合時間と場所
- ・ 役割分担、現場での待機位置、保護者の反応やこどもの状態に応じた対応方法（現場責任者、立入調査を保護者に告知・説明する者、実際に家庭に立ち入る者、児童相談所等との連絡係、こどもを保護する者、車両運転者、撮影者）
- ・ 写真、ビデオ撮影の留意点、及び機器の扱い方

### 【携行物品等】

- ・不在連絡票
- ・身分証票（児童福祉法に基づくもの、児童虐待防止法に基づくもの）
- ・家屋内の見取図、人員配置図、役割分担、注意事項の文書
- ・住居、養育環境を撮影するためのカメラ、ビデオカメラ
- ・応急処置セット、水
- ・連絡用携帯電話
- ・こどもの着替え、タオル、毛布等
- ・筆記用具（メモ帳、ボールペン、セロテープ、ガムテープ、はさみ）
- ・こどもの状況、家庭状況から必要と推測されるもの

#### ④ 保護者に、通常の家門訪問による任意調査の受け入れを依頼

拒否された場合は、保護者に身分証票を提示し「お子さんへの虐待の疑い（安全確認の必要）があると判断したので、お子さんの状態を確認させていただきに來ました。」など調査の目的を伝える。

立入調査の実効性を高める観点から、「正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金が科せられる。」ことを告知し、立入調査を拒否した場合には、臨検・捜索が行われる可能性があることを併せて告知する。

#### ⑤-1 一時保護が必要な場合

家庭や保護者、こどもの状況から一時保護が必要と判断した場合には、こどもや保護者にその目的と職権による一時保護であることを説明し、速やかにこどもの身柄を確保する。

こどもを保護したら、「今後のことは、改めて児童相談所で話合いをしていきましょう。」と保護者に伝え、速やかに退去する。立入調査は保護者に対して相当なストレスを与えることにもなり、虐待行為がエスカレートする可能性もあるので、高いレベルの安全性が確保できない限りこどもを一時保護する。

#### こどもの生命や身体に差し迫った危険がある場合

- ・児童相談所の立入調査は、施錠された家庭の中に、鍵を壊してまで入ることはできないとされているが、こどもの生命や身体に差し迫った危険がある場合には、社会通念上相当と認められる範囲で、鍵を壊して家庭の中に入ることができる。
- ・警察官であれば、現に加害行為が行われている場合などは、警察官職務執行法第6条第1項に基づき住居に立ち入ることができる。

### ⑤-2 一時保護の必要がない場合

関係者の不安が解消されたことを率直に伝え、「突然の立入調査で驚かせてしまいましたね。」と相手の心情に配慮した言葉かけを行う。加えて、子育て支援などの各種行政サービスの説明や、社会から孤立しすぎた場合にはこどもの安全や健康の確認が社会的に要請されることについて理解を求め、家庭訪問の約束をするなど今後の援助につなぐ契機とする。

### ⑤-3 応答が無い場合

応答がない場合は、不在か、立入拒否か、事実認定に注意を払う。メーターや家屋状況の調査、周辺からの聴き取り調査、張込み等が必要になることがある。立入拒否について弁解があるときは、文書（FAXでも可）で回答させるなど、弁解の具体的な記録をする。

明らかに立入調査を拒否している状況であれば、文書により再出頭要求を告知するとともに、立入調査拒否罪により警察への告発を検討する。なお、警察への告発は告発状を提出することになり、「児童相談所運営指針（第3章第3節調査）」に詳しい記述があるので参照する。また、この段階で裁判所と事前に協議していくことも必要である。

### ⑥ 調査記録の作成

児童相談所職員は、立入調査結果を記載した「立入調査報告書」を作成し、署名・押印する。報告書は、その後の立入調査拒否罪での告発や、臨検・搜索許可状請求の際に経過を示す必要があること等から、立入調査で判明したこと、保護者が立入調査に応じなかったこと等を記録する。

### ⑦ 関係機関への連絡

個別支援会議を開催し立入調査に協力した機関などに、あらためて立入調査の結果と当面の方針を伝え、必要に応じて今後の協力についても依頼する。

## 5 臨検・搜索の手順

保護者が立入調査を正当な理由なく拒否した場合において、こども虐待が行われている疑いがあるときは、こどもの安全確認を行い又はその安全を確保するため、あらかじめ、こどもの住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、こどもの住所・居所を臨検し、搜索することができる。

### ① 臨検・搜索の決定、「臨検・搜索許可状請求書」の作成

### ② 裁判所への許可状請求

日没以降の夜間に臨検・搜索を行う必要があるときは、夜間執行について、併せて請求する必要がある。

### 【請求先】

臨検しようとするこどもの住所又は居所の所在地を管轄する裁判所の裁判官に請求する。

日 中：家庭裁判所

夜間休日：当直の千葉地方裁判所

### 【許可状請求の添付資料】

- ・ 児童記録票
- ・ 近隣住民や保育所等の関係機関からの聴き取り調書  
(署名押印されていることが望ましい。)
- ・ 市町村における対応記録の写し
- ・ 臨検しようとする住居の写真
- ・ 当該児童の住民票の写し
- ・ 出頭要求、再出頭要求、立入調査の実施報告書
- ・ 児童相談所長の権限調査報告書

### ③ 立会人の依頼

臨検・捜索には、こどもの住所若しくは居所の所有者や管理人、同居の親族で成年に達した者等を立ち合わせなければならない。これらの者を立ち合わせることができない場合は、市町村職員等を立ち合わせなければならない。

なお、所有者や親族等が立ち会う場合であっても、市町村職員が立ち会うことが適切とされていることから、市町村担当職員に当日の立ち会いを依頼する。

### ④ 役割分担等の確認

立入調査と同様、事前に役割分担を決め、シミュレーションをし、関係職員全員に徹底する。特に、住居に立ち入る際の手順については、十分に確認する。

また、不測の事態についても十分に想定する。

携行するものは、臨検・捜索許可状の他、立入調査時に携行するものと同様である。

### ⑤ 許可状の交付

許可状の請求を受けた裁判官が、臨検又は捜索に係る許可状発出の要件の有無を判断し、要件が具備されていると認められる場合、都道府県知事(児童相談所長に委任)あてに許可状が交付される。

## ⑥ 臨検・搜索の実行：保護者への呼びかけ

玄関先において、ドアをロックし児童相談所の訪問であることを呼びかける。ドアが開けられた場合、裁判所からの許可状を提示した上で速やかに執行に着手する。

保護者を納得させるのではなく、執行の説明を行えばよい。

保護者が不在で、許可状を示すことができないときは、立会人に許可状を示すこととされている。

直接保護者に呼びかける職員以外は、周囲の状況にも気を配る。

## ⑦ 室内への立ち入り

⑥で応答があった場合には、玄関等から立ち入る。

応答がない場合、事前にシミュレーションをしていた方法(住居の大家から鍵を借りる。窓をはずす等)で室内に立ち入り、許可状を提示した上で執行に着手する。

臨検又は搜索にあたって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができるが、こどもの安全確認又は安全確保の目的のために、必要最低限度において許容されるものであり、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要がある。

これら実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所の職員が行うこととされていることから、十分な体制を整えるとともに、保護者の抵抗もあり得ることから、こどもや職員の安全に万全を期すためにも、警察との連携が必要である。

## ⑧ 臨検・搜索の状況の記録

不適切な生活環境、生活状況については、写真、ビデオ撮影をする。

また、時間経過等も詳細に記録することが必要である。

写真撮影等は、必要な程度においてこれを行うことは、臨検・搜索等が適正に行われたことやこどもの生活状況など虐待の状況を記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられるため、必要な調査の一環であることを保護者に伝えて実施する。

立入調査の場合と異なり、拒否が刑事事件を構成しないことから、刑事事件の証拠としての必要性は高くないため、撮影に拒否を示す保護者の容貌の撮影については配慮を要する。とはいえ、職員が臨検・搜索を適正に執行したことの証拠を残す目的で撮影をすることは問題ないため、画像や映像に保護者が映りこんだとしても、そのことで保護者に対する肖像権侵害としての法的責任を問われる可能性はほぼないと考えてよい。

## ⑨ こどもの身柄確保（一時保護）

こどもを発見したときは、速やかに落ち着いて様子を確認できる場所に移動し、傷あざの確認を行う。

こどもの身柄確保後は、「今後のことはあらためて相談していきます。」と保護者に伝え、速やかに退去する。

**⑩ 事後対応（臨検・捜索調書の作成、報告）**

児童相談所職員は、臨検・捜索をした結果を記載した「臨検・捜索調書」を作成して、署名・押印し、立会人の署名・押印を行う。立会人が署名・押印せず、又は署名・押印することができないときは、その旨を付記する。

児童相談所職員は、臨検・捜索を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならないとされており、実施時の記録も必要事項である。

## 8-2 親権停止・喪失等

### 1 親権停止・喪失・管理権喪失宣言審判

親権者の親権の不適切な行使が改まらず、こどもの福祉を護りがたい場合は、児童相談所長は家庭裁判所に対して、**親権停止・親権喪失・管理権喪失の審判**の請求を行うことができる。

**2年以内にその原因が消滅する見込みがある場合には、親権喪失の申立てはできない。**

これまで、性的虐待を繰り返していた父親、嫌がるこどもを施設から連れ帰った父母に対して**親権喪失宣告**が認められたことがある。

保護者がこども等に必要な医療を受けさせることに同意しない場合など、**2年以内にその原因が消滅する見込みがある場合には、親権停止審判の請求**を行う。

親権喪失等の宣告後も、その原因であった事由が消滅し、親権・管理権の回復が適当である場合には、**取消し請求**を行うことができる。(民法第 836 条)

なお、親権が否定されても、親権以外の権利義務、すなわちこどもの婚姻に関する同意権(民法第 737 条)、扶養義務(民法第 877 条)、相続権(民法第 887 条)は存続する。

#### 児童虐待防止法 第 33 条の 7

児童の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

### 2 親権者の変更、指定

両親が離婚する場合には、こどもの親権者を双方か一方に定める。(民法第 819 条第 1 項第 2 項)

離婚に至るまでの過程で、一方の親のこどもに対する虐待が認められる場合など他方を親権者として指定する大きな理由になる。また、両親が離婚した後に、親権者となった片方の親が虐待していた場合など、こどもの利益のため必要があると認められるときは、他の一方に変更することができる。(民法第 819 条第 6 項)

これらの制度はいずれも他方の親や親族が調停、さらに審判又は訴訟の当事者になる必要がある。

### 3 監護者の変更、指定

両親が離婚訴訟中で親権を争っている場合や、親権を有していない祖父母やおじ・おばなどが子どもを養育する場合で、子どもの利益のため必要と認められるときなどは、家庭裁判所の審判により監護者を変更、指定することができる。

子どもが保護者から虐待を受けていた場合などで、他に監護者として適当な人物がいる場合には、その人物の協力を得て、この制度を利用することが考えられる。

### 4 人身保護請求

人身保護法は、不当に奪われている人身の自由を迅速、容易に回復することを目的とするものである。保護者が施設から子どもを連れ去ったため、児童相談所長が親権喪失宣告、保全処分を申立、選任された代行者が子どもの引渡しを求めたが応じないので、人身保護請求を申し立てたケースがある。

### 5 保全処分

家庭裁判所において審判がなされるまでには一定の期間を要するため、審判の結論を待っているのは子どもの安全を図れない場合がある。

上記の申立や児童福祉法第 28 条申立の審判において、緊急性を要するという申立が家庭裁判所に認められれば、保全処分が認められる。

しかし、児童相談所のみ主張で家庭裁判所に判断されることになるため、子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを裏付ける証拠書類の提出が求められる。

また、親権喪失等の宣告審判に至るまでの間にも、親権の濫用が予想されるなど親権の行使を制限する必要があるときには、保全処分により、親権行使を一時的に停止し、職務代行者を選任できる規定がある。(家事事件手続法第 174 条)

ただし、一時保護中及び里親委託中は児童相談所長が、施設入所中は施設長が親権代行者となり得るため、職務代行者の選任は必須ではない。

## 8-3 刑事告発等

虐待行為は、それぞれ刑法上の犯罪に該当する場合がある。また、立入調査の拒否や妨害についても罰則が規定されており、こどもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合は躊躇なく行うべきものである。

刑事告発等を行う場合は、こどもに児童相談所として犯罪を見過ごすことはできないという立場や考え、こどもの権利を守るために必要な手続きであることを説明する。

ただし、裁判になった場合、こどもにも主尋問や反対尋問の証人として法廷に立つ必要が生じることなどから、そのサポート体制は十分に構築されなければならない。

また、令和5年の刑法・刑訴法改正により、被害者保護を目的として、供述の録音・録画の記録を主尋問に代えることができるという制度ができた。

ただし、この証拠採用には、供述までに誘導・教唆がないことが必須とされており、この立証のために、児童相談所の職員が証言等を行うことがある。

**身体的虐待**：傷害罪、暴行罪 等

**性的虐待**：強姦性交罪、強制わいせつ罪、児童福祉法違反（淫行させる行為）、  
監護者性交罪、監護者強制わいせつ罪 等

※非親告罪となり、男児の被害も強姦性交の対象となった。

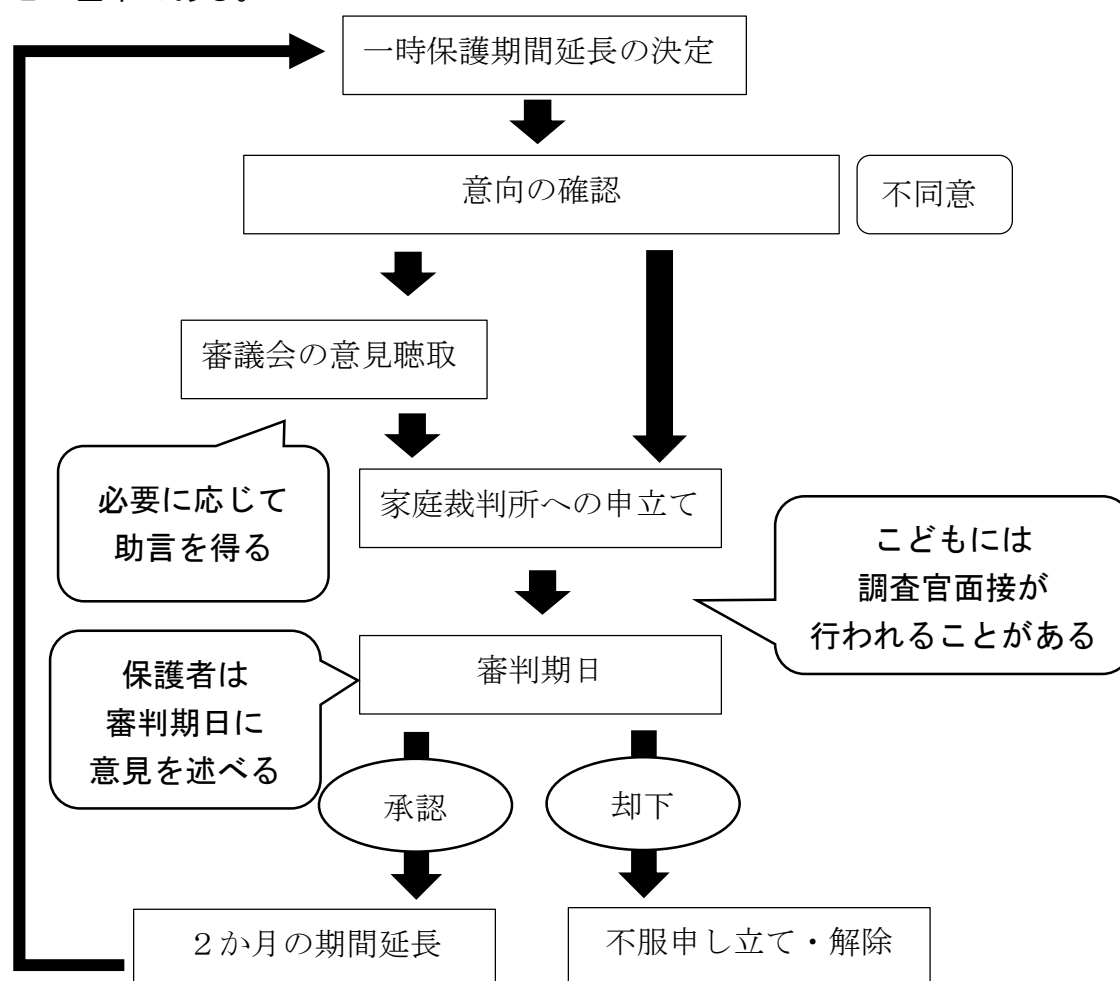
**職員に対する暴行、傷害、脅迫等**：暴行罪、傷害罪、脅迫罪、公務執行妨害罪

## 8-4 一時保護・措置に関する申立て

### 1 一時保護期間の延長に関する申立て手続きの流れ（児童福祉法第33条）

やむを得ず一時保護期間が2か月を超える見込みがあり、親権者等が同意しない場合は、家庭裁判所の承認を得て、一時保護期間を延長することができる。

ただし、一時保護はこどもの自由を制限する方法であることに留意し、最低限の範囲内で行われるものであると認識しなければならない。このため、調整が長期に及ぶと判明した時点で、里親委託や入所措置を検討し、場合によっては、児童福祉法第28条の申立てを行うことが基本である。



#### 【申立先】

こどもの住所地を管轄する家庭裁判所

### 【手順】

※ 必要があれば、審議会に意見聴取を行う。

- ① 事前に家庭裁判所に連絡し、申立て予定日を伝える。
- ② 申立書、証拠書類等を作成し、家庭裁判所に提出する。
- ③ 期日にて保護者と児童相談所が双方の意見を述べる。
- ④ 審判結果が出る。

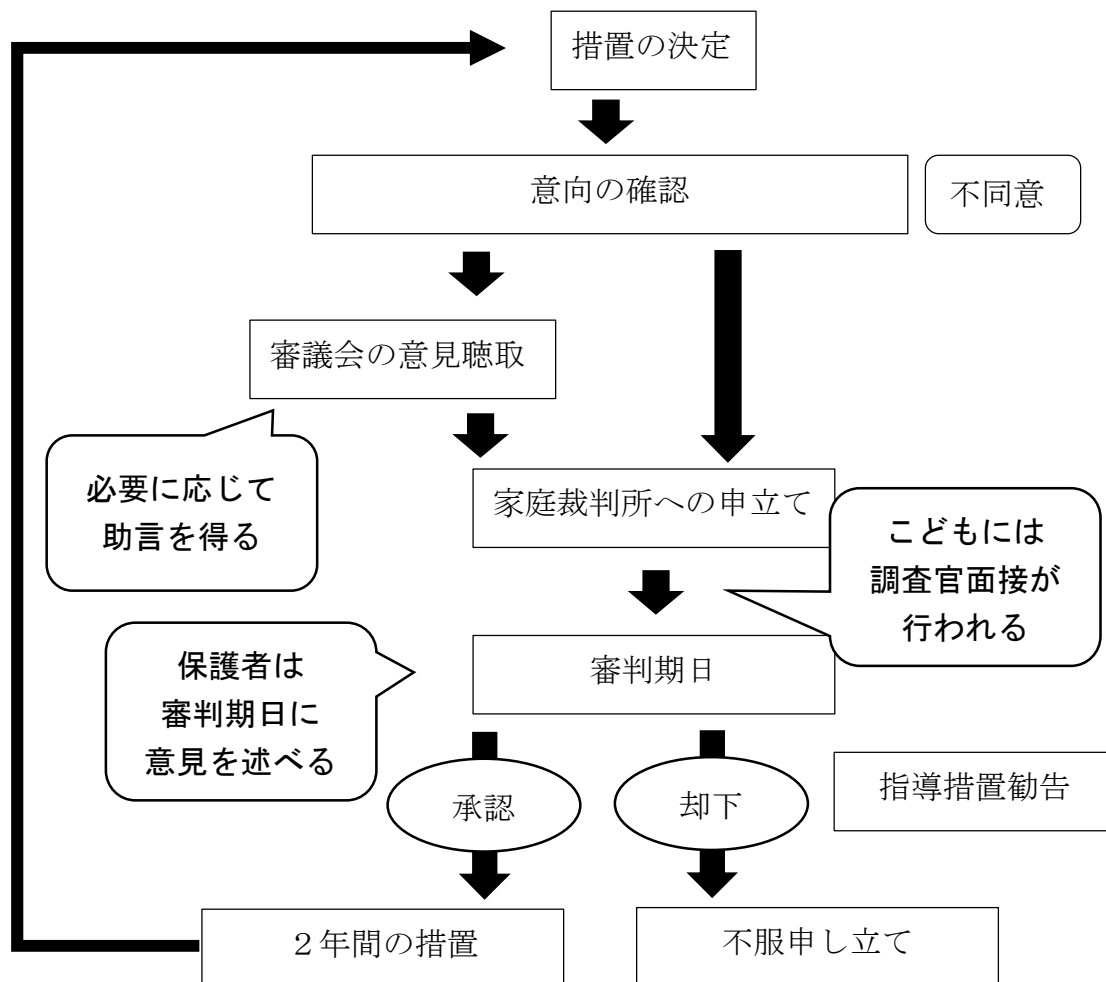
※ 保護が即時抗告を行うことは可能である。

※ 却下された場合、一時保護を解除するか、不服申し立てを行う。

## 2 保護者の同意が得られないときの施設入所の手続きの流れ

(児童福祉法第28条)

里親委託や施設入所等について、保護者が同意しない場合は、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置をとることができる。



## 同意

同意とは「意に反することが明白でない場合」のことであり、積極的に望むことを求めなくてもよい（消極的同意）。

親権者の一方でも反対している場合は児童福祉法第 28 条の申立が必要である。

### 【要件】

- ・虐待の存在の証明が困難な場合であっても、現在、保護者に監護させることがこどもの福祉を著しく侵害する状況であること。
- ・保護者にそのこどもの監護を任せておいたのでは将来こどもの福祉を損なうおそれがあること。

### 【手順】

※ 必要があれば、審議会に意見聴取を行う。

- ① 措置の決定。
- ② こどもや親権者等への意向確認。（不同意）
- ③ 裁判所に申し立ての予定を事前共有する。
- ④ 申立書の作成。
- ⑤ 申立て、審判の開始。

※ 審判の過程において一定期間、児童相談所が保護者指導を行い、その結果に関する報告・意見を求められることもある。

※ 家庭裁判所は、児童相談所に対して保護者への指導措置勧告を行うことができる。児童相談所は「家裁から勧告されたので〇〇の指導を行いますので、従ってください。」と支援プログラムなどを示して保護者に言うことができる。このような勧告を希望する場合は、その旨を申立後、上申書により家庭裁判所へ伝えることが必要である。

- ⑥ 審判の確定。

承認された場合は、確定日から2年間の措置が有効となる。2年が経過するまでに、措置の延長が必要な場合は、2年目を迎える2、3か月前までに延長の申立てを行う。

却下された場合は、措置を開始しない（継続しない）か、不服申し立てを行う。

※ 保護者は、抗告が可能である。

## 【保全処分】

こどもの身柄の安全確保の観点から、児童福祉法第 28 条の申立を行い、かつ児童虐待防止法第 12 条第 1 項の規定による面会及び通信制限が全部制限されている場合に、こどもの保護のために必要があるときは、家庭裁判所は、申立により、承認の申立の審判の効力が生ずるまでの間、保護者に対し、こどもの住所もしくは居所、就学する学校その他の場所においてこどもの身辺につきまとい、又はこどもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他のこどもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

裁判所の発する命令は、児童虐待防止法第 12 条の 4 第 1 項と同じであるが、違反に対する罰則はない。

特に、一時保護委託でこどもが病院に入院しているケースなどにおいて、保護者が強引にこどもを退院、転院させるのを防ぐ効果が期待される。

## 家庭裁判所の承認

一時保護期間の延長や同意のない入所措置について家庭裁判所は承認をするのであり、命令をするわけではない。つまり、「お墨付き」はあるが、違反の罰則はない。

また、認められた期間（一時保護は 2 カ月、入所措置は 2 年間）以内での調整や指導は継続する。一時保護開始から申立ての間、そしてその後の一時保護や入所措置の機関にかけて、途切れることなく関わり続ける。

## 8-5 面会・通信の制限、接近禁止命令

### 1 面会・通信の制限等

施設入所等の措置(児童福祉法第27条第1項第3号の措置)、又は一時保護(児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護)が行われる場合において、こども虐待の防止及びこどもの保護のため必要があると認めるときは、保護者に対し、こどもとの面会・通信を制限することができる。

#### (1) 面会・通信制限

従来から、こども虐待を受けたこどもの保護のために必要と認められるときには、保護者に対し、面会・通信の制限を指導として行っていた。

面会・通信の制限を行政処分又は指導のどちらの位置づけで行うべきかについては実情に応じて判断することになるが、まずは指導によって面会・通信の制限を行い、保護者がこれに従わず、こどもの保護のために必要と認められるとき、児童虐待防止法に基づく行政処分として取り扱うことが適当である。

#### (2) 児童虐待防止法に基づく面会・通信制限の手続き

##### 【制限される対象】

**面会:** こどもが保護されている住所、居所(児童相談所、施設、里親宅)等に対する訪問、押しかけ等がこれに該当する。

**通信:** こどもが保護されている住所、居所(児童相談所、施設、里親宅)等に対する手紙、FAX、宅配便等の送付、電話、メール等が該当する。

##### 【制限の条件】

一時保護中: 虐待を受けた疑いがあるとき

施設入所等の措置中: 虐待を受けたとき

##### 【手順】

- ① 面会・通信制限手続きの決定。
- ② 弁明の機会の付与通知書の交付。
- ③ 制限を受ける対象者からの弁明書の受領。
- ④ 面会・通信制限の検討及び決定。
- ⑤ 面会・通信制限の決定通知(様式27・28第11章-7)。

※ 援助指針(方針)を3~4か月に1回程度見直し、それを踏まえて制限の必要性がなくなった場合は、速やかに取り消す(様式29・30第11章-7)。

### 施設長による面会・通信制限

児童虐待防止法上では、児童相談所長だけではなく、こどもが措置されている施設長にも制限を行う権限がある。

しかし、実際の運用としては「当該制限の必要がある場合には、児童相談所長がこれを行う。」(児童相談所運営指針)とされており、実際に施設長が制限を行うのは、夜間等の緊急の事例に限られる。

## 児童虐待防止法 第12条

児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護（以下「第三十三条一時保護」という。）が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設（次項において「措置施設」という。）の長は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 措置施設の長は、前項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該児童と当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときは、児童相談所長は、内閣府令で定めるところにより、当該面会又は通信の全部又は一部を制限することができる。

## 2 接近禁止命令

都道府県知事又は児童相談所長は、虐待により一時保護又は児童福祉施設入所措置、里親委託を行っている場合であって、特に必要があるときは、保護者に対し期間を定めて、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる（児童虐待防止法第12条の4）。

接近禁止命令は、初日を含めて6か月を超えない期間を定めて行うこととされている。ただし、保護者との関係、児童の状態等を慎重に判断した上で、接近禁止命令の必要性がなくなったと認められる場合には、6か月未満で取り消すことも考えられる。

### （1）接近禁止命令を発するための要件

以下全てを満たすことが要件となる。

- ① 一時保護中又は児童福祉施設への入所措置、里親委託中。
- ② 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、児童との面会及び通信の全部が行政処分により制限されていること。
- ③ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められること。

## (2) 接近禁止命令の手順

- ① 要件が該当していることを確認する。
- ② 接近禁止命令の発出の必要性等について、事前に児童家庭課と協議を行う。
- ③ 必要書類を添付して、児童家庭課に接近禁止命令に係る聴聞の事務手続きを依頼する。

### 【接近禁止命令発出依頼書の添付書類】

- ・ 児童記録票
- ・ 施設長の意見
- ・ 家庭裁判所の審判書の写し
- ・ 面会・通信制限決定通知書の写し
- ・ 施設入所後の保護者及びこどもにかかわる記録
- ・ その他、接近禁止命令の発出の必要性が分かる資料

## ④ 聴聞手続き

接近禁止命令をする場合は、知事は児童虐待防止法第12条の4第3項及び行政手続法第3章第2節の規定により聴聞を行わなければならない。聴聞の事務手続きは県児童家庭課が行い、その結果を児童相談所に通知する。

聴聞とは、命令を受ける対象者が直接弁明を行い、処分庁（児童相談所）へ質疑を行う場である。

児童相談所は、処分を行う立場として、聴聞の場で適切な説明が行えるよう、十分な準備を行う。

## ⑤ 命令書の交付

児童相談所は、聴聞の結果を十分に参酌し、接近禁止命令を発出するか判断する。

命令を行う場合は、命令を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名等必要事項を記載した命令書を交付しなければならない。児童相談所職員は、命令書を保護者に交付する。その際には、命令を受ける保護者に対して、命令に違反した場合には処罰されることがある旨を説明するとともに、できるだけ受領書を徴する。

職員が保護者を訪問し、命令書を直接交付しようと努めても、保護者が職員との接触を拒否する場合は、出頭要求の告知書と同様に、命令書を直接郵便箱等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で記録する。

## ⑥ 命令発出後の関係機関との連携

こどもの居所等を管轄する警察の担当課とは、通学路のパトロール、緊急時の110番等について協議すると共に、保護者が接近禁止命令に反した場合の対応についても協議しておく必要がある。また、学校等の関係機関とは、要保護児童対策地域協議会等の場を利用して、情報共有を行い、保護者が接近禁止命令に反して、こどもに接近してきた場合の対応等について協議を行う。

## 8-6 被措置児童等虐待

被措置児童等虐待とは、児童養護施設や里親、一時保護所などで「措置」（行政による入所・委託等）が取られているこどもが、施設職員や里親等の養育者から虐待を受けることである。

これは家庭内の虐待とは異なり、社会的養護の場で起こる虐待であり、児童福祉法により厳しく禁止されている。

### 児童福祉法 第33条の11

施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

虐待の内容は、家庭の虐待と同様に、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待などが含まれる。

### 【対応の流れ】

#### ① 発見・通告（様式3第11章-1）

虐待を受けたと思われるこどもを発見した者（他の職員、こども本人、外部関係者など）は、速やかに児童相談所・県児童家庭課（社会的養護検討部会事務局）・健康福祉センター・市町村に通告する義務がある。

### 児童福祉法 第33条の12

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。

#### ②-1 児童相談所等による受理・調査

児童相談所等は通告を受理したら、直ちに事実確認・調査（こども本人への面談、関係職員への聞き取り、施設訪問など）を行う。

必要に応じて、一時保護や警察との連携も検討する。

#### ②-2 関係機関への連絡・報告

通告を受理した児童相談所・健康福祉センター・市町村は、速やかにその施設等を所管する自治体（県児童家庭課、障害福祉課、子育て支援課等）へ一報し、文書で正式に通知する。

#### ③ 自治体による調査

通知を受けた自治体は、事実確認を行い、審議会に報告する。

虐待事実の認定や施設への改善指導等を行うために必要な情報を収集する。

※ 調査においては、こどもへの聴取も必要となるが、調査を行う自治体の所管課に専門職が配置されていない場合は、応援を依頼する等して対応を行う。

#### ④ 審議会への報告とその結果に基づく指導等

審議会が虐待が認定された場合は、虐待の再発防止策（職員研修、運営体制の見直し等）を施設・里親に指導する。

必要に応じて、児童の転所や里親委託の変更、指導に基づく関係職員の配置転換などの措置も検討される。

---

## 第9章

### 関係機関との連携

---

## 9-1 連携の基本原則と重要性

こども虐待対応においては、

- ① 家庭という密室性
- ② 家庭内の多様で複合的な問題（家族関係、経済問題、疾病等）の存在
- ③ こども自らが支援を求めることの困難性
- ④ 保護者など対象者の抵抗

などが支援する際の難しさをもたらしている。

### 1 基本原則

#### （1）各機関の機能や仕組みへの理解

こども虐待問題に関する認識、特にリスク要因やアセスメント、各機関における初期対応等の事項についても関係機関に周知を図っておくことが重要である。

また、関係機関の専門性や特長が十分発揮される体制整備となるよう努める。

#### （2）情報共有・進行管理

ケースの進捗状況、支援内容の適否、問題点、課題等についての把握、分析、調整等をどの機関が責任を持って行うかを常に明確にしておく。

切れ目のない支援を提供するために、情報提供や、会議の開催時期についても十分考慮する。こどもや家庭環境についての状況の変化が見込まれる場合には、情報提供や会議を開催することを事前に決めておくことが重要である。

また、機関相互の連絡方法や、機関内部の連絡体制についても明確にしておく。

#### （3）要保護児童対策地域協議会の活用

個別支援会議・実務者会議等の活用を図る。会議においては、情報・認識の共有を図り、効果的な支援について、共通の方針のもとに役割分担を行う。

共有できない情報がある場合は、その理由を説明する。

児童相談所の所管ケースに関する判断、その理由や根拠、方法、短期目標、長期目標を分かりやすく説明する。

市町村の所管ケースにおいても同様の観点から助言を行う。

緊急事態や新たな情報伝達の際の連絡体制、不在時の連絡方法などを確認する。これらの連絡体制や連絡方法などが円滑に図れるよう、児童相談所内でも組織として確認し周知しておく。

#### (4) 個人情報の取扱い

要保護児童対策地域協議会は構成員に守秘義務が課せられるが、児童相談所主催の個別支援会議等では、個人情報の保護についての配慮が必要である。

また、調査や支援の各局面においても個人情報の保護や守秘義務について留意が必要であり、各機関における個人情報の取扱いやケース対応時の個人情報の取扱いについて、共通理解を得ておくことが重要である。

## 2 連携の重要性

### (1) 発生予防からこどもの自立支援に至るまでの連続する支援

こども虐待に効果的に対応するには、単一の機関の働きでは限界があり、複数の機関が有機的に連携して取り組まなければならない。これを可能とするためには、顔と顔とが繋がった関係機関相互のネットワークを構築しておく必要があり、つながりを持った面としての支援がこども虐待対応においては重要である。

### (2) 児童相談所の判断の的確性の向上

家族や価値観が多様化する中で、児童相談所が立入調査や一時保護など強い権限を行使する際は、社会的な合意に配慮し、関係機関や協議会と十分に協議することが重要である。

合意形成は判断の妥当性を高め、意見が分かれる場合も丁寧な説明を通じて理解を得る努力が必要となる。

## 9-2 市町村・児童相談所と関係機関の情報共有

### 1 警察

#### (1) 情報共有・連携体制の整備

警察と定期的に連絡会議を行う等、日ごろから、情報の共有や意見交換を図り、常に十分な連携を図り緊急対応が必要な際も適切な対応が行えるように備えておく。何かあったときに突然に援助を依頼するのではなく、児童相談所が把握した虐待情報について、必要に応じて早い段階から対応方針等を警察と相談しておく。

こどもの一時保護、立入調査、臨検・捜索、接見禁止命令等の実施においては、都度、事前の協議を十分に行う。

こうした連携に資するため、千葉県の子童相談所では、警察との協定により、児童虐待事案及びその疑いのある事案をすべて情報提供することとしている。

#### 警察との情報連携システム

県では、警察からの通告を児童相談所に送付する場合や、児童相談所の虐待対応ケースに関する協定に基づく情報を警察に伝える場合に、スムーズな情報共有を図るため、児童相談所支援システムと連携した情報連携システムを活用している。

#### (2) 警察からの通告

警察から児童通告のあった事案については、虐待以外を理由とする通告も含め、通告後の対応においても連携をより円滑にし、こどもの安全確保に万全を期するため、通告元警察署あて定期的な情報提供をする。

##### ・虐待による身柄付通告事案：

援助方針が決定した時点で速やかに、こどもの保護者の居住地を管轄する警察署に通知する。

##### ・虐待による身柄付き通告事案で一時保護解除を決定した場合：

所轄警察署へ口頭で連絡するとともに、一時保護解除後速やかに、援助結果を通知する。

##### ・管外からケース移管された場合：

こどもの保護者の居住地を管轄する警察署に通知する。

### (3) 援助依頼

こどもの安全確認、立入調査、一時保護等に際し、保護者等から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現にこどもが虐待されているおそれがある場合など、児童相談所職員だけでは職務執行をすることが困難なことが予想される場合には、警察署長に対し援助依頼を行う。

援助依頼は緊急の場合を除き事前に文書で行う。

警察官は、児童相談所の職務執行が円滑に実施できるように、必要に応じて、警察法、警察官職務執行法等による任務と権限に基づいて必要な措置を取る。

なお、立入調査等は児童相談所が警察から十分な理解と協力を得つつ、児童相談所がその専門的知識に基づいて、主体的に実施するものである。

### (4) 告訴・告発

身体的、性的虐待や職員に対する暴行、傷害、脅迫等は刑法上の犯罪行為にあたる場合がある。立入調査の拒否や妨害についても罰則が規定されており、こどもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合は躊躇なく行うべきである。

この場合も児童相談所に配置されている警察官やOBに相談しながら行う。

## 2 健康福祉センター（保健所）

### (1) 概要

健康福祉センター（保健所）は、地域保健法第5条第1項の規定による保健所である。町村を所管する6センターは、社会福祉法第14条第1項に規定する「福祉に関する事務所」でもあり、虐待通告の受理機関である。運用としていずれのセンターも配偶者暴力相談支援センターと位置づけられている。

健康福祉センター（保健所）は、広域的かつ専門的な保健サービスを提供するとともに、管内市町村を含む地域の健康課題を明確化し、解決に向けた活動を推進することとされており、そうした立場から、地域の医療機関・管内市町村等との広域連携に重要な役割を果たしている。

#### 【対応内容】

- ・ こども虐待相談、こども・家庭に関するさまざまな相談
- ・ DV相談（デートDVを含む。）
- ・ 日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の相談

## (2) 精神保健分野での連携

精神疾患等精神科医療や精神保健福祉的援助が必要な、子ども又は保護者への支援では、市町村精神保健福祉担当課、健康福祉センター、精神保健福祉センターの保健師、精神保健福祉相談員等との連携が必要である。

虐待をしている保護者等の精神医学的評価や治療が必要になる場合は、**原則として保護者等の同意を得た上で主治医と連携し**、子どもにとっての危険性を十分説明し、必要な場合は、主治医より保護者等に養育が不可能であることを伝えてもらうことを依頼する。

## (3) DV 事例における連携

DVのある家庭に子どもが同居する場合には、子どもが直接的な暴力を受けていなくても、暴力を目撃したことにより受けた、子どもの心理的外傷に対し、児童福祉の専門的知見を活用した適切な対応が必要である。また、DV関係の「支配－被支配」の関係は、**正常な子育てを著しく阻害する要因であることに留意する。**

特に、転居による支援の中断や、支援者が関知しない間に加害者である配偶者との同居が再開され、**子どもの安全が脅かされることがあるので留意する。**

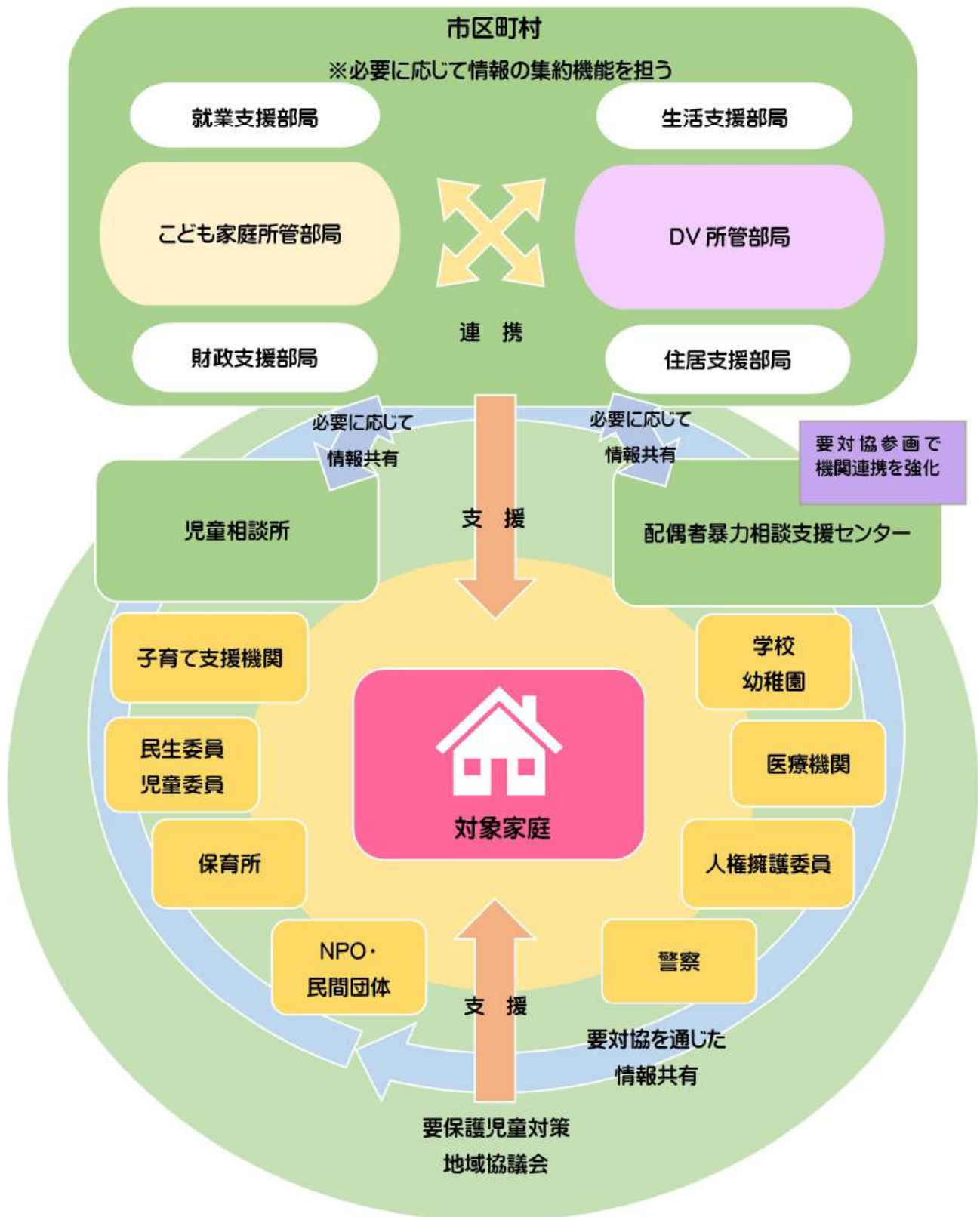
また、子どもやDV被害者に関する情報の取扱いに関しては、DV被害者の置かれている状況を踏まえて十分注意を払う必要があるが、それにより、子どもの安全が二の次になってしまうことがないように、アセスメントの共有と十分な連携を図る。

具体的な連携方法は、県の「DV・児童連携強化のためのマニュアル」を確認する。

### DV の例

- ① **身体的暴力**：殴る、蹴る、つねる、物を投げつける、刃物で脅す など
- ② **精神的暴力**：何を言っても無視する、大声で怒鳴る、「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしようなし」などと言う、実家や友人と付き合うのを制限する、実家や家族の悪口を言う、スマホやSNSを細かくチェックする、人の前でバカにする、命令するような口調でものを言う、行動を監視する、自分の家族に危害を加えると言って脅す、壁や物を壊して威圧感を出す など
- ③ **経済的暴力**：生活費を十分に渡さない、外で働くのを妨害する、貯金を勝手に使う など
- ④ **性的暴力**：性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、見たくないのにアダルトビデオや成人雑誌を見せる など

## DV と児童虐待が併存する事案への対応体制図



県「DV・児童連携強化のためのマニュアル」より

## DVのサイクル

常に身体的暴力をふるう加害者もいるが、身体的暴力の後に謝罪したり、優しく振る舞う加害者も多い。

DVでは、「爆発期：感情のコントロールができず激しい暴力が起こる」→「ハネムーン期：優しくなり、もう暴力は振るわないと謝罪する」→「緊張期：緊張が高まり、軽い暴力が始まる」→「爆発期」という、レノア・ウォーカーによるDVサイクルが知られている。

一旦、このDVサイクルに組み込まれてしまうと、被害者は、外部から何らかの介入が行われなければ、サイクルから脱することは困難と言われている。

### 【DV被害者の支援機関】

○被害者の安全な生活を確保するための支援の関係機関：

配偶者暴力相談支援センター（相談や避難に関すること）

警察（相談や被害申告に関すること）

地方裁判所

医療機関（怪我の診察や診断書の作成）

民間シェルター 等

○法的手続きを進めるための支援関係機関：

弁護士会、法テラス、家庭裁判所 等

○自立生活促進：

女性相談支援センターへ避難の後、女性自立支援施設等への入所。

各自治体の福祉事務所にて相談を行い、生活保護、児童扶養手当、母子生活支援施設入所等、社会福祉制度を利用する。

公営住宅や民間アパートへの転居。転居の際は教育委員会で転校手続きを行う。

保育園等利用。

ハローワークを利用した就職活動。

### 【DV対応における留意点】

・DV被害者支援の枠組においては、DV被害者自身が支援を求めない限りはDV相談につなげることが難しい。このため、こども虐待対応部門において新たにDV被害と思われる状況を発見した場合は、まず、被害者にDV例の教示やDV相談機関への相談等を勧奨し、適切な意思決定を行えるように配慮する必要がある。

なお、DV被害者及びこどもの安全確保のため、DV例の教示や相談勧奨等を行う際は、情報の管理に十分留意する必要がある（一般的な留意事項等を事前に配偶者暴力相談支援センター等に確認しておく必要がある）。

・ **被害者が支援を希望しない場合：**

緊急時には躊躇なく警察に通報し DV 防止法による一時保護を求めること等を伝えておき、要対協の枠組みの中で情報共有を行う。

・ **被害者が支援を希望する場合：**

市町村の DV 対応部門や県の配偶者暴力相談支援センターの支援につなぐ対応をとる。

**【DV 防止法による保護命令】**

(根拠法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条)

保護命令制度は、被害者からの申立てにより、裁判所が、相手配偶者等（事実婚も認められる）に対して、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令（保護命令）を発令する制度である。

- (1) 被害者への接近禁止命令
- (2) 被害者への電話等禁止命令
- (3) 被害者の同居の子への接近禁止命令
- (4) 被害者の同居の子への電話等禁止命令
- (5) 被害者の親族等への接近禁止命令
- (6) 退去等命令

の 6 つの類型がある。

保護命令に違反した者には、刑罰が科せられることとされている。

※保護命令を発令するには配偶者暴力相談支援センター又は警察署に行き、あらかじめ相談し、援助又は保護を求めた上で、そのことを申立書に記載する必要がある。この記載がない場合には、保護命令は発せられない。

※接近禁止命令について、令和 5 年（2023 年）の法改正によって、申立てをすることができる者に「自由、名誉、財産に対する脅迫」を受けた者が追加されるとともに、発令要件が、「心身」に重大な危害を受けるおそれ大きいときに拡大された。

**DV 加害者・被害者の特徴**

加害者：加害者に決まったタイプはなく、年齢・学歴・職種・年収などに関係がないと言われる。家庭の外では温和で人当たりがよく、社会的信用もある人であることも珍しくない。被害者が逃げようとする、暴力がひどくなる傾向がある。

被害者：被害者は精神的に傷つき、無力感や絶望感を感じていることが、しばしばあり、自己肯定感が低い場合も多い。加害者から逃げる気力が持てず、逃げだしたらもっとひどい目にあうかもしれない、といった恐怖感を抱えている場合もある。また、逃げることはこれまで築いてきた人間関係や生活から離れなければならない、経済的な問題やこどもの心配からなかなか決心がつかないと言われる。

#### (4) 保護者から障害児への虐待事案における連携

障害児を虐待した保護者への支援にあたっては、例えば障害福祉サービスの利用を検討するなど、市町村の障害福祉担当部局と連携した対応を考える。

#### 【適用される法律】

- ・ 保護者による（18歳未満の）障害児に対する虐待：児童虐待防止法
- ・ 保護者への支援：障害者虐待防止法

こども虐待事案として対応していたものの、虐待が解消されないままこどもが18歳に達したケースでは、障害者虐待防止法に基づく措置が必要になることから、日ごろから市町村の担当部局と連携を図り、引継ぎの体制を整備しておく。

また、障害福祉サービスの利用に関しては、原則申請が必要となるが、特に社会的養護による措置やその解除のタイミングでは、こどもの年齢などによって、どの市町村が支援自治体となるのかの確認が必要となる。

### 3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員は家庭に最も近い存在であり、こどもや家庭の見守りや、身近な相談者等として重要な役割を果たすことが期待される。

市町村こども虐待相談担当部署との連絡を密にし、家庭の周辺やこどもの状況の現認、保護者の相談相手、福祉の手続きの支援など、依頼する内容と報告の時期や方法について、具体的に協力依頼する。援助を依頼するときには、個別支援会議などへの出席を依頼する。

子育て支援が必要なケースで、児童委員等と保護者の関係づくりができる場合は、日々の子育て支援を依頼する。依頼は、児童相談所から直接、又は市町村を通じて行う。

### 4 中核地域生活支援センター

県では、社会福祉法人等に委託し、県内13か所の健康福祉センターの所管区域ごとに、「中核地域生活支援センター」を設置している。

中核地域生活支援センターは、福祉の総合相談、権利擁護、福祉サービスなどを24時間、365日体制で行っている。

また、中核地域生活支援センターは、福祉サービスや地域のネットワークのコーディネートの機能も有しており、こども虐待の発生予防から、早期発見・対応、支援まで様々な役割を担うことが期待される。そのため、要保護児童対策地域協議会などを活用し、日ごろから、こども虐待問題に対する認識や情報を共有し、連携して支援にあたる体制の整備を図る。

## 5 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、相談援助に関するノウハウを活用して地域住民に密着したきめ細かな相談援助を行う機関である。センターがある地域を管轄する児童相談所はセンターが地域のニーズに応じた支援を展開できるよう日ごろから密接な連携を図っておくことが必要である。

### 【事業内容】

- ① 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに  
応じる。
- ② 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- ③ 児童相談所において、施設入所までは要しないが虐待の恐れがある児童、施設を退所後  
間もない児童等、継続的な指導措置が必要であると判断された児童及びその家庭について、  
指導措置を受託して指導を行う。
- ④ 里親及びファミリーホームからの相談に応ずる等、必要な支援を行う。
- ⑤ 児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学  
校等との連絡調整を行う。
- ⑥ 社会的養護施設と地域とをつなぐソーシャルワーク拠点として、子育て短期支援事業  
(ショートステイ、トワイライトステイ)を行う。

## 6 民間団体

多様な支援を行うためには、民間団体とも積極的に連携を図る必要がある。民間団体との連携にあたっては、団体から市町村・児童相談所へ通告や紹介をする際は相談者本人の同意を得るように、市町村・児童相談所から依頼することが原則ではあるが、こどもの安全確保等に必要な場合には本人の同意を得ることができなくとも、積極的に連携を図る必要がある。

それぞれの機関の利点や限界を補完し、援助の実効性、一貫性を確保し、一体的な援助活動ができるようにするため、援助方針や援助内容等について、個人情報保護に留意しつつ、情報・意見交換を行うことが重要である。そのためにも、積極的に要保護児童対策地域協議会などの活用を図る。

## 9-3 連携困難時の対応と工夫

連携がうまくいかない場合や、意見が分かれる場合もこどもの安全を最優先に考え、対応する工夫が求められる。

- ・会議で意見の違いを整理し、こどもの最善の利益を基準に合意点を探る。
- ・危機感やリスク認識は、必ず直接伝達する（電話・会議・共同訪問など）。
- ・連携が難しい場合は、児童相談所や市町村が主導して責任を持って進める。
- ・立場や制度の違いにこだわりすぎず、「できること」を持ち寄る姿勢を重視する。
- ・外部の専門家（医師、弁護士、臨床心理士など）やアドバイザーの助言を活用する。
- ・守秘義務や個人情報保護を説明し、理解を促す。
- ・会議などでは記録の作成者を定め、参加者で齟齬がないか確認する。

### 児童相談所専門機能強化事業

専門的かつ緊急の対応が求められる児童相談所には、専門家への相談体制が整備されている。

#### こども虐待対応法律アドバイザー

県で登録している弁護士に、法律上の助言を依頼する。

#### こども虐待対応専門委員

県で登録している児童精神科医、弁護士、臨床心理士、児童福祉司経験者等に、困難事例への対応や施設内虐待の防止・家族関係支援等に係る施設入所中の児童や家族、施設職員等に対しての助言及び支援を依頼する。

#### こども虐待対応協力医師

県で登録している法医学専門医、産婦人科医、児童精神科医等に対し、虐待を受けた（疑いのある）児童についてのより専門的な診断や助言等を依頼する。

#### 家族関係支援スーパーバイザー

県で登録している専門家に対し、家族関係支援に係る助言や支援を依頼する。

### 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、市町村が実施する要保護児童対策調整機関の職員等の専門性を強化するための取組や要対協の関係機関の連携を強化するための取組に対し、国や県が支援を行う。

### 市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業

県内市町村が設置するこども虐待防止ネットワーク及び要保護児童対策地域協議会の機能強化を支援するため、専門的人材の確保が困難な市町村に専門家を派遣する。

---

## 第 10 章

### 組織体制・記録・自己点検

---

## 10-1 庁内緊急対応チームの運営

こども虐待対応は、時にこどもの生命に関わる重大な事態となるため、**庁内緊急対応チーム**をあらかじめ編成しておくことが重要である。

特に、市町村は様々な専門部署に分かれており、状況によって連携先も異なるため、場合に応じたチーム編成が必要となる。

普段の業務とは別に、こどもの安全確認や、一時保護の対応など、緊急事態に応じてすみやかに参集し、対応できるよう、役割分担や手順を共有しておくことよい。

対応力の向上や、専門性の向上のために、庁内や要対協、市町村間、児童相談所間などで情報交換を行ったり、対応を協議する検討チームを設置したりすることも、有効である。

## 10-2 記録・情報管理の基本

### 1 記録の作成

児童福祉の現場では、虐待対応や相談援助、支援業務のすべての過程において、適切な記録の作成と管理が非常に重要である。記録は、こどもの安全と権利を守るための根拠となるだけでなく、組織としての責任や、関係機関との連携、事例検証・自己点検にも不可欠なものである。

#### (1) 記録作成の基本

##### 正確・簡潔・客観的に

事実・所見・感想を区別し、主観や推測は明確に分けて記載する。

##### 時系列で整理

日時・場所・対応者・関係者・内容・判断・気づき・次の行動計画を漏れなく記録。

##### 様式・台帳の活用

児童記録票、調査記録、会議録、進行管理台帳など、決められた様式を活用する。

##### 個人情報の保護

記録の保存・管理・開示は法令・条例・組織ルールに従う。

#### (2) 経過記録の例

2024年4月10日 17:00 家庭訪問（担当：A福祉士・B保健師）

安全確認のための家庭訪問。

母親は面接に応じたが、最初は言葉少なく、訪問者と目を合わせない。

こども（6歳男児）は在宅。訪問者の声掛けにはうなずくが、話さない。右目のこめかみあたりに半径5センチほどの青あざを認める。訪問者が母親にあざについて尋ねたところ、母親は「転んだだけ」と説明。

訪問者が市役所に、お子さんの様子が心配であるという情報が入り、お子さんが元気になっているか、困っていることはないか確認するために訪問したと伝えたところ、母親は「育児が辛い」「一人で抱え込んでいる」と涙ぐむ。家庭内の様子を詳細に聴取。

・こどもが常に落ち着かず、危険な行為（刃物を持ち出してきておもちゃにしている。高いところに上る。）を繰り返し、少しも目を離せない。

・夫は仕事が忙しく、朝6時には家を出て、夜23時に帰ってくる。

・あざはC病院に受診させたが、特に問題はなかった。

・・・

【所見】こどもが怪我をしており、具合や経緯について詳細がわからないこと、こどもが母にも話しかけておらず、強い緊張があると考えられる様子から、身体的虐待の疑いがあるため、受診先の確認をしたうえで、児童相談所への送致を検討する旨、庁内緊急対応チームで協議予定。

（記録者：A福祉士）

2024年4月11日 9:00 ケース検討会議

出席者：D 課長、E 班長…

報告者：A 福祉士

担当者より、家庭訪問結果の報告。家族のストレス・母親の孤立感が高いことを確認。こどもの傷は医療機関に受診したと言っていたが、医療機関に問い合わせたところ受診した記録はないことが判明。

直接暴力があったかは不明であるが、重大な怪我を医療受診させず、訪問者には医療受診させたと話したことは、こどもの安全確保について重大なリスクがあると考えられる。

児童相談所に送致することを決定。

(記録者：F 相談員)

2024年4月11日 11:00 こどもと面接（対応者：G 児童福祉司、H 児童福祉司）

場所：I 小学校

別室にこどもに来てもらい、市の情報にあったあざを確認する。

こどもは表情が硬く、小声で話す。半袖長ズボンであり、腕には複数の擦過傷がある。対応者から自己紹介をし、こどもの右目の上のあざについて聞いたため、元気になっているか確認したくて会いにきたことを伝える。

こどもに右目の上のあざについて「どうしたの」と尋ねたところ、こどもは「灰皿」と話す。「灰皿？」と聞き返すと、時間をかけて、「パパが灰皿投げた」と話す。

今、痛かったり、具合が悪かったりすることはないかと聞くと「痛い」とのみ答えた。

**面接の結果報告（J 課長）**

こどもの様子から、重度の身体的虐待を受けている疑いがあり、緊急一時保護の検討が必要であると報告。

(記録者：G 児童福祉司)

### 【ポイント】

・日時や場所、対応者などその場にいた人物、記録者を明確にする。

例では「こども」と表記しているが、原則名前がわかる場合には、「本児」などではなく、名前を表記するほうが望ましい。(きょうだいがいると、誰の記録なのかがあいまいになるおそれがある。)

・会話の記録は、主語を意識し、誰の発言かわかるように記載する。

・こどもや保護者の様子を記載する際は、「顔色が悪い」「不安定」などの抽象的な表現は避ける。

・担当者の所見は、事実の記載と分けて記載する。

・会議の記録は、結論に至った理由と結論について記載する。

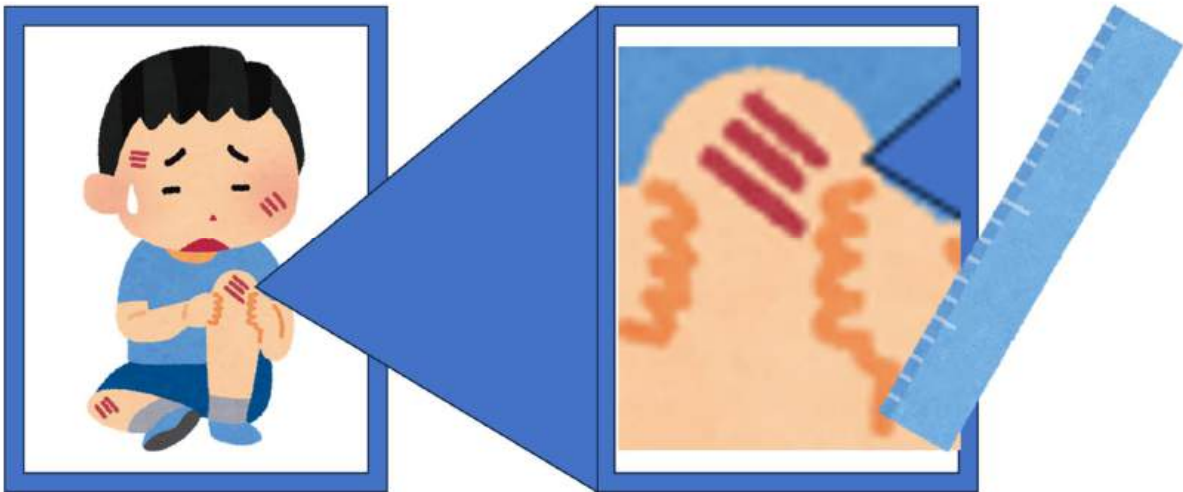
### (3) 怪我の記録

#### 【記録の作成方法】

- ・ 見つけた日時、傷の部位・程度、聴取内容などを記録する。
- ・ 聴取内容は、できるだけこどもの話した言葉をそのまま記録する。

#### 【写真】

- ・ 怪我の写真を撮影する場合は、近影、遠影ともに撮影する。
- ・ 傷痕の大きさが分かるようにスケールを用いるなどの工夫をする。



## 10-3 自己点検・事例検証の進め方

組織としての対応の質を高めるため、定期的な自己点検・事例検証が必要である。

- ・定期的にケースの進行状況や対応内容を振り返り、問題点や改善点を整理する。  
事例検討会などの機会を活用し、複数人で対応の振り返りや整理を行うことが望ましい。
- ・重大事例や死亡事例などは、第三者委員会や事例検証会議を開催し、対応の妥当性・連携の課題・再発防止策などを検討する。
- ・自己点検結果や検証報告は、庁内で共有し、マニュアルや研修内容の改善に活かす。
- ・職員のメンタルヘルスや業務負担も点検し、必要な支援体制を整える。

---

## 第 1 1 章

### 様式集・記入例・実務ツール

---

## 11-1 通告受付票・児童通告書

### 様式1 こども虐待相談・通告受付票

#### 【使用する場面】第3章

- ・ 通告受付時
- ・ 受理会議開催時

#### 【ポイント】

- ・ このまま受理会議に使用できるようになっている。
- ・ 受理の際に聴取、調査が必要な事項、確認が必要な事項が記載されており、チェックできる。

子ども虐待相談・通告受付票

受付番号	—
受付日	年 月 日

通告形態	電話 文書 来所(同伴者:無・有 )			受付者		
子ども	ふりがな 氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日生 ( 歳 ヶ月)		
	住所					
	就学状況	学校 年 組[担任 ] 保育所・幼稚園				
虐待の状況 内容	●いつ頃から ●どこで ●誰が(主な虐待者) ●何を(身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト) ●どのくらいの頻度で(ほぼ毎日・週 回程度・月 回程度) ●具体的な内容					
情報源	直接虐待を見聞 人から聞いた 悲鳴や物音から虐待を推測 子どもの様子から					
児童及び家族の状況(予備調査を含めて確認)						
住所	転入日 年 月 日					
本籍地						
住居状態	独立家屋 集合住宅( 階)			連絡先		
家族構成 (同居人含む)	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・就学状況	
縁故者	家庭に頻繁に出入りしている人や支援者など					
関わりの ある機関	福祉事務所:(生保受給・その他手当等 )、民生・児童委員、主任児童委員、 保健センター(検診受診歴等 ) 病院( )、警察、児童相談所(一時保護歴・施設入所歴・指導中他 ) その他( )					
その他	所属集団での様子、きょうだいへの虐待の有無など					
通告者 通告機関 等	氏名・機関名					
	住所					
	連絡先	☎	(担当)			
	通告目的	一時保護 ・ 調査(子どもの安全確認) ・ 相談 ・ 情報提供				
	調査協力等	調査協力(了・否) 当課からの連絡(了・否) 通告者を虐待者に明かすこと(了・否) 通告を知らせている人(無・有:虐待者・子ども・その他 )				
緊急受理会議 (実施日 月 日)						
備考	確認済事項(住民票・乳幼児検診の状況・所属集団での状況・生活保護の状況・ )					

## 様式2 児童通告書

### 【使用する場面】第3章

- ・ 関係機関による通告時
- ・ 受理会議開催時（添付資料として）

### 【ポイント】

- ・ 通告したことを記録に残すために必要な様式。
- ・ 不明な部分については記載しない。


# 児 童 通 告 書

年 月 日

様

所属機関  
職・氏名

児童福祉法第25条の規定により下記のとおり通告します。

こ ど も	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	所属	学校 年 組 保育所 幼稚園		
	現住所			
	本籍 (国籍)			
保 護 者	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	職業		子どもとの続柄	
	現住所			
通告理由				
備考				
担当者				

※ 不明な部分については記載不要

### 様式3 被措置児童等虐待通告・届出受理票

#### 【使用する場面】第8章

- ・ 被措置児童等虐待の通告を受理するとき
- ・ 受理会議開催時（添付資料として）

#### 【ポイント】

- ・ このまま受理会議に使用できるようになっている。
- ・ 受理の際に聴取、調査が必要な事項、確認が必要な事項が記載されており、チェックできる。

## 被措置児童等虐待通告・届出受理票

受付日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
機 関 名	受 付 者
通告形態	電話 ・ 文書 ・ 来所 (同伴者: 無・有 ) ・ はがき

### 児童の状況

氏名 <small>ふりがな</small>		(男・女)	生年月日	年 月 日生 ( 歳 ヶ月)
施設等名称			措置児相名	
施設等所在地				
就学状況	保育所・幼稚園 学 校・その他			
情報源	直接虐待を見聞 ・ 悲鳴などから虐待を推測 ・ 子どもの様子から 本人からの届出 ・ 人から聞いた( )			
虐待の 内容・状況	児童の生命・身体の危険の有無は 有 ・ 無 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> ●児童の心身の状態は  ●いつ頃から  ●どこで  ●どんなふうに  ●どのくらいの頻度で  ●施設等の対応は  ●他に被害者は  ●対応で注意する事項は			
	ケ ガ の 場 所			

### 虐待者の状況

ふりがな 氏名		(男・女) ( 歳)	児童との関係 (職 名)	
------------	--	---------------	-----------------	--

### 通告者の状況

ふりがな 氏名		(男・女)	児童との 関係	
連絡先				
住 所				
所 属				
匿名希望	あり・なし			

## 様式4 被措置児童等虐待通告・届出通知書

### 【使用する場面】第8章

- ・被措置児童等虐待の通告を県に報告するとき

### 【ポイント】

- ・事実について簡潔に記載し、速やかに報告する。
- ・必要があれば経過記録等も添付する。

# 被措置児童等虐待通告・届出通知書

第 年 月 日 号

千葉県知事 様

(所属長名)

児童福祉法第33条の14第3項の規定に基づき、下記のとおり被措置児童等虐待の通知を行います。

記

## 1 受付状況

受付日時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分
形態	通告・届出 電話・文書・来所(同伴者:無・有 )

## 2 児童について

氏名 <small>ふりがな</small>	(男・女)	生年月日	年 月 日 ( 歳)
施設等名称			
施設等所在地			
就学状況			
情報源	直接虐待を見聞 ・ 人から聞いた ・ 悲鳴などから虐待を推測 ・ 子どもの様子から		
虐待の内容・状況			

## 3 虐待者について

氏名 <small>ふりがな</small>	(男・女) ( 歳)	児童との関係 (職 名)	
---------------------------	---------------	-----------------	--

## 4 通告者について

氏名 <small>ふりがな</small>	(男・女)	児童との関係 (職 名)	
連絡先			
住所			
所属			
匿名希望	あり・なし		

## 5 その他

--

## 11-2 市町村の使用する様式

### 様式5 児童記録票

#### 【使用する場面】第3章～

- ・市町村でケース管理を行う時
- ・ケース検討会議開催時（添付資料として）

#### 【ポイント】

- ・こども一人ひとりに作成し、管理する。
- ・同時に複数の種別を扱っている場合は、種別ごと、通告ごとに作成し、何回目の受付であるか記載するなど、経過がわかるようにしておく。

※参考様式であるため、各市町村で使いやすい形に整えて使用すること。

また、進行管理のためのシステムがある場合は、それを活用して管理すること。

# 児童記録票

年 月 日作成〔記入者 〕 年 月 日加筆〔記入者 〕

第 回受付	年 月 日受理	ケース番号	種別				
子ども	ふりがな 氏名	男 女 生年月日等	年 月 日 ( ) 歳 ( ) ヶ月				
	所属機関	保育所・幼稚園・学校 年 組(担任 先生) ☎					
	本籍地						
	現住所等	☎ ☎					
相談者	氏名	(子どもとの関係)					
	連絡先						
	主訴						
家族 同居・ 縁故者	続柄	氏名	生年月日	年齢	就学・就労状況(就労場所・時間)	健康状態	連絡先等
生活状況	【家族図】						
福祉サービス 利用状況							
その他 特記事項							
関 わ り 機 関	機関名	担当者	電話	援助内容			
統計分類	経路		種類別		処理		

## 様式6 相談・通告受付台帳

### 【使用する場面】第3章～

- ・市町村で相談・通告受付を管理する時

### 【ポイント】

- ・年度ごとに新規に受理した順に番号をつけていく。  
相談歴がある場合には、取得済みのケース番号を記入する。
- ・要保護児童台帳にて経過管理を行うケースに○をつける。

※参考様式であるため、各市町村で使いやすい形に整えて使用すること。

また、進行管理のためのシステムがある場合は、それを活用して管理すること。

年度 相談・通告受付台帳

NO \_\_\_\_\_

NO	扱い 状況	ケース番号 注1	こども氏名 <sup>ふりがな</sup>	保護者名	住所	受理日	統計区分			要保護	備考
			生年月日・性別	続柄	連絡先	終結日	経路	種別	処理	注2	
	新規 再相談		男・女 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					

注1：年度ごとに新規に受理した順に番号をつけていく。相談歴がある場合には、取得済みのケース番号を記入。

注2：要保護児童台帳にて経過管理を行うケースに○をつける

## 様式7 ケース検討会議録

### 【使用する場面】第5章～

- ・市町村でケース検討会議を行う時

### 【ポイント】

- ・子ども一人ひとりに作成し、管理する。

※参考様式であるため、各市町村で使いやすい形に整えて使用すること。

また、進行管理のためのシステムがある場合は、それを活用して管理すること。

## ケース検討会議録

年 月 日実施

ケース番号		ふりがな 児童名	年 月 日生（ 歳）
参加者			
【問題の概要・取り扱い経過等】			
【協議事項】 子どもや家庭の状況をどう見立てたか等			
【決定事項：今後の支援方針・内容等】 緊急性・送致等の必要性判断 だれが、いつまでに、どのような支援を行うか			
【備考】			
次回ケース検討会議実施予定	月 日（ ）	事例進行管理責任者	

## 11-3 アセスメントシート

### 様式8 緊急度アセスメントシート

#### 【使用する場面】第3章～

- ・ 受理会議、援助方針会議時
- ・ ケース移管や関係機関との連携時

#### 【ポイント】

・ 緊急度アセスメントシートは緊急度 AA や A ランクのケースを見落とさないためにつけるものである。

一時保護の必要性をできるだけ客観的に判断するための補助的な道具として用い、機械的な判断をしない。

・ 一時保護の要否をできる限りの確に判断するためには、できる限り幅広く情報を集め、総合的な判断をすることが重要である。時間の許す限り、①から⑧の各段階におけるチェック項目に関する情報の収集に努める。

・ 得られた情報が少ないためにランクを決めにくいことがあるが、各チェック項目だけにとられず、限られた情報であるという前提で緊急度ランクを判断する。

また、情報が不明であること自体をリスクとして捉え、対応することが望ましい。

・ チェック項目に該当しない情報でも、緊急度を判断する際に参考に出来る情報がある場合は、空欄にその内容を具体的に記入する。

・ チェックを付けるかどうか迷うような場合は、まずはチェックを付けておいて、追加の情報収集及び子ども虐待の対応を行う。

・ 「⑤虐待を繰り返す可能性が高い」と「⑥子どもに虐待の影響が出ている」との間で迷う場合はより高いリスクの⑤を選び、A ランクと判断する。

・ 緊急受理会議後、早急に初期調査により情報収集し、チェック項目を見直し、より精度の高い判断としていく。

# 緊急度アセスメントシート

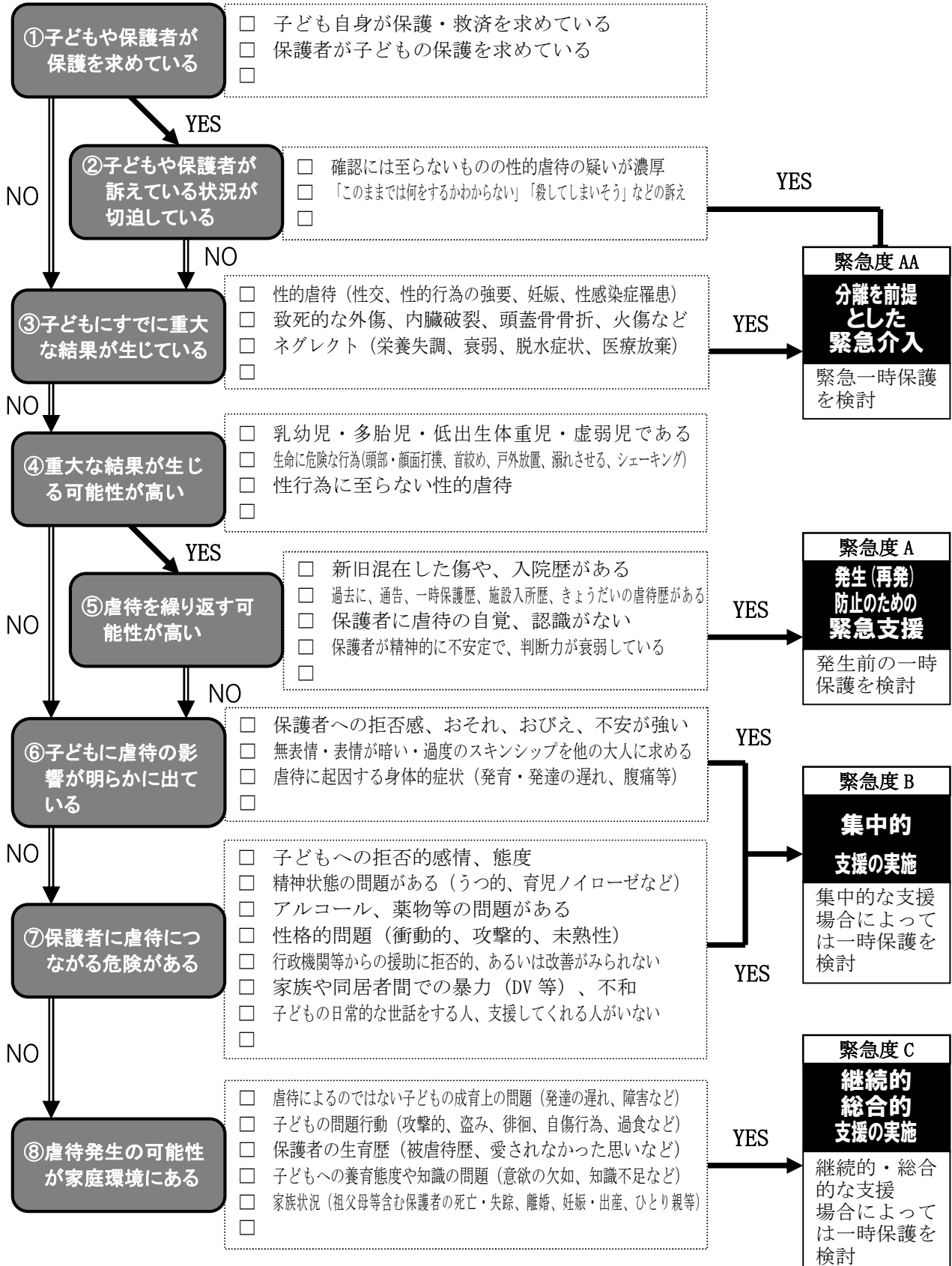
児童氏名 \_\_\_\_\_

(作成日 \_\_\_\_\_

年 \_\_\_\_\_

月 \_\_\_\_\_

日 \_\_\_\_\_)



※ 判断にあたっては、各チェック項目を参考にすること。参考に出来る情報がこれ以外にある場合は空欄に記入すること。

厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」（平成 19 年 1 月改訂版）を参考に作成

## 様式9 リスクアセスメントシート

### 【使用する場面】 第3章～

- ・ 受理会議、援助方針会議時
- ・ ケース移管や関係機関との連携時

### 【ポイント】

#### ・ 状況例とリスクの判断

状況例は、これに該当するか否かでリスクの有無を判断するものではなく、各項目におけるリスクがあると判断されるかの参考にするものである。

状況例以外にも、項目に該当するリスクがあると考えられる場合は、余白にその内容を記入し、項目に該当とする。

項目には、強みととれる項目もあることに留意する。

#### ・ 「該当なし」か「過去歴あり」かの区別の目安

項目に該当するリスクが、過去にも現在にもない場合は「該当なし」。

過去にはリスクがあったが、現在では状況が変わってリスクが消失している場合（例；虐待者が別居しており関係が断絶している）は「過去歴あり」。

過去にリスクがみられ、現在は一応リスクが取り除かれているものの、再度リスク要因となる可能性が考えられる場合（例；虐待者と別居しているが今後再び同居する可能性あり）についても、「過去歴あり」のみ。

#### ・ リスク該当項目数が多い場合にリスクが高いと判断するのか

リスクの項目該当数はケースの重篤度に単純に比例するものではなく、ケースの重篤度は全体的な状況から総合的に判断する。

該当項目数を「合計値」として記載する欄を便宜的に設けているが、この「合計値」によって一時保護の必要性を機械的に判断するような使用法は想定していない。

#### ・ リスクの合計値が下がらないと一時保護解除の判断はできないのか

合計値は目安に過ぎず、合計値の低下により一時保護解除の判断をするわけではない。

一時保護解除の判断にあたって、一時保護前と合計値が変わらないこともありうるが、その場合にも、一時保護前と何が違うのかを明確にしておくことは必要である。

#### ・ 年齢によるリスク判断

リスクは児童の年齢によっても変動するという視点をもつことが必要である。たとえば、「2ネグレクト」の項目では、おおむね学齢以上の児童では中度と捉えられるが、乳幼児では重度と捉えるべきである。

・保護者の性格特性をどのようにリスクアセスメントに反映させるか

たとえば、衝動的な傾向は「21 精神状態」、人との関わりが嫌いであるなら「24 援助への態度」で該当させるなどの方法を考える。どこにも当てはめ難い場合は、「27 懸念されること 気になること」に該当させるとよい。

## 項目説明

### ◆虐待状況の確認

#### 1 身体的な状況（身体的虐待）

傷やあざ等の外傷は、部位、大きさ、場所を通告の際に聞き取り記載すること。

また、通告者の協力が得られる場合には、子どもへの配慮をしつつ、外傷等の画像の保存を依頼すること。

現状確認時には、外傷の状況の再確認と、打撲痕では皮膚の色、周辺部の状況にも注目し確認すること。

#### 2 ネグレクト

「乳幼児が長時間放置されている」、「必要な医療を受けさせない」ことは生命に危険が及ぶ危惧があるため高いリスクに該当する。

また、慢性的な栄養不良の把握には、特に乳児期のネグレクトの兆候を客観的に把握する指標として「成長発育曲線」を使用し、経過を追うこと。

#### 3 性的な被害の状況（性的虐待）

性的虐待は疑いであっても高いリスクとして評価する。

思春期の子ども性の非行や性行為、感染症罹患、妊娠の背景に性虐待が疑われる場合がある。

#### 4 心理的な状況（心理的虐待）

保護者からの無視、拒否、言葉の暴力、恐怖を与える、DVなど暴力的環境に晒す、孤立させる、過干渉、過剰な期待等により子どもの心を傷つけるものをいい、子どもに現われた心理的・情緒的な影響の度合いによって評価する。

### 調査開始後に受理時点で明らかにならなかった虐待が発見された場合

新たな虐待種別についても該当とする。

反対に、受理時点では虐待事実があると疑われていたが、調査開始後に虐待事実がなかったことが判明した虐待種別については、該当なしとする。

## ◆子どもの状況

### 5 分離の意思

子どもが保護を希望する場合には、まずは子どもの意向に沿った対応を行うこと。

なお、子どもの意思に関わらず、一時保護が必要と判断する場合（例：子どもの安全確保を最優先にした保護、援助を行うまでの短期間の保護等）には、躊躇なく実施すること。

また、施設入所等の分離経験のある（特に3歳以下の）子どもでは、家庭復帰から6か月程度はリスクの高まる期間として注意が必要である。

単に児童が表明する「離れたい」「帰りたい」との意思だけではリスクを判断できない。

たとえば、同じ「帰りたい」であっても、児童が保護者の様子の変化から安心感をもって家庭に「帰りたい」と考える場合もあるが、家に帰ることは不安だが学校生活や交友関係を早く再開したいと考えている場合、一時保護所での生活に不満を感じていて「帰りたい」と訴える場合もある。

児童の「帰りたい」という発言は、必ずしも安心材料とはならないことに留意する。

### 6 第三者による確認

家庭訪問を繰り返しても保護者が子どもに会わせない、子どもが保育所に来なくなった等の場合には、重篤な状態に陥る可能性・リスクを想定した対応を行うこと。

また、支援記録として拒否された際の状況を記録し、残しておくことが必要である。

### 7 養育者への思い

保護者との関わりの中で生じる内面的な問題をとらえる。

なお、「無表情」には、「視線が合わない硬い表情」「あやしても笑わない」なども含む。

特に、乳幼児期から「無表情」「あやしても笑わない」などみられる状態は、リスクが高いと捉え、留意すること。

### 8 精神状態

医療機関等の専門機関の所見や診断のほか、支援者が家庭訪問や面接等で把握した子どもの表情、態度も勘案し、判断すること。

### 9 性格・行動面の特徴

保護者の「育てにくさ」に関する訴えは、虐待を受けやすい子どもの要因の一つとしてあげられる。「ミルクを飲まない」「離乳食を食べない」「よく泣く」「苛立たせる泣き声で泣き出すと止まらない」など、子どもの状態が保護者の思いや関わりでコントロールすることが困難な状況や、睡眠覚醒のリズムが安定せず寝つきが悪い状態には、早めの支援が必要である。

## 10 発達及び健康状態

養育の影響によると思われる発達の遅れは高いリスクになるが、発達の遅れのみでは判断しないこと。

ただし、発達の遅れが、虐待による情緒的な関わりの不足から生じることも留意しつつ、判断すること。

また、「成長発育曲線」を客観的な指標として活用し、特に乳児期ではネグレクトの兆候として、曲線から外れた状態（例：横ばい、予測されるラインからはずれきた状態）には注意しつつ、経過を追うこと。

### ◆世帯の状況

#### 11 居住環境

原則、居住環境の把握は、家庭訪問等により現状を直視し、確認すること。

なお、転居を繰り返している家庭、たばこや刃物などの管理ができていない状態なども（子どもにとって）安全ではない居住環境の可能性があるので注意すること。

#### 12 経済状態

生活保護の受給世帯でも不安定な状況もあるため、その背景や理由を確認すること。

また、安定した収入があっても過重なローン等により生活基盤が弱い場合もあるので注意すること。

なお、乳幼児にとって、ライフライン（水道、電気、ガス）の供給停止は生命のリスクに直結するため、緊急対応も検討すること。

#### 13 家族形態

家庭訪問、面談等からの聞き取りや現状確認のほか、住民基本台帳（住民票、戸籍）による世帯状況を確認すること。

**生活保護受給の有無だけで、リスクを判断しない。**

生活保護を受給していることで経済的な問題が取り除かれ、安定した状況にあると考えられる場合は該当させなくともよいが、本来的には保護者に稼働能力があるにも関わらず生活保護を受けなければならないほど困窮している状態にある場合などは、該当とすることも考える。

#### 14 父母の関係

夫婦間での未解決部分が強く、葛藤状態が継続している場合もリスクとして考えること。

#### 15 親族との関係

祖父母、保護者の同胞等の存在の有無を確認し、親族との交流状況（回数等）、双方の距離、相互の関係など確認すること。

また、父母が子どもの頃に成長や発達面で困難さがあつた場合には、対人関係や子育てへの影響がないか留意し、生育歴等の把握に努めること。

## 16 相談歴

虐待に関する相談のみならず、子どもや夫婦関係など家庭に関する相談と公的な支援の有無について確認すること。

## 17 きょうだいの相談歴

同じ家庭内で過去に虐待が発生した場合は、きょうだいが何らかの影響を受けている可能性もある。そのため、支援の必要性を判断する兆候として、過去の虐待通告、子育て相談などの有無を確認すること。

### ◆保護者の状況

## 18 保護者との同居

保護者と子どもが接触する時間、状況、頻度等を確認すること。

## 19 育児・養育能力

必要な支援・サービスの内容や頻度を検討には、保護者の育児力や養育能力が重要な視点になるため、その確認、状況把握には留意すること。

保護者の育児知識の程度だけでなく子どもの養育への関心等も適切な養育ができるためには重要であり、養育への意欲も含め評価すること。

## 20 育児・養育意欲

妊娠中、出産前後の状況を把握しつつ、「予期しない妊娠、計画しない妊娠・出産」「妊婦健診未受診から出産」の場合には、適切な環境や十分なサポート体制が取られているかなどを確認すること。

## 21 精神状態

現在の状態や病名にとらわれず、過去の受診状況・治療状況、親族からの情報等を収集し、精神科医師等の専門職の見立てを参考に養育に影響を与えている精神状態であるかを留意すること。

## 22 依存の問題（薬物、アルコール等）

依存の問題は、保護者の養育能力や人間関係の持ち方等、子育て全体に影響を与えるため、保護者自身が依存に関する問題意識や治療への意思の有無等について確認する必要がある。

## 23 虐待の認識

保護者に虐待の自覚がないか希薄な場合、虐待行為を否認している場合にリスクとしてチェックする。

支援側のアプローチ、関係の持ち方に大きく影響するため、虐待行為への自覚の有無、認識について確認すること。

## 24 援助への態度

虐待する家族の特徴的な人間関係の取り方として、「拒否」「無視」「訪問できない」「攻撃的な態度」があげられる。

また、親族又は関係機関からの援助を受け入れる態度として、「問題意識がない」「拒否」「接触困難」の場合は、リスクが高い。

「わかりました」と返事はよいが実行されない場合にもリスクを有している。

## 25 困り感・改善意欲

支援側のアプローチ、関係の持ち方に大きく影響するため、保護者の問題認識の有無、問題認識の状況や問題の解決を望む意思の有無等を確認し、判断すること。

## 26 サービス利用

公的なサービスの有無だけではなく、必要な支援をしてくれる人が日常にいるのか、日常的に相談できる機関や人がいるのか、夜間等の緊急時に発見・対応してくれる人が近くにいるのかなどインフォーマルなサポートについても確認すること。

## 27 懸念されること 気になること

1～26 の項目に該当はしないが、支援側が気になることや経過を追うべき状況などについて記載すること

リスクアセスメントシート (初回・ 回目)

◇記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (記入者: \_\_\_\_\_)  
 ◇ケース番号 \_\_\_\_\_  
 ◇児童氏名 \_\_\_\_\_ (男・女)  
 ◇生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 ( \_\_\_\_\_ 歳)

<ジェノグラム及びサポート>

◇虐待種別(主◎、従○) 身体・性的・ネグレクト・心理  
 ◇虐待者 (主◎、従○) 右図「ジェノグラム及びサポート」に記入

項目	該当	該当なし	不明	現在には消え失	状況例 (該当する項目があれば、チェックするか□で囲む。 項目にないが特記すべき情報は余白に書き込む)					
					最重度	重度	中度	軽度	危機	
虐待状況の確認	1	身体的な状況 (身体的虐待)			<input type="checkbox"/>	頭部外傷 乳児を投げる/踏みつけ 窒息の危険 その他生命 危険行為	骨折 打撲 やけど 腹 をける 顔面のひどい外傷 被 害児が乳児	半年以内に2回以上の あざや傷 新旧の傷 顔面のあざ ける	傷が残らない程度の暴 力 単発の小さくわずかなケ ガ	今傷はないが、発生する可能 性が高い
	2	ネグレクト			<input type="checkbox"/>	病気なのに受診させない 明らかな衰弱 脱水	乳幼児の夜間放置 乳 児の昼間放置 長期外出禁止 主ライフライン停止 食事が満足にできない	生活環境不良で改善な し 放置 登校禁止	健康問題が起きない程 度のネグレクト	予防接種や検診を受けない
	3	性的な被害の状況 (性的虐待)			<input type="checkbox"/>	妊娠 性交渉 ポルノ被写体	性器をみせる 着衣の上から触る 性描写や性交渉を見せ る	着替えを覗いたり浴室に 入る 子の不相应な性的言動 あり	子どもに卑猥な言葉を 発する 性的描写の鑑賞物を置 いておく	高い
	4	心理的な状況 (心理的虐待)			<input type="checkbox"/>	自殺の強要 親子心中 を考える 子どもの自殺企図	繰り返すDVの目撃 子の顔回りの自傷行為 日常的に威嚇・非難・無 視	目前DV 子の自傷行為 強い叱責 脅し 保護者自傷 きよ うだい間差別	子への威嚇、非難、無視 がときどき きょうだい間差別が一時的 にある	子がかわいく思えない
子どもの状況	5	分離の意思			<input type="checkbox"/>	□帰宅拒否 □子どもが保護を希望 □分離に対して同意 □消極的帰宅選択 □積極的帰宅選択 等				
	6	第三者による確認			<input type="checkbox"/>	□長期間生存が確認されていない □正当な理由なく、保護者が子どもとの面会を繰り返し拒否 □正当な理由なく、保護者が子どもとの面会を拒否 □1週間子どもの安全が確認できない □子どもが保育所等に来なくなった 等				
	7	養育者への思い			<input type="checkbox"/>	□怯える・いつも怖がって恐れている □怖がる □離がって遠ざけようとする □保護者の前で萎縮 □保護者の口止めに応じる 等				
	8	精神状態			<input type="checkbox"/>	□生命に危険が及ぶ自傷他害がある □極めて不安定 □不安定な状態 □リストカットなど自傷行為がある □うつ的 等				
	9	性格・行動面の特徴			<input type="checkbox"/>	□多動、落ち着かない □誰にでも親しく話す □暴力的 □万引き等の虞犯行為 □年齢不相应な性的言動が見られる 等				
10	発達及び健康状態			<input type="checkbox"/>	□低身長・低体重(医師による診断のみならず、疑いも含む) □心身の障害がある(手帳の有無に関わらず疑いも含む) □乳幼児健診が未受診 □関係機関から懸念がある □予防接種未接種 等					

項目		該当	該当なし	不明	現在に 消え 失り	状況例 (該当する項目があれば、チェックするか□で囲む。 項目にないが特記すべき情報は余白に書き込む)
世帯の 状況	11 居住環境				<input type="checkbox"/>	□飲酒、車上生活 □サービス利用後も不衛生状態が継続 □不適切な居住環境【健康被害が生じるほど著しく不衛生・著しく狭隘・不衛生】 □理由不明の頻繁な転居 □サービス利用後に不衛生状態解消 等
	12 経済状態				<input type="checkbox"/>	□ライフラインが止まっている □生活困窮(その日の生活に困る) □収入不安定、多額の借金 □世帯収入が生活保護基準を下回っている □生活保護受給 等
	13 家族形態				<input type="checkbox"/>	□内縁の親子関係 □若年保護者 □ひとり親の夜間不在時に知人が子どもを監視 □異性の友人が入り出すひとり親家庭 □介護負担など、家族間に葛藤がある 等
	14 父母の関係				<input type="checkbox"/>	□ドメスティックバイオレンスが生じている【保護命令対象・対象外】 □意見の対立が表面化している □夫婦間に強い不満 □離婚調停・審判中 □夫婦間の信頼関係の欠如 等
	15 親族との関係				<input type="checkbox"/>	□交流がまったくない □極度の過干渉がある □交流があるが、反発等の支障がある □過去の問題が解決されておらず、交流により強い葛藤が生じる □遠距離居住により交流が少ない 等
	16 相談歴				<input type="checkbox"/>	□虐待による入院・入所歴がある □虐待による一時保護歴がある □他の虐待通告歴がある □虐待以外での施設入所歴・一時保護歴がある □虐待以外の相談歴がある 等
	17 きょうだいの相談歴				<input type="checkbox"/>	□虐待による入院・入所歴がある □虐待による一時保護歴がある □他の虐待通告歴がある □虐待以外での施設入所歴・一時保護歴がある □虐待以外の相談歴がある 等
保護者の 状況	18 保護者との同居				<input type="checkbox"/>	□養育(虐待)者とのみ同居 □虐待者以外の大人がいるが、虐待者に同調している □虐待者以外の大人がいるが、虐待行為を黙認している □虐待者は別居しているが、交流がある □虐待者以外の大人が介入し、守ることもある 等
	19 育児・養育能力				<input type="checkbox"/>	□生命維持に影響する飲食や生活習慣等への極端なこだわりや偏った知識がある・偏った知識 □育児・養育能力【欠如・不十分・疑問】 □無関心 □知識の不足 □育児・養育への【強い負担感がある、不安が強い、不安がある】 等
	20 育児・養育意欲				<input type="checkbox"/>	□育児・養育意欲【ない、不十分】 □無関心 □無力感 □過干渉 □子どもへの関心はあるが、関わりに一貫性がない 等
	21 精神状態				<input type="checkbox"/>	□入院加療が必要なほど不安定 □服薬の自己管理ができないなど、不安定な状態 □医療機関受診を拒否するなど、衝動性が高く極めて不安定な状態 □過去に自殺企図歴がある □関係機関の懸念がある 等
	22 依存の問題 (薬物、アルコール等)				<input type="checkbox"/>	□物質関連障害により生じる生活上の困難に子どもが日常的にさらされている □薬物使用等による逮捕・勾留 □依存があるが治療していない □治療の有無に関わらず再発・憎悪を繰り返している □複数の依存が合併している 等
	23 虐待の認識				<input type="checkbox"/>	□行為、事実とも完全否認 □行為は認めるが虐待を正当化 □一部を虐待と認める □虐待認識がある 等
	24 援助への態度				<input type="checkbox"/>	□保護者が子どもの保護を求めている □援助を拒絶、暴力・強迫的反抗 □正当な理由なく来所要請や家庭訪問に応じない・応じないことを繰り返す □拒否的、攻撃的、無視 □時や場面により態度が変わる 等
	25 困り感・改善意欲				<input type="checkbox"/>	□改善意欲が全くない □困り感を時折漏らすことがあるが、一貫しない □困り感を表明できるが、解決方法が全く見いだせていない □困り感があり、解決方法を求めている □自身の問題の原因を子ども、他者、他機関に置く 等
26 サービス利用				<input type="checkbox"/>	□提示されても拒否 □必要性を否認 □被害的に受け取る □拒否や否定はしないが、利用には至らない □関心を示さない 等	
その他	27 懸念されること 気になること					
合計値						

## 様式10 家族関係支援のためのアセスメント

### 【使用する場面】第5章～

- ・ 援助方針会議時
- ・ ケース移管や関係機関との連携時

### 【ポイント】

- ・ 家族の変化がわかるように、経過を記入する。
- ・ 援助指針にどのように反映したかわかるようにしておく。

# 家族関係支援のためのアセスメント ( 初回 ・ \_\_\_\_\_ 回目 )

記入者氏名	記入日 年 月 日
記入者所属・職	子ども年齢・(学年)
子ども氏名 性別 生年月日	進学等の節目まで 年
入所施設名 施設入所日	施設入所経過 年 か月

虐待の内容(子どもが虐待者(\_\_\_\_\_, 以下、虐待者については親と表記)にされたことを記述)

親の意識(該当に○) 相談・支援を受け入れる姿勢がある C                      D A                      B → 虐待の認知あり	親タイプ(該当に○) 1 育児ストレスタイプ    4 抑うつタイプ            7 依存タイプ 2 未熟タイプ                5 易怒タイプ 3 愛情欠如タイプ          6 パーソナリティ障害タイプ
--	---

視点	項目	はい	はい	や	と	い	い	い	不	明	着目のポイント	
	☆は重要項目【リカブ以外連関No.】										該当と思われるものを○で囲む (改善されてきたポイントをチェックする)	
子ども	★ 1 親(虐待者としてのきょうだい等も含む)に対する恐怖心が軽減し、安心・安定した自然な接触ができる【19意志気持ち】										親に会いたがる。親の話題に抵抗がない。見捨てられ不安の軽減。親への忌避・愛着がある。面会等の後に不安定にならない。子どもが安心して親と居られる。親の前で自分の意見を自由に言える。安心・安全が保障されている。親子でお互い楽しく過ごせる。親子がお互いに肯定的に評価しあえる。親子の非言語的な関わりが良好。	
	2 子どもの健康・成長・発育が順調である【15身体の状態/16精神の状態】										継続的な医療を受けることで安定している。継続的な医療を必要としない。 【知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由・疾病】	
	3 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能である【16精神の状態/18問題行動】											対人的トラブルがない。情緒安定。明るくなった。自信をもった。将来への夢や希望を持つ。本人が大切に思えること・人・ものがある。
	4 虐待に対する認知に改善が見られる【19意志気持ち】											施設入所の理由を「自分が悪い子だから」ととらえていない。施設入所の理由を理解している。自己肯定感が醸成されてきた。 【年齢的・能力的に困難】
	5 家庭復帰への希望がある(施設が嫌だから等の消極的な理由でない)【19意志気持ち】											面会を希望する。家族のことを話題にする。家庭復帰を望む気持ちがある。 【年齢的・能力的に困難】
	6 虐待再発時、援助が求められる【19意志気持ち】											口止めされても言える。圧倒されても逃げ出せる。 【年齢的・能力的に困難】
家庭・保護者	★ 7 虐待の事実を認めている【21虐待自覚なし/25援助効果なし】										虐待は認めないが行為は認める。行為も虐待も認めている。虐待の結果子どもの成長に悪影響を及ぼしていることを理解している。カウンセリングを受けている。子どもに謝罪している。子どものせいにならない。親の都合にいいよう誤った理解をしない。	
	8 引取りを希望し、問題解決に取り組む具体的な準備をしている【14家事育児能力/20子への感情態度/21-2養育意欲】											引取り希望がある。家事ができる。子どもの立場・気持ちをよくみ取ることができる。引取りたい想いに行動が伴っている。夫婦間で想いが一致。
	★ 9 生活基盤が安定している【8経済問題/9生活環境】											電気ガス水道代家賃をきちんと支払えるなどの経済基盤が保障されている。 【戸建・集合・借家・持家・間取り: _____】
	10 家族・夫婦間の問題がない(パートナーを含む)【7家族問題】											夫婦関係が安定。主張の対等性が確保。夫婦で子どもに面会しようとする。 【葛藤不満・孤軍奮闘・同調共謀・支配服従・暴力・DV】
	11 子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる【12性格的問題/20子への感情態度】											言動に配慮している。体罰に対して否定的となっている。物を壊す等しない。 【能力的に困難】
	12 親が精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかわりもてる)【11精神の状態/137ルール実物】											子どもの行動・言動等を被害的に受けとめない。 【アルコール・薬物・入退院繰り返し・犯罪歴・知的障害・精神症状・うつ病】
	13 子どもの年齢・発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる【14家事育児能力/17日常的世話の欠如/20子への感情態度/21-1ネグレクト/22養育知識】											育児知識・技術が備わっている。備えようという意欲や具体的な行動が見られる。他のきょうだいのケア(養育)ができる。子どもの知的・身体的能力への理解がある。 【能力的に困難】
★ 14 児童相談所もしくは関係機関との良好な相談関係がもて、適宜必要な援助が求められる【24協力態度なし】											援助を受ける姿勢がある。児童相談所・市町村・施設里親等と関係が築ける。地域のサービスを受け入れようとする。	
地域	15 近隣・地域・親族との関係に問題がない【10子を守る人なし/23社会的サポート】											その家族を支えるに際して中心的役割がとれる人・家族に影響力がある人・相談に来れる人・“困っている”認識を持つ人がいる。孤立していない。トラブルを抱えていない。住環境に問題がない。
	★ 16 公的機関等による支援体制が確保されている【23社会的サポート】											地域に活用できる資源がある。地域にサポート体制がある。転校先との連携がとれている。
経過	17 施設入所の理由が、親・児童相談所・施設里親等の3者で共有され、3者が引取りを進めることが適切だと考えている											
	18 通信・面会・外出・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である											
評価	A. 家庭復帰を進める B. 家庭復帰に課題あり(何が改善される必要があるか) C. 家庭復帰は不可 方法: 交流前支援/通信/立会面会/面会/立会外出/外出/親子訓練室利用/訪問有外泊/3日未満外泊/7日未満外泊/引取前外泊/他協議内容等は千葉県児童相談所子ども虐待対応マニュアルの様式「個別支援会議情報共有シート」「個別支援会議録」に記載すること											

### 使用に際して

- このアセスメントは、施設入所（一時保護・里親委託）中の子どもが家庭復帰を検討する段階を迎えたときに、最低限押さえておくべき項目を整理したものです。着眼のポイントを参考にそれぞれの項目を5段階でチェックし、取り巻く環境を含めた当該家族の現在の状況について確認することを目的としています（年齢等に応じて考慮する項目があります）。チェックを行うにあたっては、各種の情報を吟味し、支援者間で共通確認することはもちろんですが、客観性を確保することを十分に意識し、子どもと日常的に接している施設（保育士・里親等）や、地域の関係機関と協働して共通理解を図るよう心がけてください。
- チェック項目に「はい」の数が多いほどその家族は安全性が高いと考えられるので、より多くの項目において「はい」にチェックされることが家庭復帰の原則ですが、全ての項目において「はい」にチェックされない限り家庭復帰できないということではありません。
- 否定的にチェックされた項目については、虐待が再発するリスクを適切に認識した上で、リスクに対抗しうる手立てを講じることができるかどうか、家庭復帰を判断する上で重要になります。
- 「はい」の数がいくつ以上だから家庭復帰できる、というような機械的な使い方は避け、家族と地域の支援体制を総合的に判断するツールとして使用してください。
- なお、本アセスメントの活用方法としては、家族の変化を追った援助を組み立てるために、子どもが施設に入所した時点、入所中、家庭復帰を検討する時点というような援助の節目でチェックを行い、それぞれの時点での課題を明らかにしていくといった使い方も考えられます。
- いずれの使い方であってもチェックリストはあくまでもひとつのツールです。その限界を理解した上で使用してください。

### 虐待する親のタイプ

#### 1. 育児ストレスタイプ

育児ストレスはどの家庭にもありますが、母親の性格上、手抜きをしないで完璧な子育てを目指している“パーフェクトマザー”であったり、優等生的母親であったりします。夫や周りからの支援があれば行き詰ることは少ないのですが、夫との確執や不信感、非協力、実家や舅姑からも孤立していくと、生活や育児、家族関係等にまつわるストレスが子どもに向かうようになり、虐待がエスカレートしていきます。

#### 2. 未熟タイプ

このタイプは生活基盤、経済力、育児力、家族機能全体が弱く、育児知識や育児体験も充分でないなか妊娠・出産し、子どもを安全に育てる力に欠けるため養育の怠慢や放任が起り、子どもの発育や発達に遅れが生じることが多く見られます。

#### 3. 愛情欠如タイプ

このタイプは愛着に問題があるため、子どもへの愛着行動が非常に少ないか、ほとんどないと思われれます。子どもには拒否感や嫌悪感をもっているため育児や世話も滞りがちで、愛情をかけたりすることが少なく、それが慢性に持続していくと情緒的、心理的な障害を起こして成長障害をみる場合があります。成長ホルモンは正常であるのに、親が育てていると身長や体重の伸びが非常に悪いのが特徴です。時には暴言や身体的虐待を伴うことがあります。親は援助や介入を拒否しがちで、信頼関係をつくるのが難しい場合もあります。

#### 4. 抑うつタイプ

出産後数ヶ月内に心身のバランスを崩し気分障害（産後うつ病など）に陥り、医療や支援を必要とする状態になっている母親です。赤ちゃんを産んだのに幸せな気分になれない、無気力、自責感、思考力低下、集中力低下、決断力減退、子どもや夫に愛情を感じない、疲労感など症状はさまざまです。自律神経失調症、うつ病、家族の死やトラブル、失職、住環境に不満など発症要因が関係していることがあります。希死念慮は少ないですが、時に母子心中や子殺しもありますので注意が必要です。

#### 5. 易怒タイプ

短気で“キレ”やすく、ささいなことで感情が爆発し、暴力や暴言、威嚇によって人をコントロールしようとするタイプです。過去、現在いずれかに反社会的な行動やDV、覚せい剤乱用、対人関係トラブルが潜んでいることもあるので見極めが重要です。権威のない人には慇懃無礼な態度を見せるとか、権威のある人には“見せかけの従順さ”を装うこともあります。子どもが言うことを聞かないと、しつけと称して体罰を加えたりします。子どもの“泣き”への対処ができず、キレると乳幼児を揺さぶる危険性もあります。

#### 6. パーソナリティ障害タイプ

医師からパーソナリティ障害と診断がついている、あるいは疑われるような病理や症状などがあり、子どもを虐待している、あるいは虐待するかもしれないタイプです。感情が不安定で、衝動的、コントロールできない激しい怒りや抑うつ、焦燥感など気分の変動が大きく、自傷行為、浪費や妄想、解離状態など精神病症状に近縁の症状が出現することがあります。パーソナリティ障害はいくつかの種類がありますが、「境界性パーソナリティ障害」が多いです。過去に性被害や深刻な被虐待環境を生き抜いてきた外傷体験が起因していることもあります。見捨てられ感が強いと、基本的な信頼関係の構築が難しく、理想化と攻撃性など人間関係の距離の取り方にも問題を抱えています。解離がある場合は、その時のことを覚えていないので危険性を十分にアセスメントする必要があります。

#### 7. 依存タイプ

アルコール・薬物乱用や依存、摂食障害、ギャンブル依存などのアディクション（嗜癖）問題を抱えている家族の子育てで起こる虐待です。母親・父親の生育歴が関係していることがあり、幼い頃から過酷な環境（施設、親戚などたらいまわし、親の逃走、被虐待、性被害など）を生きのびてきた親に見られます。家族関係を聴取すると世代間連鎖の有無は重要な要因です。キッチンドリinkerや思春期からの親との葛藤で拒食傾向にあるとか、酒乱で未治療、DVの有無など家族病理の観点で子どもへの虐待に介入することが大切です。

参考・引用文献：徳永雅子「子ども虐待の予防とネットワーク～親子の支援と対応の手引き～」147-274頁、中央法規出版 2007年

## 11-4 送致書・援助依頼書・通知書

### 様式 1 1 送致書

#### 【使用する場面】第 4 章

- ・市町村から児童相談所にケースを送致するとき
- ・児童相談所から市町村にケースを送致するとき

#### 【ポイント】

- ・送致先によるどんな対応が必要かわかるように明記する。
- ・送致書に書ききれない情報は添付書類にて補完する。

#### 【市町村の記載例】

母は養育の限界を訴えて本児の施設入所を希望しており、現に本児の額を叩く行為に及んでいる。今後、一時保護し関係調整を行う必要を認めるため、児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項 1 号（第 2 項 1 号）の規定により送致する。

#### 【児童相談所の記載例】

身体的虐待による一時保護・施設入所を経て、保護者の養育力回復や家庭環境の改善が認められたため、こどもが家庭に戻った。児童相談所は、家庭復帰後の半年間、再発防止や養育支援のために関わってきたが、虐待の再発や新たな問題の発生はない。

今後も一定期間、再発防止のための見守りや生活支援が必要と判断するが、市町村の保健師や家庭児童相談員、民生委員等が、家庭訪問や相談対応、地域の福祉サービス利用などを中心に支援を継続することが適切と考えられるため、児童福祉法第 26 条第 1 項第 3 号の規定により送致する。

#### 【添付資料の例】

- ・児童記録票
- ・子ども虐待相談・通告受付票
- ・受付・調査・支援等記録
- ・戸籍謄本（写）及び住民票謄本（写）

第 号  
 ○○年○○月○○日  
 第 号  
 ○○年○○月○○日

〔 ○ ○ 市 町 村 長  
 ○ ○ 児 童 相 談 所 長 様

〕 ○ ○ 市 町 村 長  
 ○ ○ 児 童 相 談 所 長

送 致 書

下記の理由により、ケースを送致します。  
 記

子 ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	現住所	〒
送致理由		
添付資料		※ケース概要や対応経過のわかるものが必要
担当者		☎

## 様式 1 2 送致受理書

### 【使用する場面】第 4 章

- ・ 市町村から児童相談所に送致されたケースを受理するとき
- ・ 児童相談所から市町村に送致されたケースを受理するとき

### 【ポイント】

- ・ 受理したらすみやかに送致元に送付する。

第 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〔 〇 〇 市 町 村 長  
〇 〇 児 童 相 談 所 長 様

〕 〇 〇 市 町 村 長  
〇 〇 児 童 相 談 所 長

送 致 受 理 書

〇年〇月〇日付け第〇号で送致のあった、下記のケースについて受理しました。

記

子 ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	現住所	〒
受理日	年 月 日	
担当者	☎	

## 様式 1 3 要保護児童の援助について（依頼）

### 【使用する場面】 **第 4 章**

- ・ 市町村から児童相談所に援助依頼するとき

### 【ポイント】

- ・ なぜこのケースに関わっているか、このままの状況が続けば依頼元としてはどうする考えなのかがわかるように記載する。
- ・ 依頼元が主体的に支援してきたことがわかるように記載する。
- ・ 依頼内容及び目的は明確に記載する。

### 【記載例】

発達障害を有する本児に対し、父からのしつけを名目とした暴力があり、腕や背中に痣をつくって登校したこともあった。市や学校では面談や家庭訪問にて父への指導を実施してきたが、いまだ効果がみられない。今後も改善がなければ児童相談所での一時保護が必要になる可能性があることを、父にも認識してもらい、その上で、こどもが安全に生活できる方法について父と話がしたいため、児童相談所職員による家庭訪問への同行をお願いしたい。

第 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇児童相談所長 様

〇〇市町村長

要保護児童等の援助について（依頼）

当市町村で所管中の下記のケースについて、援助を依頼します。

記

子ども	氏名	(男・女)
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	現住所	〒
援助依頼内容	1. 助言（文書・電話・会議・その他） 2. 同行調査・訪問 3. 判定 4. その他	
依頼理由		
添付資料	※ケース概要や対応経過のわかるものが必要	
担当者	☎	

## 様式 1 4 要保護児童の援助について（回答）

### 【使用する場面】 **第 4 章**

- ・ 児童相談所が市町村から援助依頼されたケースの対応結果について回答するとき

### 【ポイント】

- ・ 依頼内容に対し、事実に基づいた調査・確認事項を簡潔に記載する。
- ・ 児童相談所・市町村それぞれが担うべき役割や今後の方針を明確にする。
- ・ 今後の連携、注意点も具体的に記載する。
- ・ 必要に応じて、調査記録・アセスメントシート・会議録等を添付する。

### 【記載例】

- ・ 令和〇年〇月〇日、同行家庭訪問を実施し、児童及び保護者と面談した。
- ・ 児童の身体状況に新たな傷や異常は認められなかった。
- ・ 保護者は育児に不安を訴えており、母子保健サービスの利用を希望している。

上記対応結果より、現時点で生命、身体への急迫した危険は認められず、引き続き、市町村による家庭訪問や育児支援サービスの案内、生活状況の見守りが必要と考える。

今後、保護者が訪問に一切応じない状況や児童に新たな外傷があれば、速やかに緊急度を見直し、援助依頼、送致を検討する必要がある。

第 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村長 様

〇〇児童相談所長

要保護児童等の援助について（回答）

〇年〇月〇日付け〇〇号で援助依頼のあったケースについて、下記のとおり回答します。  
記

子ども	氏名	(男・女)
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	現住所	〒
援助依頼内容	1. 助言（文書・電話・会議・その他） 2. 同行調査・訪問 3. 判定 4. その他	
助言内容の概要 特記事項		
担当者	☎	

## 様式 15 児童相談所の対応について（通知）

### 【使用する場面】 **第4章**

・市町村が児童相談所のケースについて一時保護等の緊急対応を要する情報を提供しようとするとき

### 【ポイント】

- ・一時保護や出頭要求、立入調査が必要だと市町村が判断した理由や根拠となる事実がわかるように記載する。
- ・必要に応じて対応記録なども添付する。

### 【記載例】

当市から児童相談所への送致後、在宅継続の条件の一部は実現されておらず、本児の発言からは、母からの身体的虐待が継続していることが疑われる。児童相談所による一時保護が必要と認めるため、児童福祉法第25条の7第1項4号(第2項5号)に基づき通知する。

＜経過概要＞

- ・×年×月×日 近隣から通告受理。子どもの泣き声が聞こえるとの内容。子ども家庭課で家庭訪問後、保健師の家庭訪問による支援を継続する。幼稚園入園後は、園で見守りを実施。
- ・○年○月○日 本児の額の痣、母の施設入所希望が確認されたため、当市から児童相談所へ送致。同日、父母が児童相談所にて面接。本児の安全を守るための方策が父から提示され、在宅継続となる。
- ・○年○月×日～ 市職員の家庭訪問の約束は、体調不良等の理由により3回ともキャンセル。幼稚園では、母が園職員や他の保護者との関わりを避けるようになり、本児の激しい行動もエスカレートしているとのこと。
- ・○年○月○日 主任児童委員から子ども家庭課へ報告。母方祖母が本児宅に来ているのは毎日ではなく、週に1、2回程度らしいとの内容。
- ・○年○月○日 幼稚園他児の母親から市へ通告。本児が「ママがゴチンした」と発言していたとの内容。同日、子ども家庭課が幼稚園に確認すると、本児の額に2cm程度の切り傷があり、母から「机にぶつかった」と説明されたとのこと。

※経過概要は別紙添付としてもよい。

第 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇児童相談所長 様

〇〇市町村長

児童相談所の対応について（通知）

下記のケースについて、以下のとおり児童相談所の対応が必要と認めますので通知します。

記

こ ど も	氏名	(男・女)
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	現住所	〒
保護者名		
内 容	1. 立入調査 2. 一時保護 3. その他 ( )	
理 由		
添付資料	有 ( . . ) 無	
担 当 者	☎	

※ 添付資料がある場合は、資料名を記載

※ 要保護児童対策地域協議会における協議・決定を経た場合は、協議会長名による概要を添付

## 様式 16 保育所、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の利用通知書

### 【使用する場面】第6章

・児童相談所が対応中のケースについて、保育所、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の利用をすることが必要であるという意見を市町村に通知するとき

### 【ポイント】

・保育所利用等が必要だと判断した理由や根拠となる事実がわかるように記載する。

児 第 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 市 町 村 長 様

〇 〇 児 童 相 談 所 長

保育所、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の利用通知書

下記児童について、以下の事業活用について配慮してください。

記

児 童	氏 名	(男・女)
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	現住所	〒
保護者名		
内容	1 保育所入所 2 子育て短期支援事業 3 養育支援訪問事業 4 その他 ( )	
理由		
添付資料	有 無	
担当者	☎	

## 11-5 要対協関係

### 様式 17 要保護児童台帳

#### 【使用する場面】第2章

- ・ 要対協ケースについて整理するとき

#### 【ポイント】

- ・ こども一人ひとりに作成し、管理する。
- ・ 同時に複数の種別を扱っている場合は、種別ごと、通告ごとに作成し、何回目の受付であるか記載するなど、経過がわかるようにしておく。

※参考様式であるため、各市町村で使いやすい形に整えて使用すること。

また、進行管理のためのシステムがある場合は、それを活用して管理すること。

## 要保護児童台帳

子ども氏名 <sup>ふりがな</sup>				ケース番号	— ※市町村所管の場合
生年月日	年 月 日	性別	男 女	ケース 所管 送致経過等を記入	年 月 日 受理
住所 連絡先					年 月 日
	☎				年 月 日
保護者	(続柄)				年 月 日
ケース内容	子ども虐待(身体的・性的・心理的・ネグレクト)非行 その他( )				
ケース概要					
特記事項	※子どもが施設に入っている場合( 年 月 日～ ○○学園入所)				
主対応部署					
年月日 連絡機関 連絡趣旨	内容(だれが、いつまでに、どのような支援を行うか等)				
/ /					
-----					
会議結果・状況報告・他					次回連絡予定〔 年 月頃〕
/ /					
-----					
会議結果・状況報告・他					次回連絡予定〔 年 月頃〕
/ /					
-----					
会議結果・状況報告・他					次回連絡予定〔 年 月頃〕
/ /					
-----					
会議結果・状況報告・他					次回連絡予定〔 年 月頃〕
/ /					
-----					
会議結果・状況報告・他					次回連絡予定〔 年 月頃〕

## 様式18 実務者会議用シート（新規受理ケース）

### 【使用する場面】**第2章**

- ・ 要対協の実務者会議で新規受理ケースを確認するとき

### 【ポイント】

- ・ 「児童名」はイニシャルとする等の工夫も必要である。
- ・ 「ケース番号」は受付時に取得した番号（〇—□）〇は年度、□は年ごとに受理した順につける。支援終了まで固有の番号で管理する。
- ・ 「支援機関」は、児童相談所や児童福祉課（市町村の担当課）、保健センター、学校等ケースに関わる機関を記載し、児童相談所所管ケースは児童相談所を◎、主たる直接援助機関を○で囲む等分かりやすく工夫する。
- ・ 「概況」には、簡潔に要保護児童等の状況のほか、通告機関や受理会議におけるアセスメント結果、対応状況等を記載する。
- ・ 「今後の対応」は、当日ケース検討後に記入する。例えば、「個別支援会議を開催」「当面現在の支援方針に添い対応」等。併せて、次回検討時期として、次に検討する実務者会議の時期を決定し記載する（「次回」、「〇〇月」、「2回後」等）。

実務者会議用シート（新規受理ケース）

会議日： 年 月 日

番号	受理年月日 次回検討日	児童名 性別 生年月日 年齢 学校等 (ケース番号)	保護者等	虐待等 種別	地区	支援機関 ◎所管機関 ○直接援助機関	経過・現況・ アセスメントの結果等	当面の支援プラン
1								
2								

- ※ 「児童名」はイニシャルとする等の工夫も必要である。
- ※ 「ケース番号」は受付時に取得した番号（○—□）○は年度、□は年ごとに受理した順につける。支援終了まで固有の番号で管理。
- ※ 「支援機関」は、児童相談所や児童福祉課（市町村の担当課）、保健センター、学校等ケースに関わる機関を記載し、児童相談所所管ケースは児童相談所を◎、主たる直接援助機関を○で囲む等分かりやすく工夫する。
- ※ 「概況」には、簡潔に要保護児童等の状況のほか、通告機関や受理会議におけるアセスメント結果、対応状況等記載
- ※ 「今後の対応」は、当日ケース検討後記入。例えば、「個別支援会議を開催」「当面現在の支援方針に添い対応」等。併せて、次回検討時期として、次に検討する実務者会議の時期を決定し記載（「次回」、「〇〇月」、「2回後」等）

## 様式19 実務者会議用シート（継続ケース）

### 【使用する場面】**第2章**

- ・ 要対協の実務者会議で継続ケースの対応状況を確認するとき

### 【ポイント】

- ・ 「児童名」はイニシャルとする等の工夫も必要である。
- ・ 「ケース番号」は受付時に取得した番号（〇—□）〇は年度、□は年ごとに受理した順につける。支援終了まで固有の番号で管理する。
- ・ 「支援機関」は、児童相談所や児童福祉課（市町村の担当課）、保健センター、学校等ケースに関わる機関を記載し、児童相談所所管ケースは児童相談所を◎、主たる直接援助機関を○で囲む等分かりやすく工夫する。
- ・ 「概況」には、簡潔に要保護児童等の状況のほか、通告機関や受理会議におけるアセスメント結果、対応状況等を記載する。
- ・ 「今後の対応」は、当日ケース検討後に記入する。例えば、「個別支援会議を開催」「当面現在の支援方針に添い対応」等。併せて、次回検討時期として、次に検討する実務者会議の時期を決定し記載する（「次回」、「〇〇月」、「2回後」等）。

実務者会議用シート（継続ケース）

会議日： 年 月 日

番号	受理年月日 次回検討 終了日	児童名 性別 生年月日 年齢 学校等 (ケース番号)	保護者等	虐待等 種別	地区	支援機関 ◎所管機関 ○直接援助機関	経過・現況・ アセスメントの結果等	当面の支援プラン
1								
2								

- ※ 「児童名」はイニシャルとする等の工夫も必要である。
- ※ 「ケース番号」は受付時に取得した番号（○—□）○は年度、□は年ごとに受理した順につける。支援終了まで固有の番号で管理。
- ※ 「支援機関」は、児童相談所や児童福祉課（市町村の担当課）、保健センター、学校等ケースに関わる機関を記載し、児童相談所所管ケースは児童相談所を◎、主たる直接援助機関を○で囲む等分かりやすくする。
- ※ 「概況」には、簡潔に直近の状況（特に前回検討時から変化のあった事項等）、アセスメント結果等を記入  
「今後の対応」は、当日ケース検討後記入。例えば、「個別支援会議を開催」「当面現在の支援方針に添い対応」等。併せて、次回検討時期として、次に検討する実務者会議の時期を決定し記載（「次回」、「〇〇月」、「2回後」等）

## 様式 20 個別支援会議情報共有シート

### 【使用する場面】 第2章

- ・ 要対協の個別支援会議で情報を共有するとき

### 【ポイント】

- ・ 「取扱い注意」と記載し、会議後に回収するなどして、情報管理には注意する。
- ・ 必要に応じてジェノグラムやエコマップ、各種アセスメントシートを添付する。



## 様式 2 1 個別支援会議録

### 【使用する場面】 第 2 章

- ・ 要対協の個別支援会議の記録を作成するとき

### 【ポイント】

- ・ 作成担当機関は原則市町村だが、いずれにせよ作成する機関を 1 つに定め、後で参加機関が会議録の内容を確認、修正するなどして、共通理解を図っておく。

個別支援会議録（初回・回目）

年 月 日実施

ふりがな 児童名	年 月 日生（ 歳）	所管	児相・市町村																
参加機関 (参加者)																			
【本事例の問題点、会議を持つ特別な理由等】																			
【協議事項】 子どもや家庭の状況をどう見立てたか等																			
【決定事項】 <input type="checkbox"/> 今後の支援方針・内容など  <input type="checkbox"/> リスクアセスメントシート（別紙） 点 <input type="checkbox"/> 家族関係支援のためのアセスメント（別紙） ・実際の支援→調査中・交流前支援・通信・立会面会・面会・立会外出・外出・親子訓練室利用・訪問有外泊・3日未満外泊・7日未満外泊・引取前提外泊 ・協議の結果→調査中・交流前支援・通信・立会面会・面会・立会外出・外出・親子訓練室利用・訪問有外泊・3日未満外泊・7日未満外泊・引取前提外泊 <input type="checkbox"/> 各機関の役割分担（調整機関には◎をつける） <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">機 関 名</th> <th style="text-align: left;">役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>( ) ( )</td><td>( )</td></tr> <tr><td>( ) ( )</td><td>( )</td></tr> <tr><td>( ) ( )</td><td>( )</td></tr> <tr><td>( ) ( )</td><td>( )</td></tr> <tr><td>( ) ( )</td><td>( )</td></tr> <tr><td>( ) ( )</td><td>( )</td></tr> <tr><td>( ) ( )</td><td>( )</td></tr> </tbody> </table>				機 関 名	役 割	( ) ( )	( )	( ) ( )	( )	( ) ( )	( )	( ) ( )	( )	( ) ( )	( )	( ) ( )	( )	( ) ( )	( )
機 関 名	役 割																		
( ) ( )	( )																		
( ) ( )	( )																		
( ) ( )	( )																		
( ) ( )	( )																		
( ) ( )	( )																		
( ) ( )	( )																		
( ) ( )	( )																		
【備考】																			
次回個別支援会議実施予定		年 月 日 ( )																	

作成者 所属 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

## 11-6 ケース移管・情報提供関係

### 様式 2 2 要保護児童等のケース移管について（通知）

**【使用する場面】** 第7章

・市町村が、管轄外に支援中のケースが転居した場合に、転居先の市町村にケース移管を行うとき。

**【ポイント】**

- ・ ケース概要や対応経過の分かる資料を添付する。
- ・ 引継ぎのためのケース検討会議開催等の必要を認める場合等は備考欄に記載する。

〇〇市町村長 様

〇〇市町村長

要保護児童等のケース移管について（通知）

下記のケースについて、ケース移管します。  
記

こども	氏名	(男・女)
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	現住所	〒
保護者名		
理由	1. 転居 2. その他 ( )	
添付資料		
備考		
担当者	☎	

※ケース概要や対応経過の分かる資料を添付のこと

※引継ぎのためのケース検討会議開催等の必要を認める場合等は備考欄に記載のこと

## 様式 2 3 情報提供書

### 【使用する場面】 第 7 章

・市町村が、管轄外に支援中のケースが転居した場合等に、転居先の市町村に情報提供を行うとき。

### 【ポイント】

**事例概要**：事例を把握したきっかけ、把握時の主な問題、現在の問題などを、数行で簡潔に記載する。

**家族構成**：必要に応じ、行を増やし、きょうだいや親族について記載する。

**こどもの状況**：「虐待の影響」「養育状況」「発達状況」などを、現状を中心に記載する。

**家族の状況・特記事項等**：「家族構成」「家族・親族関係」「保護者の子どもへの気持ちや態度」「保護者の能力・社会性」など、現在の問題点を明確にするために、整理して記載する。

**現在までの支援と経過**：市区町村が把握するきっかけとなった主な問題から、現在の問題への流れについて、「日時」「支援意図」「支援内容」を簡潔に記載する。

**児童相談所間の引継ぎ**：引継ぎ状況が不明の場合、トラブルを避けるため、児童相談所に確認して記載する。

**取り扱い経過・児童相談所の方針**：児童相談所が対応しているケースの場合に記載する。

**転居後の望ましい支援等**：継続支援、通報時の対応、見守り体制の構築等について記載して下さい。また、問題点を軽減・改善するために、必要と考える支援等に関する意見などを記載する。

**その他**：必要に応じてジェノグラム等その他の情報を添付する。

## 情報提供書

【事例概要】(要保護児童・要支援児童・特定妊婦)※どれかに○							
家族構成	続柄	<small>フリガナ</small> 氏名	性別	生年月日	年齢	備考(職業・所属等)	
					歳		
					歳		
					歳		
					歳		
	保護者連絡先						
	転居先住所						
	転居前住所						
	子どもの状況						
家族の状況・特記事項等							
経過等	<b>【関与した関係機関】</b> <b>【現在までの支援と経過】</b>						
児相情報	<b>【児童相談所間の引継ぎ】</b> 有・無						
	<b>【取り扱い経過・児童相談所の方針、または引き継がない場合の終結理由】</b>  <div style="text-align: right;">主担当：○○児童相談所・○○市区町村</div>						
【転居後の望ましい支援等】							

発信者	所 属					
	担当者		連絡先			
	転出先への事前連絡	<b>【事前連絡日】</b> _____ <b>【事前連絡した相手】</b> _____ <b>【内容】</b> <input type="checkbox"/> 保護者の情報提供に関する同意の有無：有・無（明確な拒否等 _____）				

※ ジェノグラム等その他の情報については、必要に応じて添付。

## 様式 2 4 要保護児童等の転居に伴う情報提供について（依頼）

### 【使用する場面】第 7 章

・市町村が、管轄内に他市町村で支援を受けていたと思われるケースが転入してきた際に、転出元の市町村に情報提供を求める場合

(通知番号)

年 月 日

〇〇 〇〇 長 様

〇〇 〇〇 長

要保護児童等の転居に伴う情報提供について(依頼)

〇年〇月〇日付けで本(市町村)に転入した、次の児童(または特定妊婦)について、貴(市町村)での関わりについて、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第13条の3に基づき、情報提供して下さるようお願いいたします。

1 児童名 〇〇 〇〇 (性別) 〇年〇月〇日生(〇才)

2 保護者名 〇〇 〇〇 (児童との続柄)

3 現住所 〇〇〇〇

4 前住所 〇〇〇〇

問い合わせ先

〇〇〇〇課

〇〇 〇〇

電話

ファクシ

電子メール

## 11-7 法的対応関係

### 様式25 出頭要求告知書

#### 【使用する場面】第8章

- ・ 児童相談所が、保護者に出頭要求を行うとき

#### 【ポイント】

- ・ 出頭を求める日時は、原則として告知日の翌日以降を指定する。
- ・ 出頭を求める場所は、原則として児童相談所が望ましいが、実情に応じ市町村の会議室等を利用することも差し支えない。
- ・ 告知書には、必要に応じてふりがなをふり、外国人の場合には、当該外国語への翻訳文を添付することが望ましい。
- ・ 出頭要求等の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、調査を尽くした結果どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求等の実施が不可能とはならない。その場合には、例えば「〇〇号室にお住まいの方」という形での実施が考えられる。

第 号  
年 月 日

## 出頭要求告知書

(保護者氏名) 様

児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定により、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求め 日時及び場所	日 時	年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求め 理由とな った事実 の内容		
連絡先住所 連絡先電話番号		

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

2 上記の出頭を求め日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。

## 様式 26 (再) 出頭要求告知書

### 【使用する場面】第 8 章

- ・ 児童相談所が、保護者に再出頭要求を行うとき

### 【ポイント】

- ・ 様式 25 と法律の条数が異なる。

第 号  
年 月 日

## 出頭要求告知書

(保護者氏名) 様

児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定により、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求め 日時及び場所	日 時	年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求め 理由とな った事実 の内容		
連絡先住所 連絡先電話番号		

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。

2 上記の出頭を求め日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、月 日 時までに、上記連絡先に連絡してください。

## 様式 27 面会・通信制限決定通知書（一時保護中）

### 【使用する場面】第 8 章

・児童相談所が、一時保護中の児童について、保護者に面会・通信制限の決定を通知するとき。

### 【ポイント】

・制限の理由については、虐待を受けている疑いがあることが条件であるため、その内容について明記する。

第 年 月 日 号

## 面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 様

児童相談所長 印  
(施設長)

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定により、次のとおり、  
同条第3項に規定される下記の児童との面会及び通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

- (教示) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対し、審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 様式 28 面会・通信制限決定通知書（措置中）

### 【使用する場面】第8章

- ・児童相談所が、措置中の児童について、保護者に面会・通信制限の決定を通知するとき。

### 【ポイント】

- ・制限の理由については、虐待を受けていることが条件であるため、その内容について明記する。

第 年 月 号  
日

## 面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 様

児童相談所長 印  
(施設長)

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定により、次のとおり、  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 (歳)
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

(教示) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対し、審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 様式 29 面会・通信制限解除決定通知書（一時保護中）

### 【使用する場面】第 8 章

・児童相談所が、一時保護中の児童について、保護者に面会・通信制限の解除の決定を通知するとき。

### 【ポイント】

・必要がなくなった理由を明記する。

第 年 月 日 号

## 面会・通信制限解除決定通知書

(保護者氏名) 様

児童相談所長 印

次のとおり、児童相談所長が、年 月 日 第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく

同条第3項に規定される下記の児童との面会及び通信の制限を解除します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限を解除する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

## 様式 30 面会・通信制限解除決定通知書（措置中）

### 【使用する場面】第 8 章

・児童相談所が、措置中の児童について、保護者に面会・通信制限の解除の決定を通知するとき。

### 【ポイント】

・必要がなくなった理由を明記する。

第 年 月 日 号

## 面会・通信制限解除決定通知書

(保護者氏名) 様

児童相談所長 印

次のとおり、児童相談所長が、年 月 日 第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく

同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会

同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信

の制限を解除します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限を解除する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

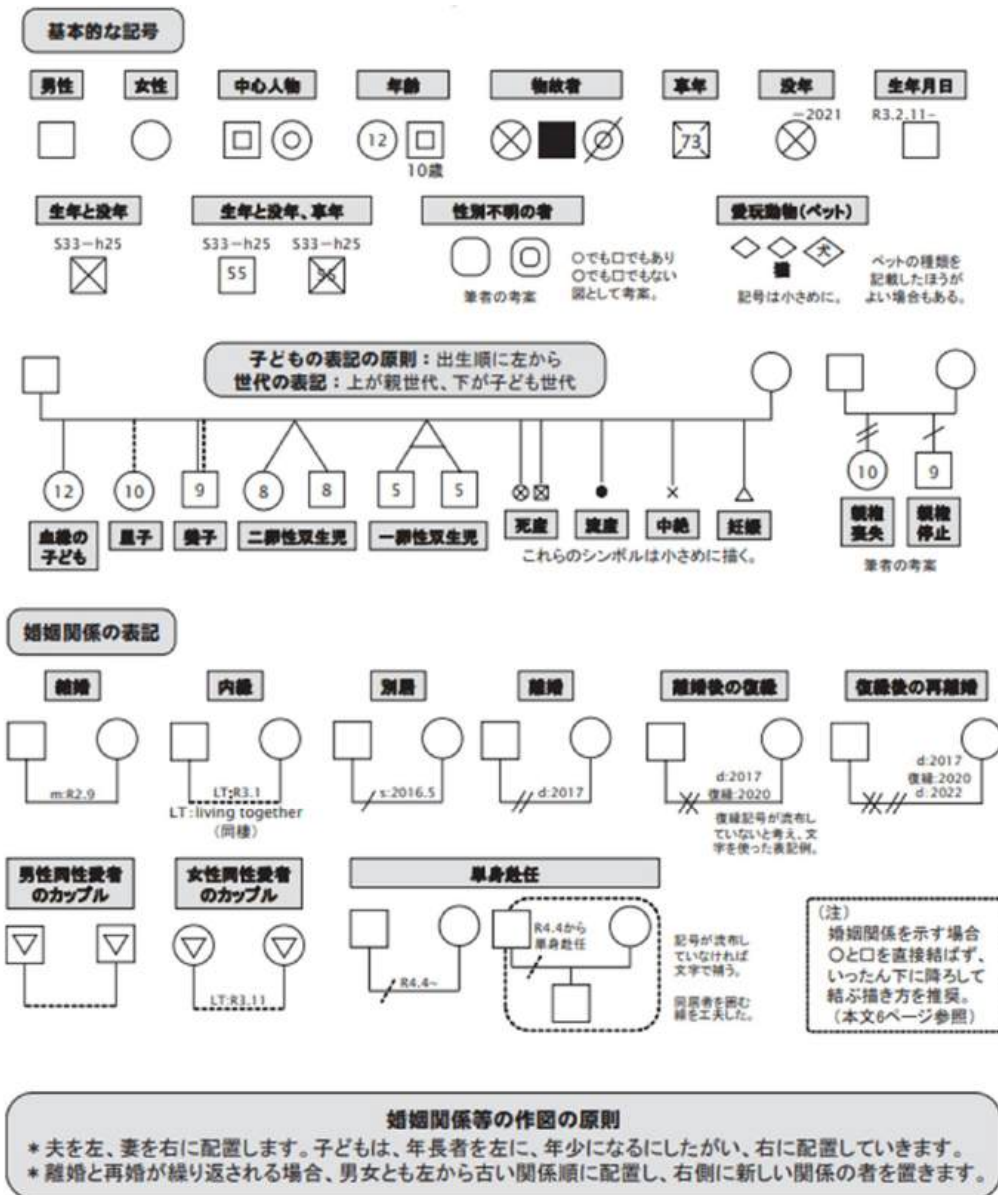
# 11-8 ジェノグラム・エコマップの作成方法

## 1 ジェノグラム

原則として3世代程をさかのぼる家族員（血縁ではなくとも同居するなど、家族との関係が深い人を含む）の家系図を「ジェノグラム」と言う。

虐待が起こっている家庭は、家族構成等が複雑なことも少なくないが、ジェノグラムを作成すると家族関係が一目瞭然となり、問題を整理し、家族の誰に働きかけたらいいか等の支援策を検討するのも役立つ。

ジェノグラムの具体的な記載方法は、子どもの虹情報研修センターのサイト内（[ミニ講座2「ジェノグラム」—描き方と活用のコツ—](#)）を参照すること。

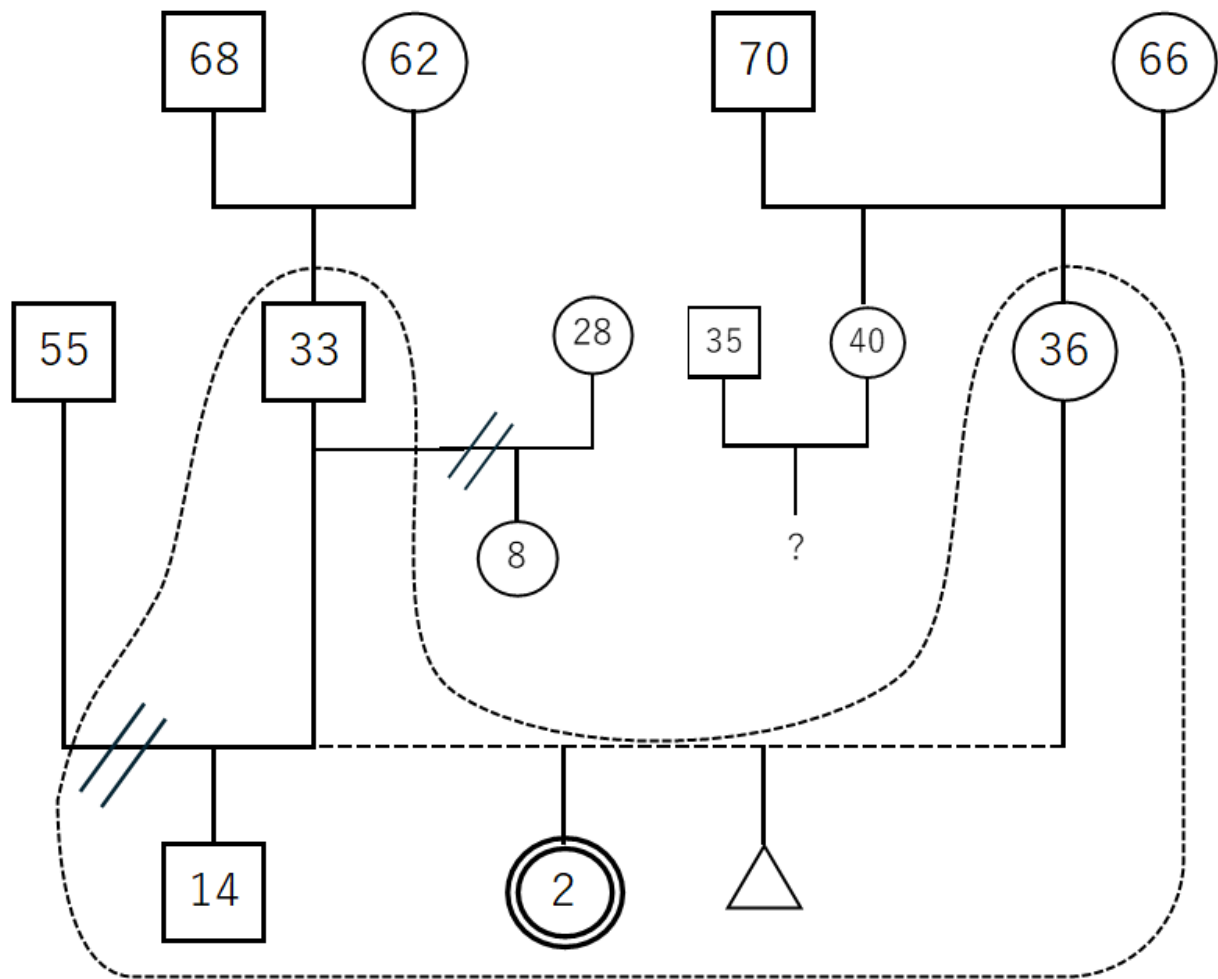


子どもの虹情報研修センターのサイト内（[ミニ講座2「ジェノグラム」—描き方と活用のコツ—](#)）から抜粋

**【記載例】 双方離婚歴のある内縁関係の男女の間の子どもが被虐待児のとき**

※ この図は同居している実母の連れ子である14歳男児と、被虐待児である2歳女児を中心に、実母方の離婚歴を追う形で作成しているが、同居しているのが内縁の夫である33歳男性の8歳女児であった場合は、内縁の夫の離婚歴を追う形でのジェノグラムを作成する場合もある。

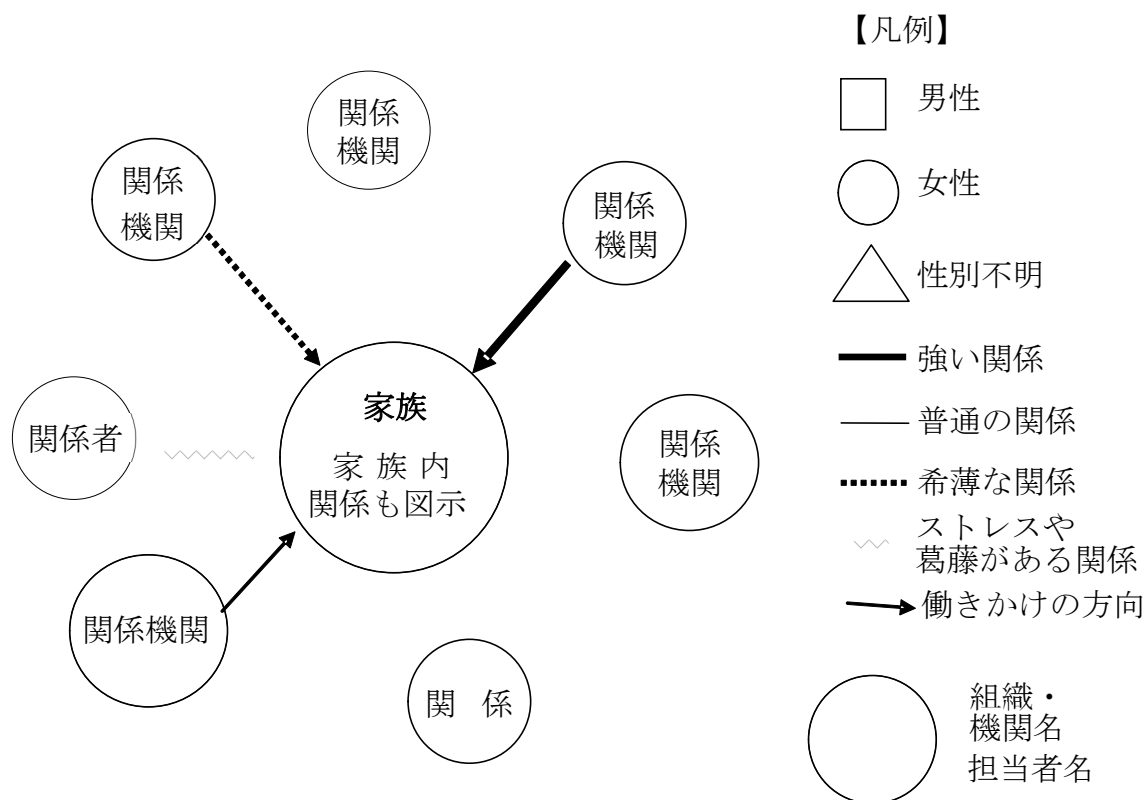
令和〇年×月作成



## 2 エコマップ

エコマップ（生態地図）は、支援を要する家族を中心として、その家族の問題や解決に関わると考えられる関係者や関係機関を記載したもの。

図式化することにより、全体の関係性を簡潔に把握することができ、各機関の役割を検討するうえでも有効である。適宜作成し、比較すると、支援の過程を通じた関係機関の関わりの変化を確認することができる。



※ 関係機関や関係者は、児童相談所や学校、警察、保育所・幼稚園、病院、家庭児童相談員、民生委員・児童委員、親戚、近隣の人など、公的・私的を問わず、当該家族にとっての関わりのあるものを全て記載。現在は関わりを持っていないが、将来的に連携を図っていく必要がある機関などの社会資源も記載。

## 関係法令

### 1 児童福祉法

#### 第2条第3項（国と地方公共団体の責務）

児童の健全育成について、第一義的な責任は児童の保護者にある（同法同条第2項）が、国と地方公共団体も保護者と共に健全育成の責任を負っている。

※責務は第3条に規定されているが、責務とはすなわち第11条第1項各号（児相が行う一般的業務の条項）、第27条第1項第3号（施設措置の条項）などのことであるため、3条はあまり使う条文でない。

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

#### 第11条第1項第2号

都道府県が行う業務。児相が行う業務の大半が本条文を根拠としている。

例えば児童福祉司指導は第27条第1項第2号が根拠条文であるが、指導の中身は第11条第1項第2号が根拠となる。

児相が行うあらゆる業務は、本条文を拡大解釈してあてはめられる。

児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

（1） 里親に関する普及啓発を行うこと。

（2） 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

（3） 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

（4） 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

ヌ 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

#### 第 25 条第 1 項（要保護児童の通告）

要保護児童を発見した者は、児童相談所等に通告しなければならないとの条文。

警察からの書面通告のうち、児童虐待に関するもの以外（養育者不在等の養護ケース等）は、本条文を根拠として通告される。

※児童虐待は児童虐待防止法第 6 条第 1 項を根拠として、通告される。

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

#### 第 26 条第 1 項第 8 号

放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業（保育所を含む）の利用が適当な者を市町村に通知する条文。

放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

### 第 27 条第 1 項第 2 号

児童福祉司指導及び児童家庭支援センター等への指導委託に関する条文。

児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する内閣府令で定める者に委託して指導させること。

### 第 27 条第 1 項第 3 号

施設措置、里親委託に関する条文

児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

### 第 27 条第 1 項第 4 号

触法少年やぐ犯少年等家庭裁判所の審判に付すことが適当な児童を、家庭裁判所送致する

家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

### 第 28 条第 1 項第 1 号

親権者又は未成年後見人が児童の施設措置、里親委託に同意しない時に、家庭裁判所の承認を得て 2 年間は施設措置、里親委託ができる根拠条文。

保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

### 第 28 条第 2 項

28 条審判の更新に関する条文。

28 条の有効期間は措置若しくは委託された日から起算して 2 年間を超えてはならないため、2 年間を超えて親権者や未成年後見人の同意なしに施設措置や里親委託を行う場合は、家庭裁判所への更新申立てが必要となる。

前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三条第二項及び第十八項において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

### 第30条（同居人届）

四親等内の児童以外の児童を、親権者若しくは未成年後見人から離して、一定期間、自己の家庭に同居させる場合に都道府県知事に届け出なければならない条文。

四親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は未成年後見人から離して、自己の家庭（単身の世帯を含む。）に、三月（乳児については、一月）を超えて同居させる意思をもって同居させた者又は継続して二月以上（乳児については、二十日以上）同居させた者（法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く。）は、同居を始めた日から三月以内（乳児については、一月以内）に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

② 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。

③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

### 第33条第1項（児相長の職権一時保護）

児相長の職権による一時保護（委託含む）の根拠条文。ただし、職権一時保護は7日以内。

児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

### 第33条第3項（一時保護の司法審査）

一時保護状の請求に関する条文。

児童相談所長又は都道府県知事は、前二項の規定による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に次項に規定する一時保護状を請求しなければならない。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げない。

一 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

二 当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

三 当該一時保護をその開始した日から起算して七日以内に解除した場合

### 第 33 条第 4 項（一時保護状の発布）

一時保護状の請求を受けた裁判所が、第 33 条第 1 項に該当すると認めるときは、一時保護状を発するとの条文

裁判官は、前項の規定による請求（以下この条において「一時保護状の請求」という。）のあつた児童について、第一項に規定する場合に該当すると認めるときは、一時保護状を発する。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでない。

### 第 33 条第 7 項（一時保護状の却下）

裁判所が一時保護状請求を却下した時の対応に関する条文（一時保護状の請求を却下するとの裁判の取り消しを上級審に求める根拠条文）

児童相談所長又は都道府県知事は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならない。ただし、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長又は都道府県知事は、当該裁判があつた日の翌日から起算して三日以内に限り、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができる。

### 第 33 条第 12 項（一時保護の期間）

一時保護の期間は原則 2 か月とする根拠条文。

第一項及び第二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

### 第 33 条第 14 項（親権者等の同意がない中で 2 か月を超えての一時保護）

家庭裁判所への 2 か月を超えての一時保護の承認を求める根拠条文。

前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。

### 第 33 条の 2 第 2 項（一時保護中の児相長による監護の措置）

一時保護中の児童に対して、児相長が監護教育に関する措置をとれる根拠条文。この条文にもとづき、児相長は親権者と児童の面会通信を制限できる。

児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

### 第 33 条の 10（被措置児童虐待）

被措置児童虐待に関する条文。被措置児童虐待は児童虐待防止法ではなく、児童福祉法において定義がなされている。

この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

② この節において、所管行政庁とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業 これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事

二 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業又は乳児等通園支援事業 これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長

三 里親 次のイ又はロに掲げる里親の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 第六条の四第一号又は第二号の規定による登録を受けた里親 当該登録を行った都道府県の知事

ロ 第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けた里親（イに掲げるものを除く。）当該委託をした都道府県の知事

四 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長

五 認可外保育施設又は指定発達支援医療機関 これらの施設が所在する都道府県の知事

六 一時保護 次のイ又はロに掲げる一時保護の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 一時保護施設において行う一時保護 当該一時保護施設を設置する都道府県の知事

ロ 第三十三条第一項又は第二項の委託を受けて行う一時保護 当該委託をした児童相談所長を監督する都道府県知事

③ この節において、審議会等とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 国の行政機関の長 児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて、第三十三条の十五第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから、当該国の行政機関の長があらかじめ指定する者

二 都道府県知事 都道府県児童福祉審議会

三 市町村長 市町村児童福祉審議会を設置する市町村にあつては市町村児童福祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて第三十三条の十五第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから当該市町村の長があらかじめ指定する者

### 第33条の12の第1項（被措置児童虐待の通告義務）

被措置の通告義務に関する条文。

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。

### 第 33 条の 1 4（被措置虐待の際の都道府県の対応）

#### 被措置発生時の都道府県の対応に関する根拠条文

都道府県知事若しくは市町村長が一般通告若しくは被措置児童等届出を受けた場合又は児童虐待通告を受けた都道府県の知事若しくは市町村の長が当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合において、当該一般通告、被措置児童等届出又は児童虐待通告（次項及び第三十三条の十六の二第一項において「一般通告等」という。）に係る被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該都道府県知事又は市町村長は、当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護の所管行政庁に、速やかに、その旨を通知しなければならない。ただし、当該都道府県知事又は市町村長が当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護の所管行政庁である場合は、この限りでない。

② 所管行政庁は、次に掲げる場合において、被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、被措置児童等の状況その他の前項の規定による通知又は一般通告等に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。

一 前項の規定による通知を受けた場合

二 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について一般通告又は被措置児童等届出を受けた場合

三 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について児童虐待通告を受け、当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合

③ 所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、被措置児童等虐待の防止又は当該措置に係る被措置児童等若しくは当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該被措置児童等に係る事業を行う者、里親、施設の設置者又は一時保護を行う者に対する指導又は助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

### 第 33 条の 15（被措置発生時の児童福祉審議会の対応）

千葉県の場合は「権利擁護部会」が該当する。

所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

② 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べることができる。

③ 審議会等は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

### 第 47 条第 3 項（措置中の施設長の監護の措置）

施設措置中及び里親委託中の児童の監護教育に関して、施設長等が必要な措置をとれることの根拠条文。

児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する内閣府令で定める者又は里親（以下この項において「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

## 2 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

### 第 2 条（児童虐待の定義）

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### 第 3 条（児童虐待の禁止）

#### 児童虐待の禁止の根拠

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

### 第5条（児童虐待の早期発見）

病院、学校、児童福祉施設等は、特に児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、早期発見に努めなければならない（努力義務）。

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

### 第6条（通告義務）

虐待を受けたと思われる児童の通告義務（全国民に課せられている）。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

### 第7条（通告元の秘匿義務）

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

## 第9条（立入調査）

### 立入調査の根拠法令

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五第二項の規定を適用する。

## 第9条の3（臨検、搜索）

### 臨検、搜索の根拠法令

都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

## 第12条（面会通信制限）

児童虐待を受けた児童と保護者との行政処分による面会通信制限に関する条文。適用されるのは、一時保護中と施設措置若しくは里親委託中のケースであり、在宅ケースに適用は不可。

児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護（以下「第三十三条一時保護」という。）が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設（次項において「措置施設」という。）の長は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 措置施設の長は、前項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該児童と当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときは、児童相談所長は、内閣府令で定めるところにより、当該面会又は通信の全部又は一部を制限することができる。

4 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は第三十三条一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

5 第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該児童の保護に著しい支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

#### 第12条の4（接近禁止命令）

都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は第三十三条一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。

##### 関連

2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、内閣府令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、第三十三条一時保護が解除された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。児童福祉法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第十五項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同法第二十八条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第三十三条第十四項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

#### 第13条の4（資料又は情報の提供）

児童虐待のケースにおいて、医療機関や市町村等が保有する保護者や児童の情報を提供できる根拠（あくまで任意で強制ではない）

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### 3 民法

#### 第820条（監護教育権）

親権者が子の利益のために、子の監護教育に関する権利と義務について規定された条文。

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

#### 第821条

820条に規定される監護教育の場面で遵守されるべき、総則的な規律。

親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

## 国通知・ガイドライン等

通知やガイドラインは適宜改定されるため、こども家庭庁の「[児童虐待に係る法令・指針等一覧](#)」のページで常に最新のものを確認すること。

### 【主なもの】

- ・ 子ども虐待対応の手引き
- ・ 児童虐待防止対策体制総合強化プラン
- ・ 市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）
- ・ こども家庭センターガイドライン
- ・ 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針
- ・ 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱
- ・ こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン
- ・ 養育支援訪問事業ガイドライン
- ・ 児童相談所運営指針
- ・ 一時保護ガイドライン
- ・ 一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル
- ・ 児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン
- ・ 千葉県DV・児童連携強化のためのマニュアル

○ [こども家庭庁「児童虐待に係る法令・指針等一覧」](#)



○ [学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き](#)



## 巻末 改定委員会

### (1) アドバイザー

千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会社会的養護検討部会

児童死亡事例等検証委員会副委員長 小木曾 宏

### (2) 委員一覧（委員所属は令和7年3月もしくは令和8年3月時点）

#### 【市町村】

松戸市こども家庭センター	内富 成美 荒井 春香
柏市こども相談センター	星谷 和宏
流山市子ども家庭課	田村 久美子 渡邊 清香
習志野市こども家庭課	福田 大志
大多喜町健康福祉課	渡邊 翔平
栄町福祉・子ども課	阿部 道子 小原 まり
袖ヶ浦市子育て支援課	阿部 勝広

#### 【児童相談所】

柏児童相談所	小熊 良
中央児童相談所	辻 久美子
市川児童相談所	鈴木 恵太 高本 努
銚子児童相談所	長嶋 孝 田口 謙作
東上総児童相談所	塚原 ゆかり
君津児童相談所	保田 幸江

#### 【事務局】

児童家庭課児童相談所改革室	蟹江 卓 木村 美仁
---------------	---------------

千葉県こども虐待対応マニュアル事務局  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号  
千葉県健康福祉部児童家庭課  
TEL 043-223-3634 FAX 043-224-4085